



AIG損害保険

ディスクロージャー誌

2026

はじめに

このたび、当社の経営方針や事業概況、財務状況等をまとめた「ディスクロージャー誌2026」を作成いたしました。

本誌が、皆さまに当社をご理解いただくうえでの一助となれば幸いです。

会社概要

名称	: AIG 損害保険株式会社
英文名称	: AIG General Insurance Company, Ltd.
創業	: 1946年(昭和21年)
資本金	: 137億円
総資産	: 6,706億円
代理店数	: 12,064店
従業員数	: 5,486名
国内営業店舗数※	: 92店舗(*2026年4月1日現在)
本店所在地	: 東京都港区麻布台1-3-1 〒106-0041

本誌は、保険業法第111条に基づき作成したディスクロージャー資料です。
記載された情報は、別途記載がある場合を除き2026年3月31日現在のものです。
なお、記載された2017年12月31日以前の情報は、別途記載がある場合を除き
AIU 損害保険株式会社に関するものです。

CONTENTS

トップメッセージ	2
AIGのパーパス (存在意義) と価値観	3

AIG損害保険について

●AIGについて	4
●2025年度のトピックス	19

運営体制について

●2025年度の事業概況	21
●代表的な経営指標	24
●コーポレートガバナンス	27
●業務の適正を確保するための体制	28
●お客さま本位の業務運営方針	30
●お客さま保護	33
●リスク管理	34
●法令等遵守	37
●販売体制	40

商品・サービスについて

●商品紹介	41
●お客さまサービス	51
●リスクマネジメントサービス	56
●保険の仕組み	58

データ編	63
------------	----

トップメッセージ



今年は、AIGが日本で事業を開始してから80年という節目の年にあたります。私たちは今、複雑性と不確実性が増し、変化のスピードが一段と加速する環境のなかにあります。AIGはこの80年にわたり、グローバルな知見と日本市場への深い理解を融合させ、お客さまが自信を持って不確実性を乗り越えられるよう寄り添いながら、確かな価値をお届けしてきました。AIGは今、リスク・ソリューションの分野で主導的な役割を果たしています。

AIGは、卓越した業務運営を追求し、高度な専門性を強みとするグローバルな損害保険会社です。AIGがグローバルに展開する事業基盤と知見、そして強固な財務基盤と日本市場への揺るぎないコミットメントを礎に、個人のお客さまから中小企業、さらには大規模かつ複雑なリスクを抱える企業のお客さまに至るまで、幅広いニーズに応える体制を整えています。

AIGの強みは、提供する商品やサービスそのものだけではなく、それらをどのように提供するかという点にも、私たちの強みがあります。私たちは、専門性の高い代理店およびブローカーといったパートナーと緊密に連携しています。こうしたパートナーが持つお客さまとの強固な関係性と市場への深い洞察が、お客さま一人ひとりのニーズに応じたリスク・マネジメント、アドバイザリー・サービス、専門性の高いソリューションの提供を可能にしています。私たちはパートナーと共に、お客さまが変化に対応し、新たなリスクを適切に管理し、長期的な成功に向けた基盤を安心して築いていけるよう支援してまいります。

AIGは、日本におけるレジリエンスとリスク・マネジメントのさらなる発展を牽引していくことに、強い使命感を持って取り組んでいます。その一環として、中小企業がより強靱な事業基盤を構築できるよう支援するとともに、大企業と連携しながら、リスク・マネジメントを高度な専門性を備えた確立された実務領域として一層定着させていくことを目指しています。こうした活動を通じて、リスクマネジャーの役割の重要性をさらに高め、日本企業における、より先見的で専門知見に基づくアプローチの普及に貢献してまいります。

こうしたコミットメントを支えているのが、AIGの損害サービスチームです。豊富な経験、確かな遂行力、そしてAIGのグローバルなネットワークへのアクセスは、私たちが提供する価値にとって不可欠なものです。損害サービスチームは、複雑な状況に直面したお客さまを支え、最も重要な局面で、確かな見通しと安心をお届けする重要な役割を担っています。

こうしたすべては、AIGの社員一人ひとりの力なくしては実現できません。高い当事者意識と継続的な改善へのコミットメント、そして確固たるお客さま本位の意識を胸に、日々の業務に真摯に向き合っています。そうした積み重ねが、AIGの成果を支え、持続的な価値の提供につながっています。

AIGは今後も、「AIGジャパン3か年戦略(2025-2027)」を着実に実行してまいります。この戦略は、ますます複雑化する市場環境のなかで、AIGの能力をさらに強化し、お客さまとの関係を一層深め、持続的かつ長期的な成長を実現するための明確な道筋を示すものです。

このような信念の下、AIGはお客さまの確かな支えとなってまいります。今後とも一層のご愛顧、お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

2026年7月

A stylized black ink signature of James Nash, consisting of several loops and a long horizontal stroke at the end.

代表取締役社長 兼 CEO ジェームス・ナッシュ

AIGのパーパス(存在意義)と価値観

複雑化する世界の課題に
共に向き合い、
ゆるぎない明日への自信を

AIGの価値観と それを実現するための ふるまい(行動指針):

- > **自分ごととしてとらえよう**
期待値を明確にしよう
自発的に行動しよう
当事者意識を持って、自ら進んで責任を受けよう
- > **模範となろう**
常に高いクオリティを届けよう
お客さま本位を徹底しよう
保険業界をけん引しよう
- > **共に成功を収めよう**
手を携えることでもっと強くなろう
足並みを揃えよう
ワンチームになろう
- > **よきアライ(理解者)となろう**
インクルージョン(認め合うこと)を常に意識しよう
傾聴して学ぼう
有言実行しよう
- > **常に正しい行いを心がけよう**
誠実・高潔な行動を心がけよう
行動で模範を示そう
地域社会に貢献しよう

AIGについて

AIGグループ(ニューヨーク証券取引所銘柄：AIG)は、世界の保険業界のリーダーであり、200以上の国や地域で、法人および個人のお客さまの資産を守り、リスクマネジメントをサポートするための保険ソリューションをAIGの事業、免許・認可およびその協力パートナーを通じて提供しています。

AIGについて

American International Group, Inc.
www.aig.com

所在地／ 1271 AVE OF THE AMERICAS, NEW YORK, NY 10020-1304
上場証券取引所／ニューヨーク証券取引所

President and Chief Executive Officer ／ エリック・アンダーセン

(2026年6月1日現在)

AIGの業績の推移

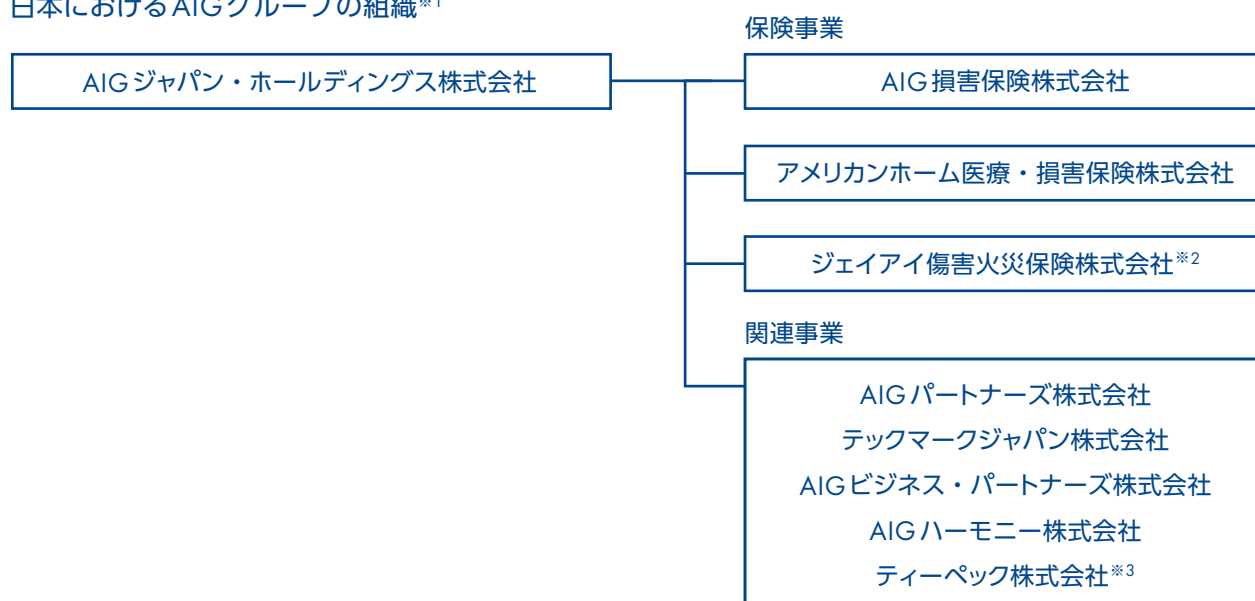
AIG, Inc. 2025年度アニュアルレポート(2025 Annual Report)より抜粋

	2024年	2025年
総収入	272 億ドル	267 億ドル
純利益／純損失(△)	△ 14 億ドル	30 億ドル
総資産	1,613 億ドル	1,612 億ドル

(米国ドルで記載)

日本におけるAIGグループ

日本におけるAIGグループの組織※1



※1：本誌では、日本におけるAIGグループを「AIG ジャパン」と表記します。

※2：ジェイアイ傷害火災保険株式会社は、AIG ジャパン・ホールディングス株式会社と株式会社JTБの合併会社です。
(AIG ジャパン・ホールディングス株式会社の議決権保有割合は50%です。)

※3：ティーペック株式会社におけるAIGグループ会社による議決権保有割合は合計で64.44%です。(AIG ジャパン・ホールディングス株式会社の議決権保有割合は54.67%です。)

サステナビリティ

私たちは、気候変動という世界的課題の解決に貢献するため、責任ある企業として主体的に行動し続けることを約束します

AIG では、お客さまやディストリビューション・パートナーにどのようにサービスを提供し協働していくか、私たちが生活し働く地域社会にどのように影響を与えるか、社員をどのように育成しサポートするか、政策立案者や規制当局とどのように関わり、さらに株主のために価値を創出するという責任をどのように果たすか、ということ企業責任に対するコミットメントかつ事業の確固たる土台として取り組んでいます。

ガバナンス：

AIG は、実効性ある監督体制のもと、説明責任を果たし、透明性を確保することで、ステークホルダーに長期的な価値を提供するコーポレートガバナンスを維持・強化することを約束します。行動規範において多様で確固としたリーダーシップ、建設的な関係の確立、倫理観を共有することを定め、よりサステナブルな将来に向けての継続的な進捗を支えるガバナンス体制を構築します。

環境：

AIG は、事業活動を通じて環境スチュワードシップの推進に取り組み、その取組みをバリューチェーン全体へと拡大しています。科学、データ、シナリオ分析に基づき、お客さまやその他のステークホルダーの脱炭素化およびその他のサステナビリティの取組みをサポートします。サステナブルな未来に向けて、企業と地域社会が繁栄できるように支援します。

人材とパートナー：

AIG は明確な価値観を基盤とする企業です。AIG の価値観は、人々への思いやり、尊重、支援を重視するものであり、人材を重視することで、才能ある人材を惹きつけ、育成するとともに、グローバルに広がるインクルーシブな企業文化の構築に取り組んでいます。また、これらの価値観は地域社会においても実践され、プラスの影響をもたらすことを目指しています。こうした取組みは、AIG が事業活動および業務プロセス全体を強化するなかで、世界的に広がりを見せています。さらにAIG は、自らの事業活動が世界中の人権を尊重し、保護することにつながるよう努めています。

また、AIG は Employee Sustainability Network を通して、社員のサステナビリティに関するエンゲージメントを促進しています。Employee Sustainability Network は、サステナビリティに関する社員の意識を高めることに焦点を置いた社員主導のグループとして、グローバルで設立されました。その活動を広めるため、2022 年 12 月に日本のネットワークを構築し、日本での取組みを実施しています。

AIG のサステナビリティ戦略については、

<https://www.aig.com/home/about/corporate-responsibility/sustainability> をご覧ください。

パートナーシップ

大阪府との連携協定

AIGジャパンは、大阪府との連携協定に基づき、防災グッズや津波浸水シミュレーションジオラマの寄贈、津波浸水などが想定される地域の小学校での植樹祭開催、多言語の地震対応リーフレットの作成・配布など、防災・減災に関する取組みを行ってきました。

持続可能な開発目標 (SDGs)

AIGジャパンは、地球を保護し、人類の生活を向上させることで、より持続可能な未来を創造するための「持続可能な開発目標 (SDGs)」を支援しています。様々な商品・サービスの提供や企業市民活動などの取組みを通じて、SDGsの目標達成に貢献します。これらの取組みはESGの観点とも密接に対応しています。

環境	12 つくる責任 つかう責任	延長保証	テックマークジャパンは、企業の持続可能な事業活動の一環として、延長保証(ワランティ)プログラムを提供しています。延長保証プログラムにより、製品を安全に長く使用でき、環境保全活動に貢献しています。
		クリアホルダーのリサイクル	AIGジャパンは、使用済みのクリアホルダーを回収し、グループ会社内で再利用するとともに、文具メーカーへ寄付を行っています。
		ペットボトルキャップのリサイクル	AIGジャパンは、2010年より、リサイクルを促進し二酸化炭素排出量削減をサポートするため、ペットボトルキャップの社内での回収およびNPO法人エコキャップ推進協会への寄付を行っています。
		新本社での取組み	AIGジャパンは、2026年1月の本社移転の際に、家具や備品の再利用、紙とプリンターの削減などを進め、移転後も文房具の共有化などを通じて、継続的に廃棄物削減に取り組んでいます。
	13 気候変動に 具体的な対策を	気候変動に関する目標	AIGは、温室効果ガス排出実質ゼロを達成するコミットメントを発表しました。詳細は以下のとおりです。 2050年までに、あるいはそれ以前に、業務運営における温室効果ガス排出実質ゼロ達成を目指す。 2050年までに、あるいはそれ以前に、保険引受および運用ポートフォリオ全体での温室効果ガス排出実質ゼロ達成を目指す。 2030年までに、あるいはそれ以前に、AIGの業務運営における再生可能エネルギー比率100%達成を目指す。
		環境汚染賠償責任保険	AIG損害保険は、気候変動を背景として洪水などの自然災害が増加するなか、2020年7月、洪水や高潮による環境汚染を補償する業界初の特約を発売し、環境リスクに関するお客さまのニーズに応えています。
	15 陸の豊かさも 守ろう	地域清掃ボランティア活動	AIGジャパンとAIGジャパン労働組合の共催により、美化・清掃を通じた地域貢献を目的として、全国20拠点で約500名の社員とその家族が清掃のボランティア活動を実施しました。
	11 持続可能な 都市づくり 13 気候変動に 具体的な対策を 15 陸の豊かさも 守ろう	MORINOプロジェクト	AIGジャパンは、2014年から公益財団法人 鎮守の森のプロジェクトの活動に協賛し、いのちを守る森づくり「MORINOプロジェクト」に取り組んでいます。当活動は、自然災害による被災者や被害を大幅に削減するなど、自然災害に対する強靱さ(レジリエンス)を実現します。

コミュニティ	3 すべての人に 健康と福祉を	ワクチンの寄付	AIG損害保険は、認定NPO法人 世界の子どもにワクチンを 日本委員会の取組みに協力し、医療総合保険の新規契約数に応じて、ワクチンを開発途上国の子どもたちへ届けています。
		AIG高校生外交官プログラム	AIG高校生外交官プログラムは、日米の高校生の異文化交流を目的に1987年に設立されました。このプログラムは、将来のグローバルリーダーを目指す日本の高校生が米国を訪問する渡米プログラムと、米国の高校生が来日する日本プログラムで構成されています。
	4 質の高い教育を みんなに	ジュニア・アチーブメント日本とのパートナーシップ	AIGジャパンは、全国各地で子どもたちのキャリア教育および金融リテラシーの推進などに取り組んでいる公益社団法人ジュニア・アチーブメント日本と、パートナーシップを結んでいます。2025年度も全国の中学校・高校などで体験的に学ぶことができるプログラムが開催され、活動の目的に共感・賛同したAIGジャパンの社員がボランティアとして参加しました。
		東京都教育委員会「英語でジョブチャレンジ2025」	AIGジャパンは、東京都教育委員会主催の「英語でジョブチャレンジ2025」に協賛し、4名の生徒の受け入れを行いました。このプログラムは、都立高校生がグローバルに活動する企業・団体などを訪問し体験学習するもので、生徒が実践的に英語を活用することで学習意欲を高めたり、世界を視野に活躍する意識の向上やキャリアプランについて考える機会を提供したりすることを目的としています。
	5 ジェンダー平等を 実現しよう	カルチャー&インクルージョン	AIGは、将来のAIGを構築する取組みの一環として、“誰もがAIGにおいて価値ある存在として活躍し、貢献できると感じる”インクルージョンの文化の醸成に引き続き注力しています。
		Dive In フェスティバル	AIGは、カルチャーやタレントを推進する国際的な祭典であるDive Inフェスティバルを後援しています。2025年のフェスティバルは「BELONGING BUILDS TOMORROW」をテーマに、約50か国で開催されました。
		東京と大阪でのレインボーイベント	AIGジャパンは、東京レインボープライドと大阪レインボーフェスタに協賛しています。どちらのイベントも日本を代表する規模のレインボーイベントであり、レスビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、その他すべてのアイデンティティを含む、あらゆる性の多様性を祝うものです。
	8 働きがいも 経済成長も	北里研究所とのパートナーシップ	AIG損害保険と北里研究所は、中小企業の経営者や従業員が、ケガをしったり病気になっても安心して働き続けられる環境づくりを支援するアプリの提供を、2021年から開始しています。このアプリは、中小企業が従業員にとって魅力的な職場をつくるための現在の状況と準備状況を評価できるように、設計されています。
		SME Resilience	AIG損害保険は、中小企業のお客さまの事業継続力強化を通じ、企業価値の向上に貢献するべく、「SME Resilience※」というバリュープロポジション創造に取り組んでいます。「SME Resilience」では、ヒト・モノ・カネ・情報といった経営資源と、それらを活用した事業活動に潜むリスクに着目し、事前対策としての情報提供やコンサルティング、万が一の事態が発生した後の早期復旧のトータルサポートを行っています。 ※ SME: 中小企業 / Resilience: 事業を継続し成長する力
		一般社団法人がんと働く応援団との提携	AIG損害保険は、一般社団法人がんと働く応援団と提携を結び、企業向けの「がん防災マニュアル企業版」を共同で作成し、がん治療と仕事の両立支援推進の一つのツールとして、代理店や営業社員を通じて展開しています。
ガバナンス	16 平和と公正を すべての人に	ESG ガバナンス	AIGの米国本社では、サステナビリティ委員会を設置し、米国本社およびその子会社に関連するサステナビリティ課題について議論し、対応策を提言しています。これにより、すべての部門がサステナビリティのリスクと機会に関与し、説明責任を果たすための全社的なサステナビリティ活動を推進するためのガバナンス体制が確立されました。

AIGにおける カルチャー＆ インクルージョンとは



AIGでは、性別、国籍、性的指向、家族構成、障がいのあるなし、世代間などの違いから生まれる様々な経験を多様性として受け入れ、尊重しながら、最大限に活かす「カルチャー & インクルージョン」の推進に取り組んでいます。

これは、AIGの価値観である「よきアライ(理解者)となろう」を体現する取組みのひとつであり、多様な視点からお客さまを深く理解することでAIGのパーパス(存在意義)の実現にもつながっています。

グループ各社は、多様性を尊重するAIGの企業文化に基づき、より安全でより良い未来を創造するための様々な取組みを行っていきます。

- 経営陣を中心メンバーとするカウンスルにおいてインクルージョン施策の推進について議論し、効果的な実践をサポート。また、インクルーシブな職場環境醸成のため、女性活躍推進や男女賃金格差などの課題への対応策について議論
- 保険業界におけるカルチャー&インクルージョンの促進を目的とした、毎年恒例の国際的な祭典であるDive Inフェスティバルを後援。2025年度も、日本におけるDive Inフェスティバルのイベント開催をAIGジャパンが支援
- 社命による転勤のない会社を目指すWork@Homebase、男性社員の育児休暇取得の促進やコアタイムのないスーパーフレックスタイム制度を活用し、多様な人材が働きやすい環境を醸成
- 若手社員と年次の近い先輩社員とがつながり、学び合うことを目的としたプログラムECE(Early Career Engagement)では、若手社員が感じる職場課題に対する解決策の提案、およびイベント企画を通じて、問題解決スキルやプロジェクトマネジメントスキルの習得を支援。また、同世代の社員とのランチ会を実施し、ネットワーク構築やカジュアルな相談の機会を提供



- カルチャー＆インクルージョンの推進に関する特定のテーマに関心を持つ社員が、コミュニティへの貢献や企業文化の改革などに寄与する活動を自発的に企画・運営する6つの社員グループ（「Working Families」「Women & Allies」「Young Professionals」「LGBTQ+ & Allies Rainbow」「Language and Culture Exchange」「Japan disAbilities & Allies」）の活動を ERG (Employee Resource Group：社員リソースグループ) プログラムとして支援。各グループが特色ある取組みを主体的に展開する一方、グループ横断的な取組みとして社員の家族が集う Family Day を企画、実行
- LGBTQ+ に関して実施してきた様々な取組みについて、一般社団法人 work with Pride により選出される「PRIDE 指標」の「シルバー」を獲得（2016年度から 2024年度までは9年連続で「ゴールド」受賞）
- AIG ジャパングループ各社のサポート業務などを行う AIG ハーモニー株式会社（2017年5月設立・AIG ジャパン・ホールディングスの特例子会社）では、多くの社員が高品質な業務を行えるようするためのデジタルツールの開発や、「AIG Blue Day」の取組みを通じた世界自閉症啓発デーの支援など、誰もが働きやすい職場環境の整備に取り組んでいる。こうした取組みが評価され、東京都福祉局より「共生社会の理念に賛同する企業・団体」として認定



The Best Place to Work

家族と共に充実した人生を
築くことができる職場を目指して



AIG ジャパンは、多様性を大切に持続的に成長していく企業になるために、私たち一人ひとりが、自ら考え、提案し、行動する、自律的な働き方に取り組んでいます。少子高齢化の進行や個人の価値観の変化などを受けて日本社会が激変するなかで、永続的に会社が成長するため、社員がいきいきと働き、家族や大切な人々と共に充実した人生を築くことができる職場の創造に向けた取組みを、グループ会社一丸となって進めています。



The Best Place to Workとは

すべての社員が、主体的に考え、自ら意思決定し、行動することが可能となるよう、一人ひとりの違いがポジティブに作用する働き方の実現を目指しています。そのために、社員がいきいきとした充実感を持ち、やる気に満ち、働きがいを感じられる環境をつくることが、「The Best Place to Work」の取組みです。

ビジョン

社員が自身のキャリアを追求し、人生の目標をかなえることに注力できる職場を創造する。

ミッション

以下の環境を構築する。

- AIG の社員とその家族がハッピーになれる会社
- 多様な働き方やライフスタイルを互いに受け入れ、共存する職場

※ACTIVE CARE (アクティブ・ケア)

ACTIVE CARE を構成する3つの要素：①すべてがシンプルで、分かりやすい。：どんな新しいサービスや有益な情報も、うまく伝えられなければ意味がありません。私たちは、お客さまの立場に立ち、お客さまそれぞれに合わせたサービスを提供していきます。②リスク情報を、事前に。：お客さまを深く理解しているからこそ、お客さまの気づかないリスクにまで気づくことができます。そして、事故や損害を事前に防ぐ、情報やアドバイスを提供していきます。③AIG ならではの先進性。：私たち AIG が、世界中で蓄積してきた最先端の知見やテクノロジー、そして、長年日本で培った洞察力でお客さまにとっての保険の価値を高めていきます。

社員への提供価値

AIG ジャパンは、以下のことを実現する。

- AIG で働いていることへの誇り
- 透明性と受容性を大切にする One AIG としての企業文化
- 互いに尊重しあい、温かな信頼と評価が生まれる環境
- コラボレーション・イノベーションを促す、ポジティブな職場環境づくり
- 「Own Your Career (自分のキャリアは自分でつくる)」のマインドの推進による目指すキャリアの形成
- 心身ともに健康であり続けるために、「ACTIVE CARE」のマインドをすべての行動に反映
- 透明性と適切なパフォーマンス・マネジメントにより、社員に報いる魅力的な仕組みから得られる励み
- 適切なワーク・ライフ・バランスを実現するフレキシブルなワークスタイル

The Best Place to Work の主な取組み

- 仕事と育児の両立支援
- 仕事と介護の両立支援
- 日常生活や様々なライフステージに対応できるフレキシブルな働き方(リモート勤務、スーパーフレックスタイム制度)
- 老後に備えるための制度・支援
- 仕事と治療が両立でき、キャリア面での不安を軽減するための支援
- Wellbeing (メンタルヘルスケア、予防医療への取組み、禁煙外来補助、ウォーキングイベント、ヘルスリテラシー向上、ファイナンシャルウェルビーイングの各種セミナーなど)

Work@Homebase 勤務地希望制度

AIG ジャパンは、「Own Your Career」の考え方を推奨しています。この考え方に基づき、「The Best Place to Work」の一環として、各社員のライフステージに対応し、柔軟な働き方を提供する「Work@Homebase」を導入しています。「Work@Homebase」は、ホームベースとなる希望の勤務エリアを各社員が登録することで、社員は希望しない転勤をすることなく、「Own Your Career」の考え方に則って自身のキャリアパスを描き、実現することができます。

- 「Work@Homebase」は、すべての社員が「転居転勤がない」「単身赴任がない」「社命転勤がない」会社となることを目指します。
- すべての社員が、育児や介護といった個人の様々な事情やライフステージの状況に応じて「ノンモバイル社員：今のライフステージでは勤務エリアを限定して働きたい」または「モバイル社員：今のライフステージでは全国を転勤することに制約はない」を選択できます。
- 「ノンモバイル社員」を選択した場合は、望んだホームベース(拠点となる地域)で働きながら、長期的なキャリアを築くことが可能となります。
- 社員自らが手を挙げ、組織や職種の垣根なく、キャリアを築く仕組みと文化の構築を目指します。
- より地域への関与を深め、ビジネスパートナーとの長期的な関係構築を目指します。
- 働き方の選択に応じた透明性のある処遇を実現します。

AIGジャパン健康経営宣言

健康経営宣言

AIG ジャパンは、社員が健康および健全な生活を維持するための最高の体制を整えています。私たちAIG ジャパンは、健康経営を推進し、社員一人ひとりがベストな状態で業務に従事し、充実した生活を送れる環境づくりに取り組んでいます。社員がバランスの取れた、健康的で活力に満ちた生活を送れるように支援することは、私たちを取り巻く複雑な課題に取り組み、共に明るい未来を築いていくなかで、お客さまや地域社会をはじめAIGと関わるすべての人々への支援を実現することにつながります。

AIG ジャパンは、すべてのステークホルダーと協力し、働きがいのある職場を創造するという目標に向かって、たゆまぬ努力を続けてまいります。

推進体制

AIG ジャパンの健康経営は、経営トップを推進責任者として、AIG ジャパン人事部門が健康管理室、衛生委員会、AIG ジャパン労働組合およびAIG 健康保険組合で構成される健康経営推進連絡会を通じて連携し、社員およびその家族の健康づくりを行っています。

「健康経営優良法人2026 大規模法人部門」に認定されました。

AIG ジャパンでは、健康な心身の維持が職場でのパフォーマンスやモチベーションの向上につながると考えています。「The Best Place to Work」の一環として進めている、健康保険組合との連携やヘルスリテラシーの向上、時間外労働の削減に向けた取組みなどを通じて9年連続で「健康経営優良法人」の認定を取得*しました。AIG ジャパンは、今後も社員一人ひとりにとっての真の「The Best Place to Work」を目指し、より良い職場環境づくりに努めてまいります。



- ウェルネスセミナー
- 禁煙サポートプログラム
- 健康イベント(生活習慣改善、健康フェスティバル)
- 定期健康診断(人間ドック・特定保健指導)

*今回の認定は、AIG ジャパン・ホールディングス株式会社、AIG 損害保険株式会社、アメリカンホーム医療・損害保険株式会社、AIG パートナース株式会社、AIG ビジネス・パートナーズ株式会社、テックマークジャパン株式会社、AIG ハーモニー株式会社、AIG テクノロジーズ株式会社の8社が対象です。

スポンサーシップ

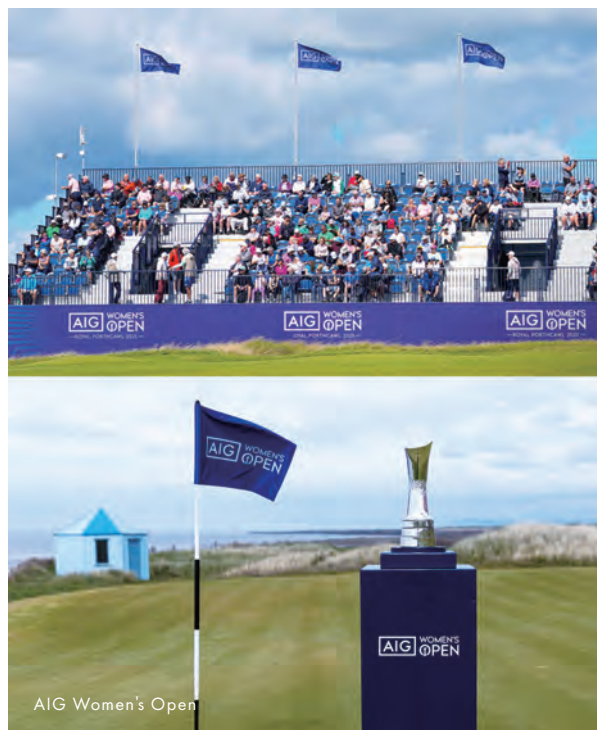


AIG Women's Open

AIGは、スポーツ、ビジネス、そして社会における女性のアライ(理解者)としてAIG女子オープンのスポンサーを務めています。また、2024年にAIGブランドアンバサダーにご就任いただいたプロゴルファー渋野日向子選手の国内外の活動を応援しています。



AIGブランドアンバサダー
渋野日向子選手



AIG Women's Open

企業市民活動

AIGは、企業としての社会的責任を果たしていく際に、個人や企業が活動するコミュニティを支援すること、待ち受けるリスクに備えることに注力しています。また、AIGジャパンにおいても、社員の経験、知識、熱意を活かし、様々なプログラムや団体とのパートナーシップ、ボランティア活動などの継続的な企業市民活動への取組みを通じて、社会全体に変化をもたらすことを目指しています。

ジュニア・アチーブメント日本とのボランティア活動

AIGジャパンは、全国各地で子どもたちのキャリア教育および金融リテラシーの推進などに取り組んでいる公益社団法人ジュニア・アチーブメント日本と協働する取組みを行っています。2025年度は、札幌、多賀城、東京、横浜、名古屋、大阪、松山、飯塚の小中高生向けに、生活に必要とされるお金について考え、大人の立場で生活設計をするプログラムや、社員との対話を通して今まで気がつかなかった自分の素晴らしさを発見することができるプログラムなどを実施しました。それぞれの活動には、その目的に共感・賛同したAIGジャパンの社員がボランティアとして参加しました。



障がい者支援団体主催イベントのサポート活動

障がいについての理解を深めインクルージョンを高めるカルチャーの構築を目指す「Japan disAbilities & Allies ERG」メンバーと、その活動に共感・賛同したAIGジャパンの社員が、東京都内にある特別支援学校の夏祭りにボランティアとして参加しました。また、富山県内の放課後等デイサービス事業所に通う児童を対象に、学校の普通学級や特別支援学級では実施が困難な障がい特性に配慮した運動会にもボランティアとして参加しました。



都立高校生の職場体験サポート活動

東京都教育委員会主催の「英語でジョブチャレンジ2025」が開催され、AIG ジャパンでは4名の生徒の受け入れを行いました。このプログラムは、都立高校生がグローバルに活動する企業・団体などを訪問し体験学習する取組みで、生徒が実践的に英語を活用することで学習意欲を高めたり、世界を視野に活躍する意識の向上やキャリアプランについて考える機会を提供したりすることを目的としています。当日はオフィスに高校生を招き、事業内容の紹介やキャリアに関する対話などを行いました。



地域清掃ボランティア活動

AIG ジャパンと AIG ジャパン労働組合の共催で、地域社会への貢献と職場内外におけるコミュニケーションの促進を目的とした美化・清掃活動を全国20拠点で実施しました。社員とその家族を含む約500名がボランティアとして参加し、地域の環境美化に貢献しました。



USO ボランティア活動

2025年度は、岩国、佐世保、横須賀の3か所の米軍基地内にて、米軍従事者およびその家族をサポートする団体、United Service Organizations (USO) が主催するイベントに、多くのAIG ジャパンの社員がボランティアとして参加しました。



MORINO プロジェクト

当社は、2014年より社会貢献活動として、災害からいのちを守る森づくり「MORINO プロジェクト」に取り組んでいます。公益財団法人 鎮守の森のプロジェクトと連携し、これまでにAIG ジャパンの社員、代理店の皆さま、法人会・納税協会会員企業の皆さま、合わせて約2,900名が全国11エリア、28回の植樹ボランティアに参加してきました。

どんぐりを拾って苗木に育て、東日本大震災の被災地や、将来津波被害が想定される地域に植樹を行うことで、防災・減災に寄与する「いのちを守る森づくり」を全国に拡大しています。

2025年度においても多くのボランティアが参加して、千葉県旭市、福島県南相馬市、静岡県磐田市で開催しました。



AIG 高校生外交官プログラム | AIG High School Diplomats Program (HSD)

当社は、1987年から30年以上にわたり、日米の高校生の異文化交流とグローバルリーダーの育成を目的に、フリーマン財団※とともに日米の高校生の留学支援を行っています。夏休み期間中に行われるこの留学プログラムには、これまでに4,000名を超える日米の高校生が参加し、様々な貴重な体験を通し、高校生外交官としての使命を果たしています。AIGジャパンの社員がボランティアなどを通じて同プログラムに参加しています。

※フリーマン財団：元AIGジャパンCEOのホートン・フリーマン氏により、米国と東アジアの国々の友好関係を強化することを目的に設立された財団で、1994年より本プログラムに協賛しています。



いじめ防止標語コンテスト

当社は、「いじめ防止標語コンテスト」(主催：いじめ防止標語コンテスト実行委員会)に、2007年の第1回開催から継続して協賛しています。

いじめ防止に向け、児童・生徒や関係者が夢や希望を持って笑顔あふれる学校づくりを推進する本コンテストには、日本全国の小中学生から「いじめ防止」をテーマにした標語の応募が多数寄せられ、選考は主催団体と全国複数か所のPTA連合会との共催で実施されます。(後援：文部科学省・各地教育委員会、など)

2025年の第19回では、1,885校の小中学生から寄せられた374,118作品から各賞が選出されました。文部科学大臣賞受賞者を東京へ招き、表彰式を行いました。



文部科学大臣賞 受賞作品

小学生の部：長崎県五島市立 盈進小学校 5年
ふさいでも、聞こえてくるの、その言葉

中学生の部：兵庫県赤穂市立 赤穂東中学校 2年
加害の裏には壊れた心 被害の奥には深い傷 二つの痛みを理解がつなぐ

世界の子どもにワクチンを

当社は、お客さまへの感謝の気持ちをワクチンに代えて世界の子どもたちに贈る支援を行っています。お客さまにご加入いただいた医療総合保険の新規ご契約1件につき3本のワクチンを贈る支援を2007年より続け、2024年までに約97万人分のワクチンを認定NPO法人 世界の子どもにワクチンを 日本委員会へ寄付しています。



損害保険業界としての主な取組み

当社では、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、損害保険の普及啓発・理解促進活動や、事故・災害および犯罪の防止・軽減にむけて、様々な社会貢献活動を推進しています。

地震保険の普及・啓発

地震保険は、地震・噴火・津波による建物・家財の損害を補償します。法律に基づき国と損害保険会社が共同で運営する保険であり、被災者の生活再建資金を確保し、生活の安定に寄与する役割を担っています。

2024年度に火災保険を契約された方のうち、約7割の方が地震保険に加入しています。地震リスクへの理解を促し、地震保険の普及・啓発を行うことは損害保険業界の社会的使命となっています。

損害保険業界では、地震保険を募集する損害保険代理店の支援、テレビ・新聞・インターネット・ポスターなどの広告を用いた地震リスクと地震保険の必要性を啓発する取組みなどを通じて、地震保険の理解促進および加入促進を図っています。



自賠責保険の普及・啓発

自賠責保険制度の理解促進および保険加入漏れ防止のため、新聞・インターネット・ポスターなどの広告を通じた「自賠責保険広報活動」を1966年から実施しています。



交通安全対策

自転車事故防止活動

自転車事故の実態やルール・マナーの解説とともに、自転車事故による高額賠償事例や自転車事故に備える保険などを紹介した冊子と事故防止の啓発チラシを作成し、講演会や交通安全教室・イベントなどを通じて自転車事故の防止を呼びかけています。

不正請求対策

ロードサービス業者に関するトラブルへの注意喚起

自動車の故障時に、インターネット広告に表示されたロードサービス業者に対処を依頼したところ、事前に説明のなかった高額な費用を請求されるといった消費者トラブルが急増しています。このようなトラブルに巻き込まれないために、事故だけでなく自動車の故障の場合でも、自動車保険を契約している損害保険会社または保険代理店に連絡いただくよう、消費者へ注意を呼びかけています。



2025年度のトピックス

当社の2025年度の主なトピックスは、次のとおりです。

(注) プレスリリースなどをもとにした発表当時のトピックスです。詳細は、当社ホームページ(www.aig.co.jp/sonpo)にてご確認ください。

2025年8月 「マイホームリスクマップ」リニューアル実施

「水災等地確認マップ」を「マイホームリスクマップ」と名称変更し、新機能を追加するリニューアルを実施しました。お住まいの住所または郵便番号を入力いただくことで、地域の水災等地や水害のリスク、地震・津波のリスクを事前に確認できるだけでなく、新しく保険補償事例を確認できる機能が追加されました。



2025年10月 「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金の拡張払特約」を新発売

2026年1月1日以降に保険始期を迎える契約から、自動車保険における「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金の拡張払特約」を発売しました。この新特約を「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」と組み合わせることで、地震・噴火・津波による車両全損時の補償内容を、従来の50万円に加えて100万円、200万円、300万円から選択できるようになりました。



2026年1月 AIGジャパン、東京本社を「麻布台ヒルズ 森JPタワー」に移転

AIG損害保険株式会社をはじめとする一部のAIGジャパングループの本社を2026年1月に「麻布台ヒルズ 森JPタワー」へ移転しました。新本社では、より柔軟で多様性に配慮したオフィス環境を提供し、社員が一層協働しやすく、効果的に働ける場を実現。業務効率を高めることで、さらなる価値創造を目指します。



2026年1月 「2026年 オリコン顧客満足度®調査」5年連続 自動車保険 代理店型 第1位を獲得

オリコン株式会社が発表した「2026年 オリコン顧客満足度®調査 自動車保険 代理店型」のランキングにて、5年連続で第1位を獲得しました。

「加入・更新手続き」「保険料」「事故対応」などの項目について評価された結果となります。



2025年度の事業概況

事業の経過および成果等

当期における日本経済は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられましたが、緩やかに回復しています。しかし、潜在成長力は伸び悩み、賃金の伸びは物価上昇に追いつかず、食料品を中心とした物価上昇により、個人消費は力強さを欠いている状況にあります。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響、また、金融資本市場の変動の影響や米国の通商政策をめぐる動向などにも注意する必要があります。

損害保険業界については、保険金不正請求事案と保険料調整行為事案の再発防止を図るため、顧客本位の業務運営を徹底し健全な競争環境を実現する観点から、令和7年5月30日に「保険業法の一部を改正する法律」(以下「改正保険業法」という。)が成立し、加えて、相次ぎ発覚した個人情報漏えい事案への対応等を含め、政府令の整備や保険会社向けの総合的な監督指針の改正等、改正保険業法の施行に向けた規定の整備・規制の強化が進められています。

損害保険業界を取り巻く環境を俯瞰すると、国内では、これまで経験したことのない集中豪雨や暴風、記録的な猛暑や大雪など、気候変動の影響による自然災害の頻発化・激甚化と公共インフラの老朽化等の影響により、建物や家財などへの直接的な損害だけでなく、電気・水道・ガスなどのライフラインの遮断による間接的な損害に対する備えが重要性を増しています。また、少子高齢化が進み、デジタルネイティブ世代が様々な活動の中心になっていく中、デジタル活用によるお客さまの利便性向上と業務効率化の機運がますます高まっています。その一方で、サイバー犯罪の増加やサイバー攻撃の高度化が進み、国内外の企業や組織を狙った巧妙かつ大規模な攻撃が発生し、サプライチェーン全体を巻き込んだ事業中断リスクが社会に甚大な影響を及ぼすなど、サイバーリスクが深刻な社会問題となっています。

損害保険会社各社はリスクの担い手として、これらの多様な環境変化に機敏に対応し、お客さまと社会に安心と安全をお届けし、また、社会全体の持続的な成長を支えるために、その使命を果たしていくことがますます求められています。

AIG損害保険株式会社(以下「当社」という。)は、個人、中小企業及び大企業・中堅企業のお客さまセグメントにおいて、当社の強みである、グローバルな知見、プロ代理店のネットワーク、高品質な損害サービス、そして革新的な保険ソリューションを通じて、急速に複雑さを増す世界で、お客さまに寄り添い続けるパートナーとして、お客さまの最善の利益を考え、お客さまのニーズやリスクに応じた商品・サービスの提供に努めています。

個人のお客さま向けとしては、お住まいの地域の水災等地や水害のリスク、地震・津波のリスクを事前に把握するための「水災等地確認マップ」を「マイホームリスクマップ」と名称変更するとともに、保険補償事例を確認できる新機能を追加しました。これにより「もしもの時」の備えをより実践的に検討いただくことができるようになりました。また、異常気象による災害が頻発し、かつその被害は激甚化しており、近年は、特に降ひょうによる被害も増加の一途を辿っています。こうしたひょう災リスクにおける防災・減災をサポートするために、一般社団法人 日本気象協会の技術と当社が保有する過去のひょう災害事故データを組み合わせた独自の手法を活用した「未来の雹(あしたのひょう)」のサービスを提供開始しました。あわせて、「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金の拡張払特約」を開発し、販売を開始しました。この特約を「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」と組み合わせることで、地震・噴火・津波による車両全損時の補償内容を、従来の50万円に加えて100万円、200万円、300万円から選択いただけるようになりました。地震・噴火・津波の際に車両価値に応じた適切な補償を提供することで、お客さまの生活の早期復旧をサポートします。

中小企業のお客さま向けとしては、昨年度より新たな代理店向けデジタルプラットフォームによるオペレーションスキームであるハイパープロテクトプログラムの運用を開始するとともに、順次その機能の強化に努めています。本デジタルプラットフォームの2つの主要機能である「スマート募集®」「デジタル保険証券」の導入により、契約手続きの効率化・ペーパーレス化を実現し、カスタマーエクスペリエンスの向上につなげています。

大企業・中堅企業のお客さま向けとしては、昨年度、「個人情報漏洩保険」を改定し、踏み台攻撃のような自社のパソコンなどを踏み台として取引先など第三者に損害を与えた場合の損害賠償責任等を補償する「セキュリティ賠償責任特約」や、初期対応時の原因調査費用を補償する「サイバー攻撃対応費用特約」の保険金額を倍額まで設定できる特約などを新設しました。当年度に入ってもサイバー攻撃は、ますます複雑かつ大規模化しており、こうしたリスクに幅広く対応できるソリューションとして、既存のお客さまにはもちろん、新規のお客さまに対しても積極的にご提案しています。

また、お客さま本位の業務運営を徹底し、お客さまのご意向を踏まえた公正・誠実かつ最善の利益を勘案した分かりやすい商品やサービスの提案に取り組むとともに、適正な商品選択の機会の確保にも努めています。あわせて、リスクマネジメントの高度化に取り組む企業等への積極的な支援にもより一層取り組んでまいります。さらに、お客さまへのサービス品質の維持・向上につながる、契約計上業務及びコンタクトセンター業務に係る運営体制の強化や業務プロセスの効率化・簡素化を一層進めています。

損害サービスにおいては、RPA(Robotic Process Automation)・AI等の技術を活用した保険金支払オペレーションの自動化や保険金不正請求の検知、マニュアル・ルール改定や新たなソリューション構築を通じた対面や書面による手続きの削減、Web上で保険金請求手続を完結させる「デジタル保険金請求」の推進等、業務の効率化及び幅広いお客さまのニーズへの対応に継続して取り組んでおり、保険金請求手続に係るお客さまの利便性向上や迅速かつ適切な保険金支払いを目的としたサービスの展開・拡大を実行しています。

システムに関しては、代理店システムの機能改善や安定稼働、システム品質の更なる向上、アプリケーションシステムの最新化や各種業務のデジタル化等の取組みを進めています。

これらの取組みに加えて、AIGグループは、企業の社会的責任を果たす活動として、昨今頻発する自然災害に対しての防災・減災と環境保全に対する取組みを目的とした植樹、学校教育における重要な課題解決に向けた取組みへの協賛、子どもの支援を目的とした各種ボランティア、スポーツ支援、留学プログラム支援等を進めています。

以上のように取り組んだ結果、令和7年度の事業損益については、保険引受収益1,794億円、資産運用収益139億円等を合計した経常収益は、前年度に比べて94億円増加し、1,944億円となりました。一方、保険引受費用574億円、営業費及び一般管理費1,009億円等を合計した経常費用は、前年度に比べて15億円減少し、1,662億円となりました。この結果、経常利益は前年度に比べて109億円増加し、282億円となりました。経常利益に特別損益、法人税等を加減した当期純利益は、前年度に比べて19億円減少し、135億円となりました。

保険引受、主要な保険種目別及び資産運用の概況は次のとおりです。

〔保険引受の概況〕

保険引受収益のうち、当年度の正味収入保険料は、前年度に比べて67億円の増収となり、1,623億円となりました。一方、保険引受費用のうち正味支払保険金は、前年度に比べて50億円減少し、736億円となりました。この結果、正味損害率は前年度と比べて5.5ポイント低下し、59.9%となりました。また、正味事業費率は、前年度に比べて0.6ポイント上昇し、32.4%となりました。これらに、支払備金戻入額、責任準備金戻入額等を加減した保険引受利益は、前年度に比べて59億円増加し、212億円となりました。

〔主要な保険種目別の概況〕

(火災保険)

正味収入保険料は177億円と、前年度(154億円)に比べて23億円の増収となりました。また、正味損害率は、前年度に比べて22.9ポイント低下し、76.5%となりました。

(海上保険)

正味収入保険料は30億円と、前年度(31億円)に比べて64百万円の減収となりました。また、正味損害率は、前年度に比べて3.0ポイント低下し、24.1%となりました。

(傷害保険)

正味収入保険料は238億円と、前年度(248億円)に比べて9億円の減収となりました。また、正味損害率は、前年度に比べて0.1ポイント低下し、49.5%となりました。

(自動車保険)

正味収入保険料は536億円と、前年度(520億円)に比べて15億円の増収となりました。また、正味損害率は、前年度に比べて3.3ポイント低下し、76.0%となりました。

(自動車損害賠償責任保険)

正味収入保険料は118億円と、前年度(115億円)に比べて2億円の増収となりました。また、正味損害率は、前年度に比べて8.5ポイント低下し、91.3%となりました。

(その他の保険)

正味収入保険料は522億円と、前年度(486億円)に比べて36億円の増収となりました。また、正味損害率は、前年度に比べて4.4ポイント低下し、37.6%となりました。

[資産運用の概況]

当期末の運用資産は5,143億円と、前期末に比べて148億円の減少となりました。公社債(円債)及び為替ヘッジ付外貨建債券(主に米国、欧州の社債)等への投資を中心に、リスクの分散に留意しながら、負債特性に合わせた安定的な収益ポートフォリオを維持しました。利息及び配当金収入は、投資利回りが上昇したことで、前期に比べて17億円増加し、116億円となりました。有価証券売却損益は、政策株式の売却により、前期に比べて26億円増加し56億円の利益となりました。なお、為替ヘッジに関する金融派生商品損益等を考慮後の資産運用粗利益は、前期に比べて46億円増加し、65億円となりました。

当社が対処すべき課題

当社は、令和6年に策定したグループ戦略「AIGジャパン3か年戦略(2025-2027年)」において、「お客さまにとっての価値を最大に」、「持続性を持つAIGジャパン」、「将来を見据えた組織構築の推進」を戦略的優先事項として掲げ、その取り組みを通じて持続可能で収益性の高い成長を目指し、お客さま本位をビジネス戦略の核として、お客さまの最善の利益を追求していきます。損害保険会社としての役割を果たすため、お客さまに寄り添い、お客さまの多様なニーズに応える幅広い損害保険商品・サービスを提供し、そして損害保険業界全体の信頼回復に向けて、引き続き取り組んでまいります。

なお、将来を見据えて東京本社の体制を一層強化し、効率性と持続可能性を高めるため、令和8年1月1日に当社の本社を「麻布台ヒルズ 森JPタワー」に移転しました。

また、日本における法人組織構造の合理化及び最適化の観点から、関係当局の認可等を前提に、当社、AIGジャパン・ホールディングス株式会社、アメリカンホーム医療・損害保険株式会社及びAIGビジネス・パートナーズ株式会社の4社を、当社を存続会社として令和9年1月1日をめどに統合するため、今後具体的な検討・対応を進めることを決定いたしました。

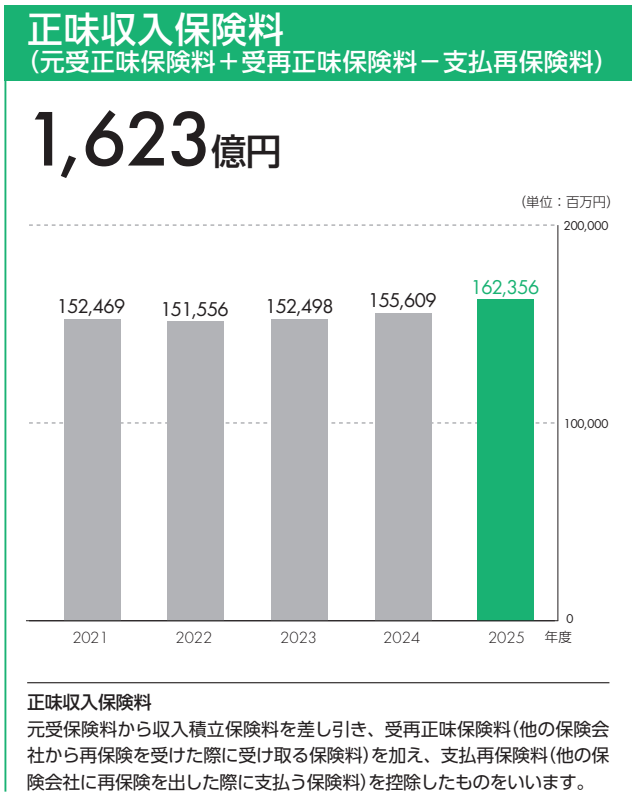
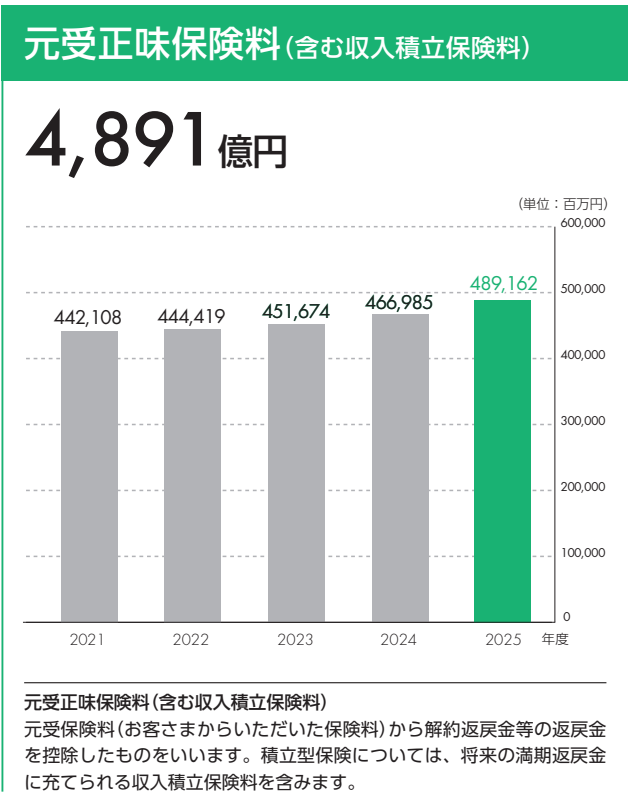
代表的な経営指標

(単位：百万円)

項 目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
元受正味保険料(含む収入積立保険料)	442,108	444,419	451,674	466,985	489,162
正味収入保険料	152,469	151,556	152,498	155,609	162,356
正味損害率	70.9%	72.5%	66.8%	65.4%	59.9%
正味事業費率	35.2%	38.4%	34.2%	31.8%	32.4%
保険引受利益(△損失)	22,018	15,214	15,676	15,337	21,293
経常利益(△損失)	29,834	20,753	14,339	17,285	28,257
当期純利益(△損失)	26,929	14,285	10,409	15,407	13,500
総資産額	788,747	726,583	721,173	677,708	670,636
純資産額	122,665	106,156	116,099	113,974	109,625
その他有価証券評価差額	12,659	3,017	14,792	10,619	6,814

※単体ベースのソルベンシー・マージン比率については、法令上の延長措置に基づき、2026年10月末までに当社ホームページにて別途開示します。

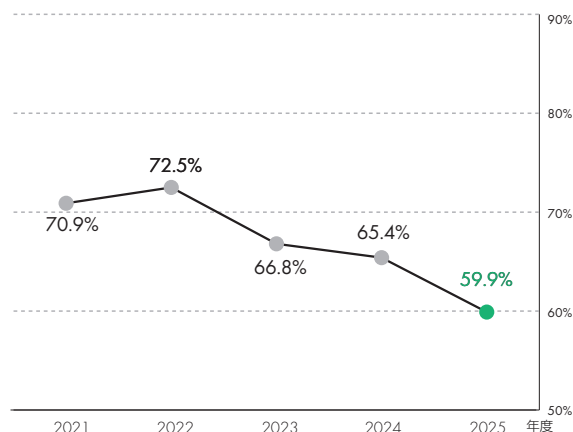
■保険料収入の状況



■ 保険事業に係る主要な比率の状況

正味損害率

59.9%

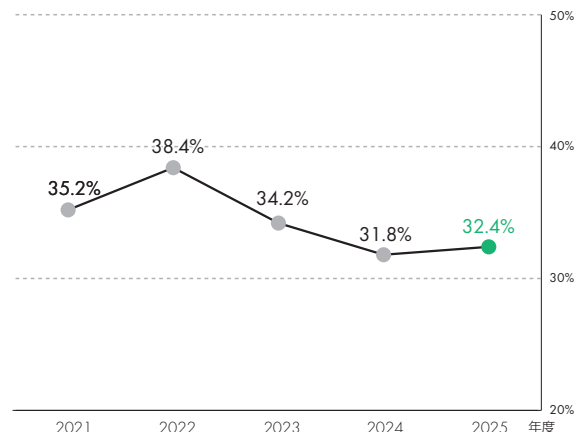


正味損害率

正味収入保険料に対する正味支払保険金(お客さま等にお支払いした保険金)と損害調査費(当社の損害調査業務に関連する経費)の割合をいいます。

正味事業費率

32.4%



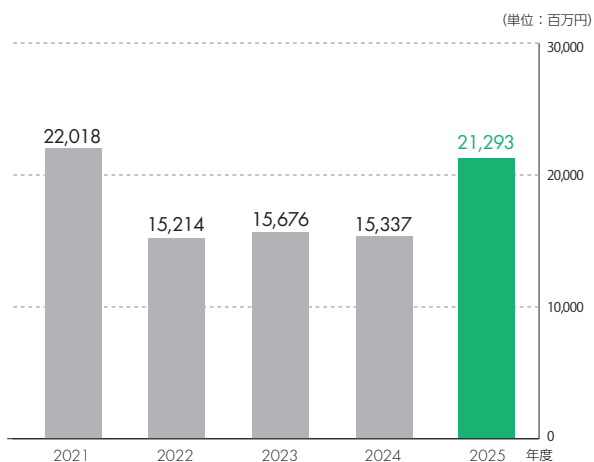
正味事業費率

正味収入保険料に対する諸手数料および集金費(損害保険代理店手数料等募集に要した費用)と保険引受に係る営業費および一般管理費(当社の運営費用、システム開発費用等)の割合をいいます。

■ 損益の状況

保険引受利益(△損失)

212億円

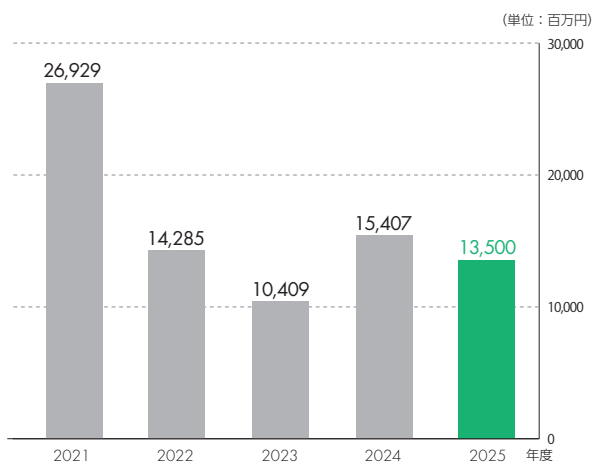


保険引受利益

正味収入保険料等の保険引受収益から、正味支払保険金等の保険引受費用と保険引受に係る営業費および一般管理費等を差し引いたもので、本業における損益を示します。

当期純利益(△損失)

135億円



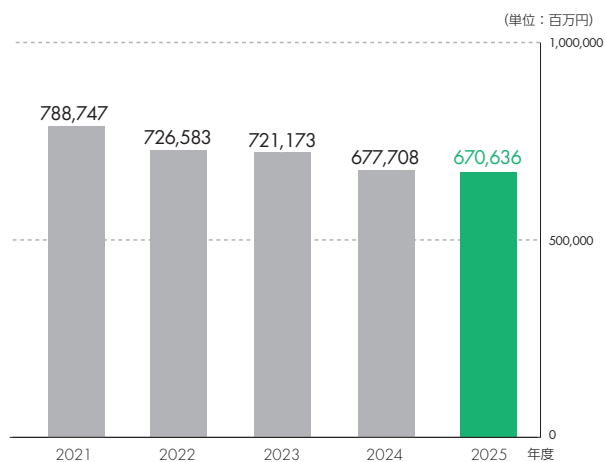
当期純利益

経常損益に、特別損益、法人税および住民税等を加減したものであり、事業年度に発生したすべての要素を反映した最終損益を示すものです。

■ 総資産の状況

総資産額

6,706億円



総資産額

当社が保有する現預金、有価証券等のすべての資産の合計額をいいます。

業務の適正を確保するための体制

当社は、業務運営の有効性・効率性の向上、財務報告の適正性および信頼性の確保、法令等の遵守、資産の保全を目的として、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役会にて「内部統制基本方針」を定め、当社の業務の健全かつ適切な運営の確保に取り組んでいます。

内部統制基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに当社の保険持株会社であり、アメリカン・インターナショナル・グループ・インク（以下「AIGインク」という。）の日本における地域統括会社であるAIGジャパン・ホールディングス株式会社（以下「AIGJH」という。）が定める各種方針等に基づき、以下のとおり内部統制基本方針を定め、当社の業務の健全かつ適切な運営を確保する。

1. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、AIGJHおよび当社が定めた各種方針等に基づき、業務運営を行う。また、当社は、AIGJHとの間で締結された経営管理契約に従い、AIGJHとその子会社（以下「AIGJHグループ」という。）のグループとしての戦略や方針との整合を確認する目的で、重要な事項の決定に際してAIGJHの承認を取得し、また、経営管理上必要な事項に係る報告をAIGJHに対して行うなどの適切な対応を行う。
- (2) 当社は、財務報告の適正性と信頼性を確保するため、経理に関する方針を定め、必要な体制を整備する。
- (3) 当社は、経営の透明性と健全性を確保するため、法令等に定める情報の適切な開示に必要な体制を整備する。
- (4) 当社は、正確かつ強固なITシステムを確保するため、ITガバナンス体制を整備する。
- (5) 当社は、AIGJHグループに属する会社を含むAIGインクのグループ会社との取引の公正性および健全性を確保するため、グループ会社間取引管理に関する方針を定め、必要な体制を整備する。

2. 取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンスに関する方針を定め、取締役、執行役員（以下「取締役等」という。）および使用人は、当該方針および行動規範等に従い、高い倫理観をもって、コンプライアンスの推進に取り組む。
- (2) 当社は、コンプライアンス推進のため、コンプライアンス部門責任者、コンプライアンス部門およびコンプライアンスに関する委員会等の組織・体制を整備する。
- (3) 当社は、法令および社内規程等に違反する行為またはそのおそれのある行為への迅速かつ適切な対処を図るため、通常の報告ルートに加え、当社およびAIGJHのそれぞれが設置する内部通報窓口への通報を可能とする体制を整備する。
- (4) 当社は、内部監査の実効性を確保するため、内部監査に関する方針を定め、被監査部門とは独立した内部監査部門を設置する。内部監査部門は、AIGJHが組織する内部監査部門と連携し、効率的かつ実効性のある内部監査を実施するために必要な体制を整備する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、統合的リスク管理体制を確保するために、リスク管理に関する方針を定め、リスク管理に必要な体制を整備する。さらに、将来にわたって、当社が財務の健全性を確保するために、リスクとソルベンシーの自己評価の体制を整備する。
- (2) 当社は、内在する各種リスクを把握し、統合的リスク管理を適切に行うため、リスク管理統括部門責任者、リスク管理統括部門およびリスク管理に関する委員会等の組織・体制を整備する。
- (3) 当社は、事業継続に関する方針を定め、事業継続管理体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、AIGJHグループの経営戦略に基づき経営計画を策定するとともに、当計画の進捗状況を確認する。
- (2) 当社は、効率的かつ適正な業務執行が行われることを確保するため、「取締役会規則」、「組織規程」および「業務分掌規程」その他社内規程を定め、必要な体制を整備する。
- (3) 当社は、取締役会の決議に基づき、経営会議等を設置し、経営上の重要事項や業務執行に関する事項を協議または決議する。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、情報の保存および管理に関する規程等を定め、取締役会、委員会など重要な会議の議事録をはじめ、取締役の職務執行に係る重要な文書等を適切に保存し、管理するための体制を整備する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- (1) 当社は、監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助するための能力と専門性を有する使用人(以下「監査役補助者」という。)を配置する。
- (2) 当社は、監査役補助者の取締役等からの独立性を確保するため、監査役補助者の選任・解任、処遇・人事評価および懲戒処分は、常勤監査役の事前合意を得た上で行う。
- (3) 当社は、監査役補助者の業務遂行に係る不当な制約を行わない等、十分に配慮する。
- (4) 当社は、監査役の事前合意なく監査役補助者に実務部門を兼務させない。また、監査役補助者は、監査役補助者としての職務執行の範囲において、取締役等および使用人の指揮命令系統には属せず、監査役の指揮命令に従う。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役等は、法令に定める事項、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況のほか、事業・組織に重大な影響を及ぼす承認事項、内部通報制度における通報状況およびその内容(以下「報告事項等」という。)について監査役に報告する。また、使用人は、報告事項等について監査役に報告することができる。
- (2) 取締役等および使用人は、報告事項等について、AIGJHの監査役に報告することができる。
- (3) 取締役等および使用人は、監査役から報告を求められた場合には速やかに対応する。
- (4) 当社は、監査役に前各号の報告を行ったことを理由として、これらの者に対して不利益な取扱いをしない。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、監査役の職務執行のために必要な監査環境を整備する。
- (2) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議、委員会またはその他の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
- (3) 監査役は、取締役会、経営会議、委員会またはその他の重要な会議の議事録、取締役等および使用人が決裁を行った書類等を、いつでも閲覧することができる。
- (4) 代表取締役および業務執行取締役は、定期的に監査役との間で監査上の重要課題などについて意見を交換し、また、監査役が会計監査人と意見交換を行う機会を確保する。
- (5) 取締役等、使用人および内部監査部門は、監査役から求められた場合には、監査役の監査に協力する。
- (6) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務は、当社が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、当社が負担する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制基本方針」および親会社であるAIGJHと締結している「経営管理契約」などにに基づき、各種基本方針等を定め、業務の適正を確保するための体制整備を行うとともに、監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制整備など、当社の業務の健全かつ適切な運営を確保するための内部統制システムを構築し、運用しています。また、半期ごとに運用状況を確認し、見直しを行うことで実効性ある内部統制システムを維持しています。

お客さま本位の業務運営方針

AIGジャパングループでは、お客さまの最善の利益を追求し高い価値を提供するため、グローバルなノウハウやネットワークを有する保険会社グループとして、「ACTIVE CARE(アクティブ・ケア)」(1. すべてがシンプルで、分かりやすい。2. リスク情報を、事前に。3. AIGならではの先進性。)を通じて、「お客さま本位の業務運営」を推進しています。

当社は、「お客さま本位の業務運営」をより一層推進するため、本方針および取組内容を定めるとともに、定期的に見直し、取組状況を公表します。

(具体的な取組内容や取組状況の詳細、金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」との対応関係につきましては、当社ホームページ「お客さま本位の業務運営方針・取組内容」をご確認ください。)

お客さま本位の業務運営方針

1. お客さまの声を活かした業務運営

お客さまの声を真摯に受け止め、迅速、的確かつ誠実に対応し、お客さまの安心につながる業務運営と業務品質の改善・向上に活かします。

2. お客さまにふさわしい商品・サービスの提供

「アクティブ・ケア」に基づく「お客さまの潜在的ニーズの把握」と「一歩先の心遣い」を追求し、グローバルにおける独自の知見とネットワークを活用しつつ、迅速かつ適切にお客さまの期待とニーズを反映した商品・サービスを提供することで、お客さまに付加価値をもたらすことができるよう努めます。

また、商品・サービスの開発・販売・管理に関する基本方針に沿った体制整備に努め、お客さまにより良い商品・サービスを提供し、それらをお客さまに評価いただくことで、経営および商品・サービスを持続可能なものとします。

3. 保険募集における適切な情報提供

ご自身のニーズや意向に最も適した保険商品をお客さまに選択していただけるよう、「アクティブ・ケア」に基づき、金融商品・サービスに関する知識や取引経験、保険のご加入目的等一人ひとりの状況を踏まえ、お客さまのご理解・ご判断に必要な情報を分かりやすく提供します。

また、ご契約内容や各種変更手続きに関するお問合せの際も、お客さまのご要望等に適切にかつ迅速に対応します。

4. 迅速かつ適切な保険金支払い

「アクティブ・ケア」に基づき、テクノロジーの駆使と高い専門性を両立することで、効率的かつ適正に保険金を支払います。その実現のために、グローバルでの経験とネットワークを活用したサービスを提供し、また事故受付から保険金支払いに至る業務プロセス、組織・人材、保険金支払業務拠点、システムの各領域において迅速かつ適切な保険金支払業務を行う体制を引き続き整備します。

5. 適切な利益相反管理

お客さまと利益相反が生じる可能性のある取引について適切に把握・管理し、お客さまの利益が不当に害される取引はいたしません。

6. 「お客さま本位の業務運営」の浸透

お客さまの最善の利益を追求し高い価値を提供するため、本方針の浸透と定着に向けた取組みを推進し、全役職員および代理店・保険募集人が「お客さま本位の業務運営」に努めます。

取組状況

1. お客さまの声を活かした業務品質の改善・向上

営業店舗・損害サービス拠点、コールセンターや代理店で受けたお客さまの声については、原因分析や改善策を実施し、業務品質の改善・向上につなげています。自動車保険継続ネット通販の手続き画面リニューアルによる操作性の向上や海外旅行保険のインターネットによるお申し込み時のマイページ導入など、お客さまの声をもとに各種の改善を実施しました。

自動車保険・医療保険をご契約・ご継続いただいたお客さまの一部を対象に、「募集品質に関するアンケート調査」を実施し、総合満足度では90.8%のお客さまから「満足」「やや満足」の評価をいただきました。また、保険金をお支払いしたお客さまに対して「保険金のお支払いに関するアンケート」をお送りし、総合満足度では94.3%のお客さまから「満足」「やや満足」の評価をいただきました。それぞれのアンケートにおいて満足ではないとの評価を一部のお客さまからいただいていることを真摯に受け止め、引き続き、お客さま視点に立った取組みを実施していきます。

2. お客さまにふさわしい商品・サービスの開発・提供

お客さまにとっての最善の利益にかなった商品・サービスを開発・販売・管理するためのプロダクトガバナンスを整備するとともに、お客さまのニーズやリスクに応じた商品・サービスを開発・提供しました。主な内容は以下のとおりです。

- 自動車の地震リスクの備えとして新特約を発売
- ティーベック株式会社と連携したヘルスケアサービスの拡充
- 使用者賠償責任補償の事故対応チラシを作成
- 損害発生時の建物修復工事サービスに関するマンガチラシを作成
- 新小学1年生向けの交通安全学習チラシを作成
- こども総合保険におけるインターネット検索から加入までの流れを分かりやすく整備
- 障がいのある方に向けた商品の改定(主に知的障がい、発達障がいのある方向け)
- 中小企業の事業継続性の強化・向上の支援
- 火災・爆発・自然災害の事故を予防するためのリスクサーベイを実施
- 海外旅行保険における日本語によるリモート診療の提供
- 最新の顧客ニーズに合わせた個人情報漏洩保険の改定
- デジタルプラットフォームの主要機能である「スマート募集[®]」「デジタル保険証券」の対象商品を拡大

3. お客さまのご意向に沿った分かりやすく適切な情報提供

お客さまのご意向に沿った最適な保険商品をご選択いただけるよう、代理店に対して分かりやすい情報提供、適切な意向把握および推奨販売に関する研修の実施、また、代理店におけるお客さま本位の業務運営の定着と体制整備を支援するための「代理店サポートプログラム(SCSP-セールスコンプライアンス・サポートプログラム)」の実施を通じて、適切な情報提供の充実に取り組みました。医療総合保険や労災総合保険等、公的保険を補完する機能をもつ保険商品に関して、公的保険制度の内容に応じて適正な保険金額や日額を設定いただくよう、商品パンフレットや重要事項説明書においてご案内することを上記研修のテーマに取り上げ、代理店における公的保険に関する理解を深める取組みを引き続き実施しました。

また、判読しやすい色やフォントを採用したパンフレットや重要事項説明書の作成、障がいの程度に応じた柔軟な事故受付体制の整備、筆談による各種対応、聴覚や発話に障がいをお持ちの方などに向けた「電話リレーサービス」および「文字表示電話サービス(ヨメテル)」に対応する体制の整備と当社ホームページでのご案内、ご高齢のお客さま向けの親族登録制度のご利用促進、改正障害者差別解消法を踏まえた合理的な配慮の提供に関する研修等の実施など、ご高齢のお客さま、障がいのあるお客さまに配慮した取組みを行いました。

4. 迅速かつ適切な保険金支払い

学生向けの保険商品等において実施している「デジタル保険金請求」にご契約情報の自動反映や書類のアップロード機能などを搭載したデジタルプロセスを新たに導入しています。また、当社ホームページにてお客さまがストレスを感じることなく迅速に保険金請求のお問合せ先を見つけられるよう、「事故等のご連絡」画面のリニューアルを実施しました。

不正な保険金請求に対して、不正請求疑義事案の自動検知システムの導入や、不正請求対応に関する社員研修を実施するなど、不正請求排除の取組みを引き続き強化しています。

火災保険においてお客さまの事業継続や生活の早期復旧支援を目的に、当社が保険金を支払可能と判断した事故について、損害調査の初期段階に保険金の内払いを行うサービス「AIG Property Claims Promise(高額内払)」を推進しています。

5. 適切な利益相反管理の取組み

社内管理体制の適切性についてモニタリングを実施し、利益相反が発生していないことを確認しました。また、自動車保険を含めたすべての賠償事案において、必要な対策を講じ、適切に運用されていることを確認しました。

お車の事故時に修理工場やレンタカーなどの業者をご案内する場合、お客さまのご意向やご要望を優先することを徹底し、適正な価格や高品質のサービスを提供できる当社の提携業者をご紹介します。提携業者は当社の損害保険代理店であることを条件としていませんが、当社の損害保険代理店である場合も、新たな自賠責契約等の契約獲得を意図した取引はいたしません。

6. お客様本位の業務運営の定着に向けた取組み

「お客様本位の業務運営」をAIGジャパングループの企業文化の一つとして掲げ、マネジメントから役職員に向けてのメッセージ等を通じて、「お客様本位の業務運営」の推進と定着に引き続き取り組んでいます。AIGジャパングループ共通の社内向けサイトを通じて、ベストプラクティスやお客様からの声の発信等を行いました。

お客様から信頼され続けられる代理店を目指すための当社独自のプログラム「AMAT (AIG Model Agency Trial)」の実施を通じて募集品質の向上を図りました。また、適切なリスクコンサルティング能力と適正な募集管理体制を有する代理店を育成することを目的とした代理店認定制度を実施しており、「お客様本位の業務運営を実現するための明確な方針」の策定・公表 (FD宣言) を認定基準に取り入れることで、募集品質のボトムアップを図っています。

代理店手数料体系については「お客様本位の業務運営方針」をもとに考え方を定めており、お客様から信頼され選ばれる代理店像を目指し、またお客様の目線に立った取組みとして、「代理店手数料体系における代理店評価の考え方」を公表しています。

当社は、お客さまの情報や、お客さまの利益の保護を目的に、以下のとおり体制の強化に努めています。

顧客情報保護に関する体制

皆さまの大切な情報の保護と管理体制の強化は、社会的要請であるばかりでなく、当社業務遂行の健全性と適切性の確保の観点からも重要であるとの認識から、その強化に努めています。

1. プライバシーポリシー

当社の顧客情報保護の考え方や方針に関する宣言として「プライバシーポリシー」を公表しています(全文については、P.101をご参照ください)。さらに、「プライバシーポリシー」に定めた内容を実践し、お預かりした大切なお客さまの顧客情報の保護を図るため、顧客情報の適正な管理および業務への利用等に係る事項を社内規程に定め、顧客情報の適正な取扱いに努めています。

2. 顧客情報保護の推進体制

当社では、「個人情報の保護に関する法律」、関連する法令およびガイドラインを遵守するための諸規程を作成して、役職員にその遵守を徹底しています。また、「顧客情報統括管理責任者」はコンプライアンス部門担当執行役員が担い、顧客情報保護に係る事項を統括するとともに、「コンプライアンス委員会」で管理体制の整備および推進に関する審議・決定を行っています。また、顧客情報保護について特に推進すべき取り組みを含めたコンプライアンス・プログラムを定め、その進捗を確認しています。

利益相反管理に関する体制

当社は、保険業法その他の関連法令を遵守し、当社の保険関連業務に関するお客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理することに努めています。

「利益相反管理方針」の概要

本方針に基づく利益相反管理の対象とする取引とは、当社またはAIGグループに属する国内外の金融機関等(グループ内金融機関等)が行う取引のうち、当社が行う保険関連業務に係るお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。利益相反は、①お客さまと当社またはグループ内金融機関等の間、または②お客さまと当社またはグループ内金融機関等の他のお客さまとの間などで生じる可能性があります。個別事情を検討のうえ、利益相反のおそれのある取引に該当するか否かを特定します。

また、本方針に「社内規程等の整備」、「利益相反管理の対象となる取引およびその類型」、「管理体制・特定方法・管理方法」を定め、利益相反のおそれのある取引の管理を的確に実施します。

(「利益相反管理方針」の全文についてはP.109に掲載)

当社は、事業の健全性と適正性の確保に努め、リスク管理の強化・充実に取り組んでいます。

リスク管理の態勢

1. リスク管理の基本方針

当社は、「内部統制基本方針」に則り、リスク管理の基本方針となる「リスク管理方針」を制定しています。この方針には、当社の事業戦略および事業目標に関連して選好するリスクを明記した「リスクアペタイトステートメント」の遵守状況をモニタリング・監督することや、リスクを所管するリスクオーナー部門によるリスク管理に対してリスク管理統括部門が牽制機能を発揮することでリスク管理の強化を図るなどの基本スタンスを定めています。

こうした取組みにより、事業の健全性を確保しつつ企業価値の拡大を図っています。

2. リスク管理体制

当社は、統合的リスク管理体制として、リスク・キャピタル委員会、オペレーショナルリスク管理・お客さまの声小委員会、リスク管理統括部門担当執行役員、およびリスク管理統括部門を設置し、リスクを包括的かつ一元的に管理しています。リスクオーナー部門による自律的なリスク管理のカルチャーの醸成も含めたリスク管理体制を構築し強化しています。

事業戦略や事業目標を達成するための一助とすべく、リスク軽減・回避などを目的としたリスク管理にとどまることなくリスクを定性・定量の両面のアプローチから網羅的に把握することに努めています。

統合リスク管理としては、保険リスク、資産運用リスクなどのリスクカテゴリーを統合したリスク量と自己資本を比較し、自己資本管理規程などに定めた基準に照らして資本水準に問題がないかを確認しています。大規模な集積損害の発生や市場環境の大幅な悪化などを想定したストレステストを実施し、資本の充実度や流動性に与える影響を検証しています。この統合リスク管理は、AIGJHグループ全体の枠組みに則り、当社の統合リスク管理体制を整備しています。

内部監査部門は、独立적および客観的な立場からリスク管理方針に係る内部統制環境と有効性を評価する責任を負います。

3. リスクカテゴリー別の管理

〈保険リスク管理〉

保険リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクなどをいいます。当社では、保険リスクを6つのリスク(保険料、準備金、巨大災害、契約者行動、死亡生存、罹患)に分類したうえで、バリュー・アット・リスク(VaR)を計測し、自己資本に照らし合わせた評価を行い、資本の十分性を定期的にモニタリングしています。また、商品の開発および改廃に係る適切な意思決定、保険引受、再保険なども留意したリスク管理を行っています。

〈資産運用リスク管理〉

資産運用リスクとは、経済情勢や市場環境の変化によって保有する資産・負債の価値が変動することにより、損失を被るリスクをいいます。当社では、資産運用リスクを市場リスク(株価、不動産価格、金利、為替、信用スプレッド)および信用リスクに分類したうえでバリュー・アット・リスク(VaR)を計測し、自己資本に照らし合わせた評価を行い、資本の十分性を定期的にモニタリングしています。また、資産運用計画の策定においては、妥当性を確認するとともにアセットアロケーションの変化によって生じる資本への影響を分析するなどのリスク管理を行っています。

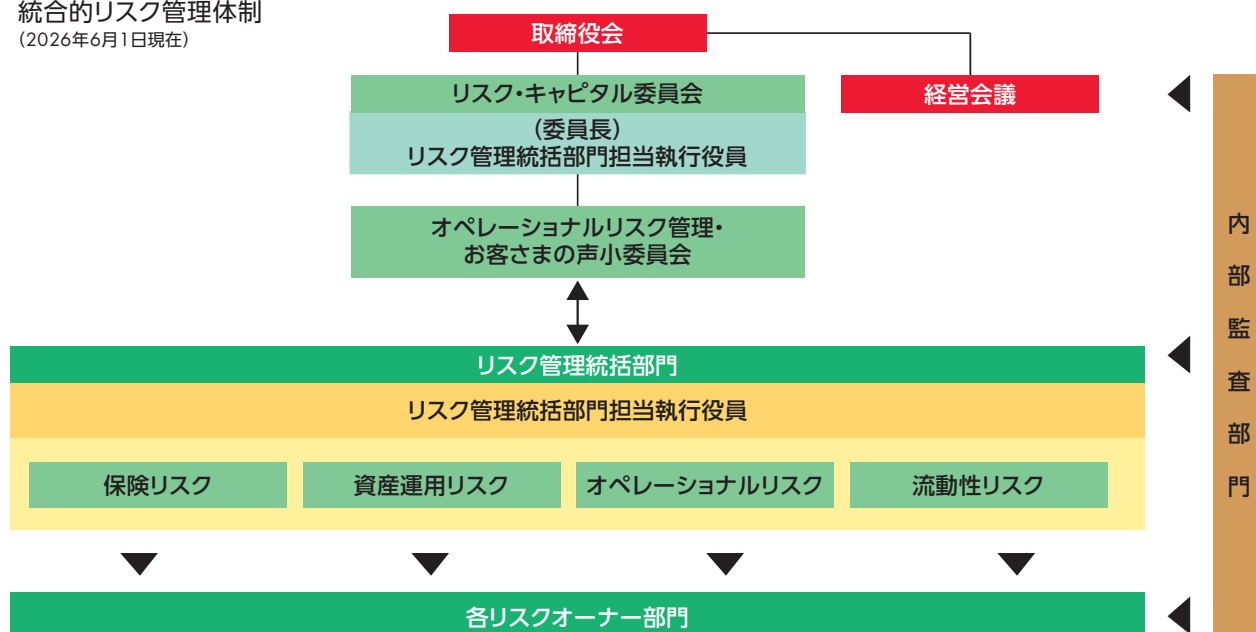
〈オペレーショナルリスク管理〉

オペレーショナルリスクとは、内部プロセス、人の活動、システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象から生じる損失およびその他の悪影響に係るリスクをいいます。当社では、オペレーショナルリスクを事務リスク、保険金支払事務リスク、顧客情報漏洩リスク、募集管理リスク、外部委託リスク、人事・労務リスク、テクノロジーリスク、レピュテーション(風評)リスクなどに分類し、それぞれリスクオーナー部門を定めて管理しています。オペレーショナルリスクを適切に管理することを通じて、適正かつ効率的なオペレーションを実施し、それぞれの業務品質の向上につなげることで、お客さまからの信頼を高められるようすべての役職員のリスク認識の向上に努めています。

〈流動性リスク管理〉

流動性リスクとは、巨大災害の発生にともなう支払保険金の増加などにより資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく不利な条件での取引を余儀なくされること、または市場の混乱などにより市場流動性が悪化し、取引が困難もしくは著しく不適正な条件で取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。平常時のキャッシュフロー見通しの継続的な確認や大規模災害などを想定したストレステストを実施することを通じて、ストレス下においても保険金などの支払いに必要な流動性資産が十分に確保されるよう管理しています。

統合的リスク管理体制 (2026年6月1日現在)



4. 事業継続管理・危機管理

当社は、事業の継続を適時、適切に確保するため、「AIGエンタープライズ・レジリエンシー・ポリシー」を定め、事業継続計画(BCP)の策定、危機管理体制の構築および事業継続管理(BCM)の実効性を検証する訓練の実施などで構成されたBCMプログラムを展開しています。

このBCMプログラムは、事業継続マネジメントシステム(BCMS)の国際規格であるISO22301に準拠することで世界基準を満たしており、事業継続に影響を与えるような危機発生時においても影響を最小化し、重要業務を継続的に遂行できるように努めています。

再保険

再保険についての方針

再保険とは、保険会社が引き受けた保険契約に基づく保険金支払責任(リスク)の一部または全部を他の保険会社に移転することをいいます。保険金支払責任を他社に移転することを出再、他社から引き受けることを受再といいます。

当社では、日本での事業の特性や引受リスクの規模・種類等を勘案し、準備金や自己資本の規模に見合ったリスク管理のため、出再をグループ内外の保険会社・再保険会社との間で行い、事業の安定・拡大を図っています。

さらに、AIGグループ全体としては日本を含む全世界規模でリスクを捉え、自然災害モデルや保険数理的な手法を駆使し、グループとしての財務力に照らしてリスク保有水準を定めるとともに、リスクの集積や異常災害等に備える適切な出再を行い、事業の安定強化を図っています。

出再先については、AIGの専門担当部署による審査や外部格付け機関による保険財務力格付け等を参考にして信頼性の高い保険会社・再保険会社限定することで、安定した再保険カバーの確保と信用リスクの回避・軽減に努めています。

また、地震や台風等、一災害で多数、広域または広範囲に及ぶ保険契約に損害が生じる場合に備えて、当社では比例再保険や超過損害額再保険を手配しています。

これらの再保険の組み合わせによって、想定される巨大災害、たとえば大規模な地震や台風等の自然災害が襲来した場合でも、お客さまに保険金を確実にお支払いし、健全に事業継続できる態勢になっています。なお、受再については、基本的に抑制的な方針で臨んでいます。

第三分野保険に係る責任準備金の積み立ての適切性

第三分野保険に係る責任準備金の積み立ての適切性を確保するための考え方

医療総合保険等の長期の第三分野保険では、医療技術の進歩や医療政策の見直し等の影響を受けやすく、契約締結時には予測しきれない不確実性が内在しています。

当社では、この不確実性に対応するため、責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかを確認しています。具体的には、事故発生率に関する「ストレステスト」を行い、その結果に基づき、必要に応じて「負債十分性テスト」を実施しています。

ストレステスト・負債十分性テストにおける事故発生率等の設定水準の合理性および妥当性

「ストレステスト」および「負債十分性テスト」の実施にあたっては、法令等に基づき、過去の経験値の変動と照らして合理的で妥当な方法により、事故発生率等の水準を設定しています。

「ストレステスト」は、契約区分ごとに当初想定した予定事故発生率が十分なリスクをカバーしているかを確認するものです。テストの結果、将来の保険金支払いに不足が見込まれる場合には、所定の額を危険準備金Ⅳ(第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金)として責任準備金に積み立てます。

さらに、「ストレステスト」の結果、当初想定した予定事故発生率では通常の予測の範囲内の保険金支払いができないおそれがある場合には「負債十分性テスト」を実施し、不足が認められる場合には、保険料積立金等として責任準備金に追加して積み立てを行います。

テストの結果

「ストレステスト」の結果、2025年度において、危険準備金Ⅳとして0百万円の積み立てを行っています。また、「負債十分性テスト」の結果、保険料積立金の追加積み立ては行っていません。

なお、責任準備金が十分な水準であることを法令等に基づき、保険計理人が確認しています。

当社は、コンプライアンスとは、法令遵守に留まらず、お客さまや社会の信頼に応え、企業の社会的責任を果たしていくことであると考えます。当社は、すべての役員および社員がコンプライアンスの担い手として、誠実にお客さまや社会との信頼関係を築いていくために、コンプライアンス基本方針に基づく適正なコンプライアンス体制の構築に取り組んでいます。

コンプライアンスに対する取組み

1. コンプライアンス基本方針

当社は、コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、自己の責任に基づいて、コンプライアンス重視の企業風土を確立するとともに維持・向上し、公正・透明・健全・適切な業務運営を遂行します。

(「コンプライアンス基本方針」の全文についてはP.110に掲載)

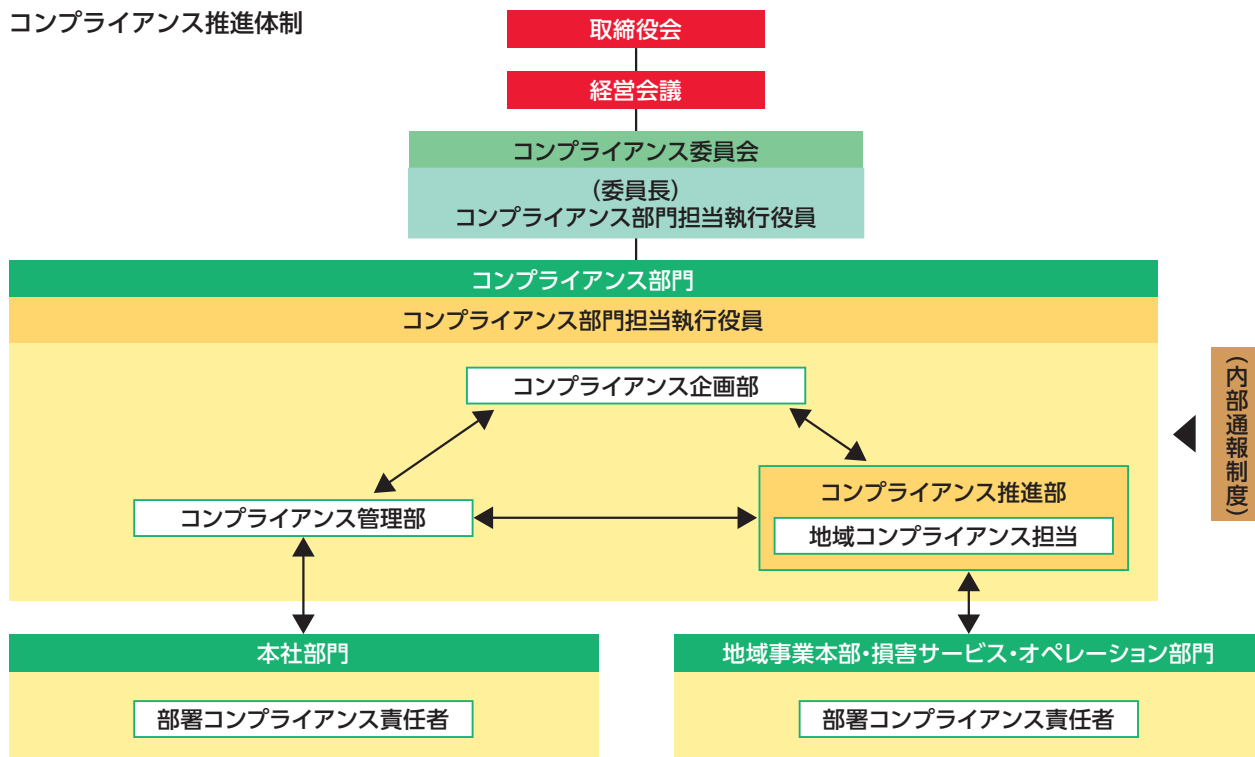
2. コンプライアンスの推進体制

全社横断的なコンプライアンス体制の整備と確立を図るため、コンプライアンス部門担当執行役員を統括責任者として配置しています。その傘下にコンプライアンス企画部・コンプライアンス管理部・コンプライアンス推進部を設置し、具体的施策の立案・実行と進捗状況のモニタリング、募集チャネルの点検・検査、取締役会ならびに経営会議への定期的な報告等を通じて、皆さまからの信頼にお応えできるようコンプライアンスの推進・定着を図っています。

また、法令等遵守体制等の整備・確立を目的としたコンプライアンス委員会を設置し、年ごとに策定する「コンプライアンス・プログラム」を通じて、保険募集や保険金支払等の業務の適切性の確保に努めています。

お客さまとの接点である全国の各拠点には、「部署コンプライアンス責任者」を配置し、「地域コンプライアンス担当」と共に、それぞれの地域・拠点におけるコンプライアンス体制の維持・向上に努めています。

コンプライアンス推進体制



3. 行動規範

当社は、業務遂行上の実務指針として「AIG損害保険株式会社行動規範」を採用し、役職員は同内容を十分に理解のうえ、業務を遂行しています。

4. コンプライアンス・プログラム

コンプライアンス体制強化のための具体的施策として、「インテグリティある企業文化の構築」「お客さま本位の業務運営の定着」をスコープとし、実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を年ごとに策定しています。コンプライアンス企画部が取組状況について定期的に確認を行い、コンプライアンス委員会へ報告するとともに、全体の進捗および特に重要な項目に関しては、取締役会ならびに経営会議へ報告します。コンプライアンス・プログラムを通じて、Plan（取組施策の策定）、Do（取組施策の実施）、Check（取組状況の評価）、Action（改善）といったPDCAを継続的に実施することで、コンプライアンス体制の強化を実現します。

5. コンプライアンス・マニュアル

役職員のコンプライアンス意識の向上、保険業務に関連する各種法令等の理解促進を目的とした「社員用コンプライアンス・マニュアル」、保険募集体制の強化を目的とした「代理店業務ガイド」および直販社員向け「コンプライアンス・マニュアル（CA社員用）」を作成・配布し、コンプライアンス知識の周知徹底に努めています。

6. コンプライアンス教育・研修

当社では、コンプライアンス教育・研修をコンプライアンス意識の向上と醸成に欠くことのできない重点施策として位置づけ、研修等を計画的に役職員および代理店に対して実施しています。

さらに、AIGグループのグローバルトレーニングプログラムの導入により、世界基準での知識と実務スキルの向上を図っています。

7. 反社会的勢力への対応

「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、この基本方針に則り、会社全体として反社会的勢力との一切の関係遮断に取り組んでいます。

（「反社会的勢力に対する基本方針」の全文についてはP.111に掲載）

主な取組み

- **社内規程等の整備**
反社会的勢力に対して役職員および代理店等の安全を確保しつつ、会社全体として対応することを目的に「反社会的勢力対応マニュアル」を作成し、具体的な反社会的勢力対応に備えています。
- **反社会的勢力データベースの整備**
反社会的勢力データベースを整備し、取引のスクリーニングを実施することで反社会的勢力の排除に活用しています。
- **外部への業務委託時の対応**
外部業者との間で業務委託契約書などを取り交わす際には、原則、当社における標準「反社会的勢力排除条項」を盛り込むこととしています。
- **社員採用時および代理店委託時の対応**
社員採用時または代理店委託時には、その候補者が反社会的勢力でないか、また、反社会的勢力と特段の取引または関係がないかについて十分に確認をしています。なお、社員の雇用契約書には、反社会的勢力でないことについての表明を求めている、代理店委託契約書には「反社会的勢力排除条項」を設けています。
- **研修活動の実施**
研修等を通じ、反社会的勢力対応に関する啓発や意識の向上を図っています。
- **外部専門機関との連携**
反社会的勢力への対応に備えて、平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築しています。
- **反社会的勢力排除条項の保険約款への導入**
反社会的勢力への対応を強化する目的から、約款へ反社会的勢力排除条項を導入しています。

8. マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止体制

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止は金融機関としての責務であり、リスクの特定・評価・低減の措置を実施しています。「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する基本規程」を定め、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認を適切に行うとともに、疑わしい取引（疑義を含む）を認知した場合には適切に調査を行い、疑わしい取引について主務官庁へ届出しています。

また、役職員および代理店に対して、指導・研修を実施し、マネー・ローンダリングなどの防止に取り組んでいます。

9. 国際的なコンプライアンス(制裁等に対する考え方)

当社は、グローバルに事業展開を行うAIGグループの一員として、国際的なコンプライアンス(国際連合の安全保障理事会をはじめ、欧州連合、英国や米国等による様々な経済制裁、禁止、制限)を遵守する方針をとっています。

10. 内部通報制度

法令違反等の不適切な行為の早期発見や未然防止を目的として、「内部通報管理規程」を定めています。公益通報者保護法に対応し、役職員その他会社の業務に関わる者が、通報者として内部通報を行ったことにより不利益・不当な待遇等を受けることを防止するとともに、通報の対象となった者にも適切に対応しています。

当社は、保険代理店や直販社員を通じて、お客さまのニーズにお応えする損害保険やサービスを提供できる販売体制を整えています。

営業体制

お客さまのパートナーとして選ばれることを目指していくために、適切なリスクコンサルティング能力、適正な募集管理体制を有する代理店を認定する「Top Grade Agency認定制度」を設けています。この認定制度の基準に合致する代理店を増やしていくことで、質の高い代理店販売体制の構築を実現していきます。

また、当社は代理店制度に加えキャリアエージェント制度を販売体制の大きな柱にしています。代理店が当社の委託を受けて販売を行う組織であるのに対し、キャリアエージェントは当社との雇用契約に基づく営業社員の販売組織です。将来代理店として独立を目指すICA^{※1}社員、代理店の従業員を育成する在籍出向型代理店研修生と、会社に所属する直販社員であるCCA^{※2}社員、PCA^{※3}社員で構成されています。

※1 ICA：インディペンデント・キャリアエージェントの略

※2 CCA：コーポレート・キャリアエージェントの略

※3 PCA：プロフェッショナル・キャリアエージェントの略

教育等の体制

お客さま本位の業務運営を実現するため、代理店・保険募集人に対し、以下の取組みを実施しています。

- 代理店・保険募集人が遵守すべき法令・監督指針・ガイドラインに関する教育・指導
- 適正な保険募集管理態勢の整備・維持のための代理店への研修・指導・点検の実施など
- 代理店・保険募集人が自ら募集品質の向上に取り組むための募集品質の基準を取り入れた認定制度の導入
- 「アクティブ・ケア」に基づく金融商品・サービスに関する知識や、お客さまのご理解・ご判断に必要な情報を分かりやすく提供するための代理店・保険募集人へのセミナーなど

当社では、高い業務品質を持ち、健全な代理店経営を実施している代理店およびコンプライアンス意識が高く、収益を伴う成長を実践している代理店・保険募集人に対し、保険ビジネスにおける新しい価値をお客さまに提供し続けるためのセミナーを実施しています。セミナーで得た知見をお客さまへ提供し、募集品質の向上に寄与することを目的としています。

代理店制度

代理店は、当社の委託を受けて、保険契約を募集し、当社の代理人となってお客さまと保険契約を締結、保険料を領収することを基本的な業務としています。

代理店の最も大きな仕事は、お客さまと当社のパイプ役として適切な保険やサービスを提供し、様々なリスクからお客さまをお守りすることです。そのために、お客さまのニーズを十分に確認し、適切な商品の選択が行えるように情報の提供と助言を行うとともに、災害や事故が発生した場合は、迅速かつ円滑な解決をお手伝いするなど、きめ細かで広範なコンサルティング活動を展開しています。

代理店の主な業務は次のとおりです。

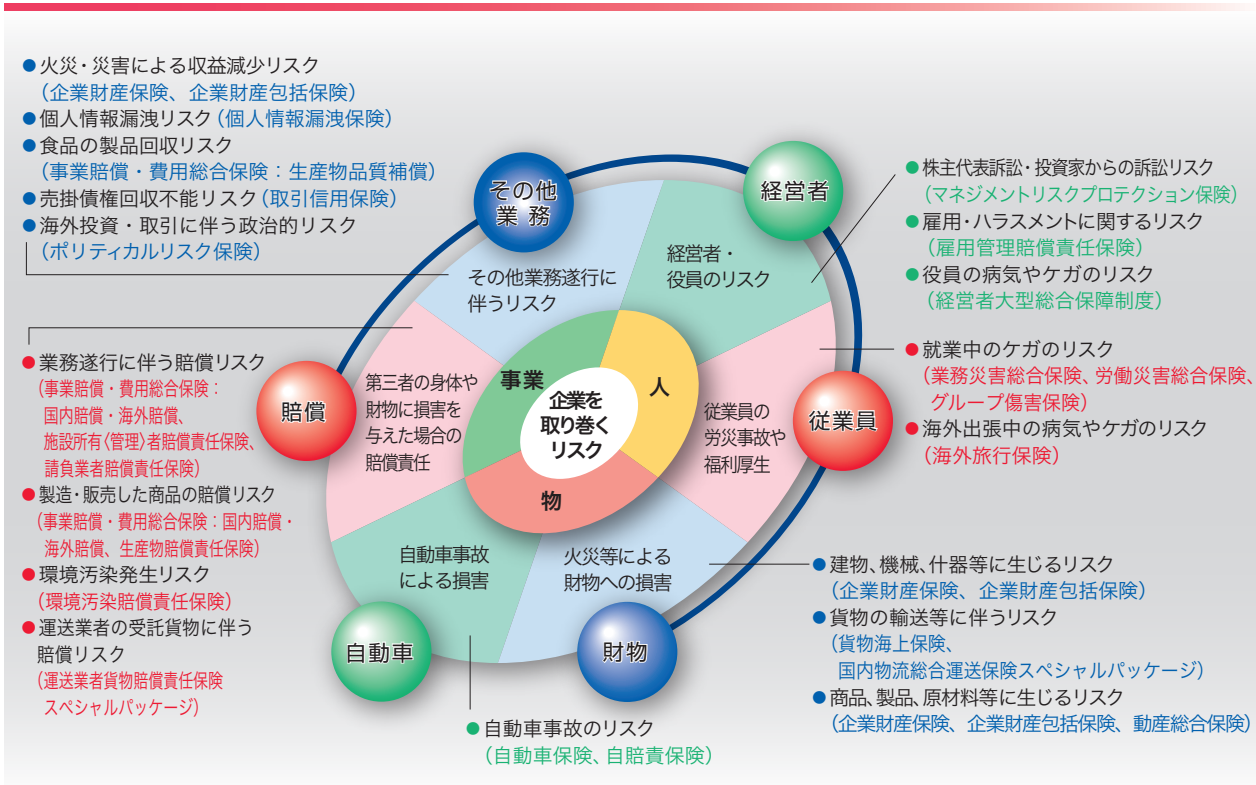
- 保険募集(勧誘や契約締結など)
 - ・お客さまのご意向の把握
 - ・保険の対象の確認
 - ・商品内容の説明
 - ・保険料の算出
 - ・重要事項(契約概要・注意喚起情報など)の説明
 - ・お客さまのご意向およびお申込みいただく保険契約内容の確認
 - ・保険申込書の作成
 - ・保険契約の締結 等
- 当社への契約締結の報告
- 保険料の領収、保険料領収証の発行・交付
- 保険料の保管、当社への精算
- 保険契約の維持、管理(満期管理、保険契約内容の変更・解約の手続きを含む)
- ご契約者からの事故の受付、当社への通知(保険金請求のためのアドバイスと必要書類のご案内)

商品紹介

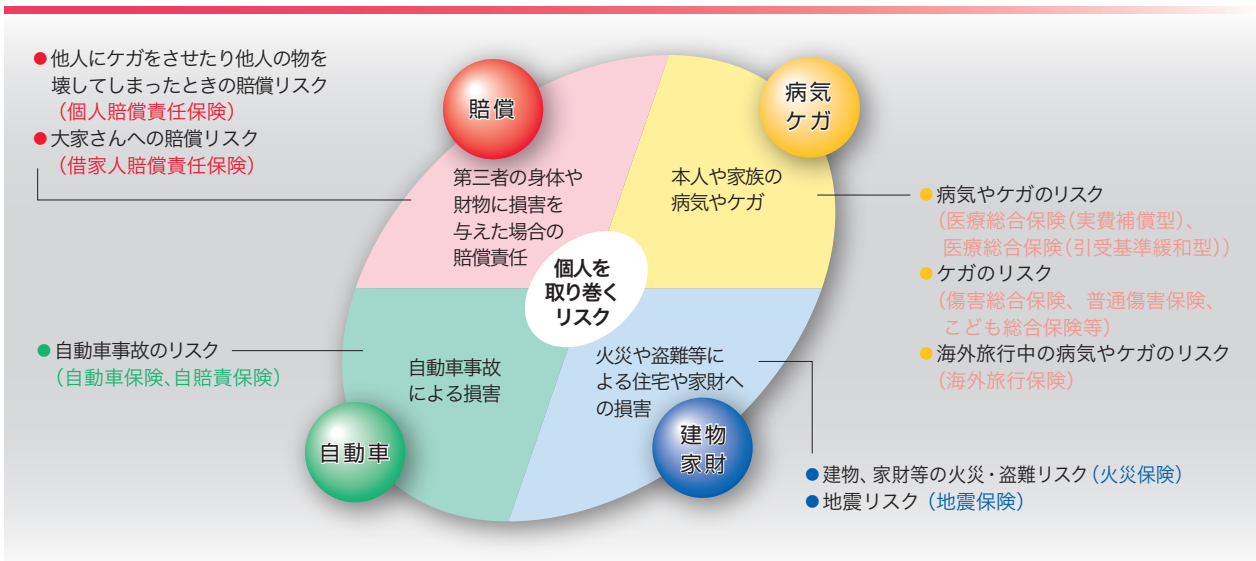
当社は、お客さまのリスクを的確に把握し、リスクコントロールに資する商品・サービスを提供することで、ビジネスの持続的成長を支える最適なソリューションを実現します。

AIG損害保険が提供するソリューション

企業を取り巻くリスク



個人を取り巻くリスク



幅広い保険商品ラインナップ

「アクティブ・ケア」のコンセプトに基づき、リスクを事前に把握する、AIG損害保険ならではの先進性を持ったシンプルで分かりやすい保険商品を多数ご用意し、お客さまの様々なリスクに対応しています。

火災保険

- 企業財産保険
- 企業財産包括保険
- 住宅用総合火災保険
- 賃貸住宅入居者向け家財保険
- 地震保険

海上保険

- 貨物海上保険

運送保険

- 国内物流総合運送保険
- 運送業者貨物賠償責任保険

傷害保険

- 傷害総合保険
- 部位・症状別保険金支払特約付傷害総合保険
- 普通傷害保険
- こども総合保険
- グループ傷害保険
- 所得補償保険
- ベーシック傷害保険
- 海外旅行保険
- 国内旅行傷害保険
- 学校旅行総合保険
- 旅行事故対策費用保険
- 旅行特別補償保険

医療保険

- 医療総合保険(実費補償型)
- 医療総合保険(引受基準緩和型)

自動車保険

- 一般用総合自動車保険
- 家庭用総合自動車保険
- 米国軍人・軍属用自動車保険

自賠責保険

- 自動車損害賠償責任保険

賠償責任保険

- 賠償責任保険(企業用)
- 賠償責任保険(個人用)
- 事業賠償・費用総合保険
- 環境汚染賠償責任保険
- 雇用管理賠償責任保険
- 業務過誤賠償責任保険
- マネジメントリスクプロテクション保険
- 個人情報漏洩保険
- CyberEdge
- 海外 PL 保険
- WorldRisk[®]
- 運送業者貨物賠償責任保険

労働者災害補償責任保険

- 労働災害総合保険
- 業務災害総合保険

信用保険

- 取引信用保険
- ポリティカルリスク保険
- 企業包括補償保険

保証保険

- 入札保証保険
- 履行保証保険
- 瑕疵保証責任保険

保証

- 公共工事履行保証証券

機械保険

- 機械保険
- 組立保険

建設工事保険

- 建設工事保険

動産総合保険

- 動産総合保険
- テナント総合保険
- 事業経営総合保険

費用・利益保険

- 約定履行費用保険

商品ラインナップ

当社は、お客さまの様々なニーズにお応えするために、グローバルの知見を活かした数多くの商品・サービスを取り揃えています。

※商品の最新状況は当社ホームページ(<https://www.aig.co.jp/sonpo>)、または当社営業支店でご確認ください。

記載事項は、商品または特約の概要を説明しているもので、ご契約に関わるすべての事項を記載したものではありません。ご検討の際には、必ず、商品のパンフレット、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)、ご契約のしおり・約款等をご確認ください。

法人のお客さま向け主な商品

財産リスク

■ 企業財産保険

(ニュープロパティガード)

「企業財産保険(ニュープロパティガード)」は、お客さまのご要望に合わせてオーダーメイドで設計できる事業者向けの火災保険です。1契約でお客さまの財産が被る直接損害や休業損失などの間接損害に対する補償をまとめてご契約いただくことができ、補償する事故の種類の選択や事故の種類ごとに自己負担額を設定することも可能です。

また、水災や地震災害などの自然災害に対する補償もご用意しています。



■ 国内物流総合運送保険 スペシャルパッケージ

製造業・卸売業・小売業等に携わる方が日本国内に所有または管理する商品(原材料・部品・製品・半製品等を含みます。)を対象とし、「輸送中」、「保管中」、「加工中」、「店舗販売中」等に偶然な事故によって貨物(保険の対象)に損害が生じた場合に保険金をお支払いする運送保険です。

また、オプションをセットすることにより地震・噴火、これらによる津波またはこれらに関連のある火災などの事故および業務に関わる現金・小切手・手形なども補償することができます。



■ IT事業者向け 業務過誤賠償責任保険

■ コンテンツ事業者向け 業務過誤賠償責任保険

情報産業に関わるビジネスがますます拡大する中、IT・コンテンツ事業者は、提供するサービスにおけるミス(欠陥など)や知的財産の侵害等が原因で、お客さま(ユーザー)等から損害賠償請求を受けるリスクに直面する機会が増えてきました。当社は、これらの新しいリスクに対しても、ソリューションを提供します。

■ 外航貨物海上保険

国際間を輸送される貨物は、海上・航空・陸上輸送中に様々な危険にさらされます。外航貨物海上保険は、輸送中に起こる危険から生じる損害を補償する保険です。

当社では、グローバルに展開してきたノウハウをもとに、お客さまのご要望に即した柔軟な提案を行っております。また、お急ぎのケースにも対応できるよう、外航貨物海上保険の内容通知から保険証書類発行までの手続きをインターネット上で完結できる貨物保険契約サービス「MariNet」をご用意しています。



賠償リスク

■ 事業賠償・費用総合保険 (ALL STARS)

事業賠償・費用総合保険 ALL STARSは、国内賠償、海外賠償、生産物品質補償を、一度の手続きでご契約いただける保険商品です。

国内事業活動にともなって発生した第三者に対する事故(業務遂行中の事故、施設管理上の事故、PL事故等)による賠償責任の補償、建設工事における物損害補償、情報漏洩やサイバー攻撃に対応するための補償などをご用意しています。(国内賠償)

また、製造・販売業における海外輸出製品、海外における出張・展示会等の業務遂行や施設管理により発生した事故による賠償責任の補償(海外賠償)、さらには食品・化粧品等への異物混入等によるリコールによって被る損害に対する補償(生産物品質補償)まで、まとめて補償することも可能です。

日々変化する時代の多様化するリスクに応じて、カスタムメイドの補償を提供します。

なお、万が一の事故が発生し、お客さまからご希望があり、被害者にご了解いただける場合には、解決援助サービスで紛争の解決までお客さまをサポートします。(国内賠償)



■ 個人情報漏洩保険

個人情報漏洩対策の保険として、企業が抱える個人情報漏洩リスクを包括的に補償します。個人情報漏洩時は、被害者への損害賠償金のみならず、漏洩発覚時の専門家によるコンサルティングや謝罪広告等の費用も補償します。また、営業秘密等の企業情報漏洩の補償、第三者の知的財産権の侵害が発生した場合の補償、不正アクセス等のサイバー攻撃に対して、被害状況調査等の初期対応に要した費用の補償等のオプションもご用意しています。



■ 海外PL保険

(海外生産物賠償責任保険)

企業が製品を海外に輸出する場合の生産物賠償責任保険(PL保険)です。被害者に対する損害賠償金のほか、弁護士費用等の各種費用を補償します。

当社の海外PL保険は、訴訟大国アメリカで培ったノウハウと、AIGグループのグローバル・ネットワークを活かした事故対応サービスを提供します。



■ WorldRisk®

海外にビジネスを展開する中小企業の皆さまが直面する様々なリスクに対し、AIGが世界市場で培ったノウハウを活かし、ソリューションを提供します。パッケージ化された補償の中から、海外との取引や海外での事業活動の状況に応じて必要な補償を選択していただけます。



■ 運送業者貨物賠償責任保険 スペシャルパッケージ

この保険は、貨物に偶然的な事故によって損害が生じた結果、運送事業者が荷主や元請運送人に対して負担する法律上・運送契約上の損害賠償責任を補償する保険です。

また、この保険では、運送事業者が貨物輸送に伴い負担することの多い費用(検査費用、損害防止費用、訴訟費用、協力費用、自然災害による費用等)もパッケージとして補償の対象としています。



■ マネジメントリスクプロテクション保険 (MRP保険)

今やコーポレートガバナンスの強化や内部統制の構築なしには、企業も勝ち残ることができない時代となっています。

当社は、これらの環境変化に伴うリスクに対しても、企業の皆さまに合ったソリューションを提供します。

■ 雇用管理賠償責任保険

昨今の雇用に関する各種法令等の改正を受け、企業や企業役員が負うべき法的責任はますます大きくなってきました。特に労働審判制度の定着、パワハラ防止法の施行など、企業が備えるべき訴訟リスクとなっています。当社は、これらのリスクに対しても、ソリューションを提供します。

■ CyberEdge

テレワークで使用する端末を狙った不正アクセスやサプライチェーンの脆弱性を狙った攻撃など、企業のネットワークへの依存度の高まりにより、新たなリスクが顕在化しています。

当社は、これらの新しいリスクについても世界市場で培ったノウハウを活かし、ソリューションを提供します。

従業員の補償

■ 業務災害総合保険 (ハイパー任意労災)

多様化する企業の雇用形態に対応して、従業員を幅広く補償する、政府労災のオーダーメイド型上乗せ補償です。高額化する傾向にある労災事故での損害賠償リスクに備え、従来の定額補償に加え使用者賠償責任補償もセットでご契約いただけます。また、業務外の事故によるケガや病气入院やがん通院等、幅広い補償の中から必要な補償をセットすることができ、企業の福利厚生制度としてもご利用いただけます。



■ 労働災害総合保険

働き方や雇用形態の多様化、政府労災保険における認定基準の変更等により、企業の事業活動に伴う従業員の労災リスクは大きく変化しています。労働災害総合保険は、企業が政府労災保険の上乗せ補償として災害補償規定等に基づいて行う給付に対応する「法定外補償保険」、万一の高額賠償に発展した場合の法律上の損害賠償責任に対応する「使用者賠償責任保険」の2種類の保険を組み合わせることにより、従業員に対する補償と企業防衛の観点からの総合的な補償を提供します。



経営リスク

■ 取引信用保険 (輸出信用包括保険)

輸出取引が増えている昨今、海外の取引先の貸倒れリスクに対する保険のニーズは確実に高まっています。当社の輸出信用包括保険は、AIGのグローバルなネットワークを駆使して海外の取引先のリスクを分析し、取引先の不払いリスクの引受をします。また、本保険の対象は海外の取引先に限定せず、国内の取引先を含めることが可能です。

■ ポリティカルリスク保険

主としてエマージングマーケットに所在する取引先と貿易／金融取引を行ったり、エマージングマーケットに投資した場合の政治的リスクを補償する保険です。世界情勢が複雑化する昨今、当社は長年の引受実績に基づき、政治的リスクに対して柔軟なソリューションを提供します。

環境リスク

■ 環境汚染賠償責任保険

環境汚染に対する法律はますます厳格化しています。当社は、環境保険分野の日本におけるパイオニアとして、企業活動で発生した大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の環境汚染に起因する対人・対物事故によって、企業が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害や土壌や河川等の汚染浄化費用の補償を提供します。また、気候変動を背景とした洪水などによる環境リスク、企業のグローバルな事業展開に伴う環境リスク、企業M&Aにおける環境リスクへの対応等、お客さまの環境リスクに対するソリューションの提供が可能です。



法人会・納税協会会員企業のための制度

■ 経営者大型総合保障制度

経営者大型総合保障制度は法人会・納税協会の制度として、会員向けに50年以上にわたって販売を続ける経営者保険のロングセラーです。

当社の損害保険と大同生命の生命保険を組み合わせることにより、病気やケガに対して充実した保障を提供するとともに、役員退職慰労金の準備や万一の場合の役員個人の賠償責任リスク、事業継続のための資金確保といった経営者のニーズにも対応している制度です。

また、この制度にご加入いただくと、セカンドオピニオンサポートサービス、経営に役立つ各種情報の提供といったサービスもご利用いただけます。



■ ビジネスガード

当社は法人会・納税協会両団体の制度商品受託会社として、会員の企業防衛・福利厚生を目的に「ビジネスガード」を提供しています。

近年、著しい環境の変化や事業活動の高度化によって、企業を取り巻くリスクは多種多様化し、複雑化しています。「ビジネスガード」は、急激な時代の変化に対応した補償を会員に提供しています。また、「事業継続力診断(レジリエンス診断)」によって会員企業の事業継続力が見える化し、会員企業と共に必要な対策を考える取り組みも行っています。

当社はこれからも会員企業の事業継続を応援し続けます。



社有車の補償

自動車保険AAI(一般用総合自動車保険)

対人賠償責任保険、対物賠償責任保険および車両保険などのほか、以下をはじめとした法人特有のリスクに備える各種補償をニーズに合わせてセットいただけます。

- 法人では従来補償できなかった、自動車専用道路など(いわゆる高速道路)でご契約のお車を一時的に離れている場合の自動車事故^{※1}も補償する人身傷害保険
- 対人賠償責任保険では補償できなかった、業務に従事中の従業員が別の従業員を死傷させてしまったケースも補償する対人賠償使用人災害特約
- 大規模地震時の事業継続力の強化のために、従来の地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約の補償額(50万円)を最大300万円まで拡張可能な地震・噴火・津波危険車両全損時一時金の拡張払特約

また、24時間365日の事故受付と初期対応サービス、事故現場での相手方との電話代理対応、素早くきめ細かなサービス提供を可能にする「1事故1担当者制」^{※2}などを通じて万一の事故時に、ご安心を提供します。

さらに、事故削減・業務効率の向上・経費削減といった社有車管理業務の課題に対し、ソリューションをご提案することが可能です。

※1 サービスエリアなどでご契約のお車を離れている場合などを除きます。

※2 1つの事故に対して保険金支払権限をもったプロフェッショナルな社員が1人の担当者として事故の解決にあたります。



個人のお客さま向け主な商品

自動車保険

自動車保険AAP(家庭用総合自動車保険)

対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害保険および車両保険や各種特約をニーズに合わせてセットいただけます。

24時間365日の事故受付と初期対応サービス、事故現場での相手方との電話代理対応、素早くきめ細かなサービス提供を可能にする「1事故1担当者制」[※]などを通じて万一の事故時に、ご安心を提供します。

また、自動車事故のリスクに対する補償だけでなく、ご家族の皆さまに充実した補償を提供するため、以下の補償をご用意しています。

- 条例により自転車損害賠償保険などへの加入を義務化している自治体が増えている中、個人・受託品賠償責任補償特約(国内補償)をセットすることで条例への対応が可能です。
- 改正道路交通法の施行により、2023年4月1日からすべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となるなど自転車利用時のケガへの注目度も高まっている中、AAPの人身傷害保険は自動車事故だけでなく自転車などの交通乗用具の事故なども補償の対象です。
- 大規模地震時の生活再建に備え、従来の地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約の補償額(50万円)を最大300万円まで拡張可能な地震・噴火・津波危険車両全損時一時金の拡張払特約をご用意しています。

※1つの事故に対して保険金支払権限をもったプロフェッショナルな社員が1人の担当者として事故の解決にあたります。



傷害保険／ケガの保険

■ こども総合保険（団体契約専用）

学校在校中やクラブ活動中の事故、レジャー中の事故、交通事故等でお子さまがケガをされた場合の傷害補償をはじめ、自転車搭乗中や日常生活での事故で他人の身体や財物に損害を与えて法律上の損害賠償責任を負った場合の補償、扶養者の方に事故で万一のことがあった場合にお子さまの生活費を補償する育児費用の補償などがセットされています。幼児期から一人暮らしの大学生まで、お子さまを取り巻く様々なリスクに対応した各種特約もご用意しています。教育・生活が多様化する時代にふさわしいお子さまのための保険です。



■ 傷害総合保険（基本型）

十人十色のライフスタイルの中には多様なリスクが潜んでいます。ご自身やご家族のケガの補償だけではなく、他人にケガをさせてしまった場合の賠償事故などの補償もセットでき、一人ひとりの暮らしに合わせた安心の未来を描くサポートをします。



■ 傷害総合保険（一時金支払型）

50歳以上の方のライフスタイルやケガの実情を考えた専用商品。保険金は一時金で「部位」と「症状」に応じてお支払いし、99歳まで末永くお客さまをサポートします。元気だからこそ、「もしも」の備えをおすすめします。



火災保険／地震保険

■ 住宅用総合火災保険 （ホームプロテクト総合保険）

火災だけでなく、多発する台風や大雪などの自然災害やその他の日常生活での様々なリスクから、大切なお住まいや家財をお守りします。ワイドな補償に加え、様々なオプション（特約）もご選択いただけます。さらに、多彩な割引制度と付帯サービスもご用意しています。



■ 賃貸住宅入居者向け家財保険 （リビングパートナー保険）

家具や電化製品・衣類などの大切な家財は、火災や盗難などのリスクにさらされています。

リビングパートナー保険は、皆さまの大切な財産である家財の様々な事故による損害を補償します。また、大家さんに対する損害賠償や日常生活での他人に対する損害賠償責任を補償します。



海外旅行保険

■ 海外旅行保険

当社は海外旅行保険のパイオニアとして、数々の特約やプランをご提供し、お客さまのニーズにお応えしてまいりました。例えば、急激な歯の痛み等を一時的に除去・緩和する応急治療費用を補償する特約^{※1}、「既往症・持病」による応急治療費用や入院した際の救済費用を補償する特約、治療・救済費用を無制限^{※2}に補償する「無制限プラン」等がその代表的な例です。また、Webによる遠隔健康医療相談サービスや、世界の主要都市の医療機関で現金不要のキャッシュレス・メディカルサービスを提供していることも大きな特長です。



※1 緊急歯科治療は、痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急治療、義歯・歯科矯正装置の応急修理で、かつ、社会通念上妥当なものをいいます。

※2 無制限とは、治療・救済費用補償特約の保険金額（支払限度額）を無制限とすることであり、治療・救済費用を終身補償するものではありません。

医療保険／入院保険

■ 医療保険(実費補償型)
みんなの健保

医療技術の進歩により、入院日数は短期化する一方で、入院にかかる医療費は高額化しています。

これらの医療費に備えられるのが、「みんなの健保」(医療保険)です。公的医療保険制度の対象となる医療費の自己負担分はもちろん、全額自己負担となる差額ベッド代などを実費で補償します。

「みんなの健保」は、3つの基本補償「入院治療費用保険金」「入院諸費用保険金」「入院医療保険金(日額)・手術医療保険金」のうち1つ以上をセットすれば、オプション特約は自由に選ぶことができます。

オプション特約にはがんの入院や通院にかかる医療費の自己負担分や所定の医療機関で行う自由診療の費用を補償する「ガン入通院治療費用保険金」や、抗がん剤を受けたことによる脱毛のためのウィッグの費用や乳房再建費用などをお支払いする「回復支援費用保険金」等をご用意しています。

さらに、セカンドオピニオンの手配などを行う「セカンドオピニオンアレンジサービス」や24時間健康相談などの「健康相談サービス」のほか、がんに関して豊富な相談対応の経験をもつ看護師が担当者となり、必要に応じて医師などと連携しお客さまをサポートする「がん患者と家族のための相談サービス」などの付帯サービスを提供することで、お客さまの様々なご不安の解消をサポートします。

■ 医療保険(引受基準緩和型)
みんなの健保

持病がある方でも簡単な告知で加入しやすい引受基準緩和型の医療保険です。

3つの告知項目がすべて「いいえ」なら持病のある方や過去に入院や手術を受けたことがある方でも、お申込みいただけます。また、医師の診査は不要です。

ご契約前からの持病や既往症の悪化・再発による入院・手術等も補償します。

さらに、セカンドオピニオンの手配などを行う「セカンドオピニオンアレンジサービス」や24時間健康相談などの「健康相談サービス」のほか、がんに関して豊富な相談対応の経験をもつ看護師が担当者となり、必要に応じて医師などと連携しお客さまをサポートする「がん患者と家族のための相談サービス」などの付帯サービスを提供することで、お客さまの様々なご不安の解消をサポートします。



新商品の開発状況(含む料率改定)

2023年

- 1月 ●自動車保険改定
 - 企業財物保険改定(料率改定 等)
- 2月 ●医療総合保険改定(ガン入通院治療費用補償特約等の改定)
- 3月 ●傷害保険改定(特定感染症危険支払特約の改定)
 - こども総合保険・ベーシック傷害保険改定
- 4月 ●業務災害総合保険改定(ハイパー任意労災)
 - 国内物流総合運送保険改定
- 5月 ●事業賠償・費用総合保険改定(ALL STARs)
 - 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への変更に伴う対応
 傷害総合保険、普通傷害保険、こども総合保険、ベーシック傷害保険、ベーシック傷害保険(大型保障)、海外旅行保険、学校旅行総合保険、旅行事故対策費用保険、医療総合保険、傷害総合保険(医療型)、事業賠償・費用総合保険、事業総合賠償責任保険、賠償責任保険(企業用)、介護・福祉サービス事業者向け総合賠償責任保険、総合事業者保険(賠償責任)、事業経営総合保険
 - 海外旅行保険付帯サービスの追加(ポケットクレンタル優待サービス他)
 - マネジメントリスクプロテクション保険(費用補償特約の新設)
- 10月 ●産産総合保険(スマートフォン補償サービスの新設)
- 11月 ●業務災害総合保険改定(ハイパー任意労災)
- 12月 ●全運送保険・内航貨物海上保険商品への経済制裁免責約款の導入
 - 産産総合保険改定(国際経済制裁に関する特約の新設)

2024年

- 1月 ●自動車保険改定
 - 製造業者向け業務過誤賠償責任保険の提供開始
 - 企業向け火災保険の地震単独補償契約の新設
- 4月 ●こども総合保険・傷害総合保険 料率改定
 - 海外旅行保険 医療機関情報提供サービスの提供開始
 - 生産物回収費用保険 個別引き受け再開
- 7月 ●自動車保険改定
- 9月 ●デジタル保険証券の開発および電子的手続きの導入
- 10月 ●住宅用総合火災保険、賃貸住宅入居者向け家財保険改定
 - 企業向け火災保険改定(料率改定、国際経済制裁に関する特約の新設 等)
- 12月 ●企業財産保険(ニュープロパティガード)の新設

2025年

- 1月 ●自動車保険改定
- 2月 ●財物系新種保険改定(初回保険料の口座振替に関する特約の新設、料率改定 等)
 - 個人情報漏洩保険改定
 - 環境汚染賠償責任保険改定
- 4月 ●生活サポート総合補償制度の商品改定
- 5月 ●サブスクリプション自動車料率等の開発
- 6月 ●国内物流運送保険改定(最低保険料改定)
 - 取引信用保険 包括契約書・保険契約書変更
- 8月 ●業務災害総合保険(ハイパー任意労災)付帯サービスの拡大(ストレスチェックサービス)
- 10月 ●傷害保険改定(料率改定・約款改定)
 - 海外旅行保険改定(料率改定・旅行キャンセル費用補償特約等の新設)
- 12月 ●米国軍人・軍属用自動車保険改定(料率改定)
 - 総合事業者保険(スマートプロテクト)の新規販売停止
 - 海外旅行保険 契約者向け新サービス(eSIM優待サービス)を導入

お客さまサービス

当社は、「お客さま本位の業務運営方針」のもと、お客さまの視点に立った対応を徹底し、より一層ご満足いただくために各施策に継続的に取り組み、お客さまサービスの向上に努めています。

損害サービス体制

「ACTIVE CARE(アクティブ・ケア)」の実現に向けて、テクノロジーを駆使した効率的かつ適切な保険金支払いと高い専門性の発揮を両立することで、お客さまに信頼される損害サービス体制の構築を目指しています。そして、常にお客さまに寄り添い、確かな安心をお届けすることによって、お客さまのより良い明日をお守りします。

24時間365日の事故受付

●AIG事故受付センター

お客さまのもしもの事故に備え、24時間365日体制で事故のご報告を受け付けています。

・お電話での事故受付

電話：0120-01-9016

・インターネットでの事故受付

当社ホームページ上に掲載 (<https://www.aig.co.jp/sonpo/service/contact/internet>)

●夜間・休日初期対応サービス

AIG事故受付センターでは、自動車保険にご加入のお客さまが当社の営業時間外となる平日夜間(17:00～翌日9:00)および休日に自動車事故に遭われた場合でも、お客さまのご要望に応じて、「相手の方への連絡」「病院への手配」「代車の手配」など平日と同様に初期対応サービスをご提供^{*}しています。

※事故状況などによっては、初期対応サービスをご提供できない場合があります。

●デジタル保険金請求

お客さまがWeb上で保険金請求手続きを完結させる「デジタル保険金請求」について、「ケガ」「病気」「携行品損害」に関わる保険金請求のほか、地震、台風、洪水などの自然災害においても、事故のご報告と請求書類(写真、見積書)をWeb上でアップロードしていただく保険金請求手続きが可能となっています。

デジタル保険金請求は、お客さまの利便性向上のため、スマートフォンやパソコンを使用してWeb上で24時間365日どこでも簡単に保険金請求手続きを行っていただくことができます。

大規模災害に備えた体制

●大規模災害時の事故受付体制

大規模災害が発生した後、事故受付センターへのお電話がつながりにくい場合には、全国の損害サービス拠点でも受電できる体制を構築しています。また、ご希望されるお客さまにホームページ上のインターネット事故受付サイトをSMSでご案内する機能の開発などにより、事故受付体制を強化しています。

●リモート災害カスタマーセンター

大規模災害が発生した際には、災害カスタマーセンターを設置し、オペレーションのペーパーレス化や「ソフトフォン」の活用によるリモート環境下で全国の社員が対応できる体制を構築しており、災害が発生した地域に関係なく全国各地の拠点で災害対応を実施しています。万が一の大規模災害の発生時においても、「災害に強いAIG」として、お客さまへ迅速な保険金のお支払いができる体制を整備しています。

多様化するお客さまニーズに対応するサービス

●口座不要の現金受取りサービス

当社が保険金を支払い可能と判断し、お客さまが当サービスを希望される場合、送金のご依頼から最短1時間程度でセブン銀行ATMを通じて保険金のうち10万円までを24時間365日いつでも現金で受け取ることができます。これにより、キャッシュカードや通帳などがお手元にならない場合にも、当面の生活再建のために必要な資金を確保していただくことができます。



●保険金の高額内払いサービス

当社が保険金を支払い可能と判断した火災や自然災害などの事故について、損害額の確定や保険金請求書類の提出完了前でも、当社が保険金支払い対象であると判断した後、最短1週間で損害見込額の最大50%までの保険金を一部内払いします。これにより、企業の事業継続に必要となる当面の運転資金確保や早期の復旧計画、個人のお客さまの早期生活再建にお役立ていただけます。

●女性専用保険金請求ダイヤル

医療保険や業務災害総合保険（ハイパー任意労災）の病気を補償する特約において、身体のご事情は男性には話しにくいという女性のお客さまのご要望にお応えし、女性社員が事故受付から保険金支払いまでの対応を行う女性専用保険金請求ダイヤルを設けています。女性特有の疾病など、センシティブな医療情報を含む場合にも安心してご利用いただけます。

●解決援助サービス

企業向け賠償責任保険において、お客さまと被害者の交渉が円滑に進むよう、事故対応に関するアドバイスや、お客さまからのご希望に応じて被害者へ直接連絡を行うなど、保険会社として法律上可能な範囲でお客さまの紛争解決を丁寧にサポートいたします。

テクノロジーを駆使した適切な保険金支払

●保険金支払プロセスの自動化

RPA (Robotic Process Automation) の活用による保険金支払プロセスの自動化を実施しています。傷害保険における定額保険金の自動計算や保険金振込みの事前登録に加え、大規模災害により多数の保険金請求事案が発生した際には、Webで受けた事故内容の保険金支払システムへの入力作業、契約内容に応じた必要書類の判定作業や書類発送登録作業等を自動化することで、より効率的に適切な保険金をお客さまへお届けしています。

●システムによるお支払内容チェックおよび不正請求検知

支払漏れを防止するため、適切な保険金支払いを支援するシステムを導入し、お客さまのご契約内容に基づく支払可能な保険金項目のチェックに加え、支払完了後においても事後的にシステムチェックを行っています。また、不正請求疑義事案の自動検知システムの検知精度向上を図るため、データベースの拡充を行い、近年手口が巧妙化・組織化している不正な保険金請求の排除に取り組んでいます。

「お客様の声」をお聴きする態勢

当社では、お客さま中心主義を基本理念とする【「お客様の声」対応方針】を定め、全役職員でお客さまサービスの向上を目指し日々の業務を行っています。

お客さまサービス向上のためには、お客様の声をお聴きし、商品・サービスに反映させることが特に重要と考えています。そのため、お客さまからお客様の声室、全国の部支店・損害サービスセンターおよび当社代理店等にいただいたご意見等は「お客様の声データベース」に登録し、関係社員が迅速、的確かつ誠実に対応するとともに、ご意見等の集計・分析を行い業務改善に活かしています。

データベースに登録されたお客様の声は、コンプライアンス部門・商品担当部門・お客様の声室で毎日チェックを行い、社内関連部門へ内容を提供します。また、各部門の責任者を中心としたメンバーで構成する「オペレーショナルリスク管理・お客様の声小委員会」を毎月開催し、登録されたお客様の声を検証し、会社の業務改善、商品の充実、サービスの向上に役立てるとともに、その内容を定期的に経営会議に報告しています。

対応指針

- お客様の声が私たちの仕事に対する貴重な忠告・助言であることを認識します。
- お客様の声に対し、常に迅速、的確かつ誠実に対応します。
- お客様の声を、お客さま満足度の向上に活かします。

基本行動

- お客様の声に対しては、常に感謝の気持ちを持って行動します。
- お客様の声に対し、常に会社として最優先で取り組みます。
定められた対応手順に則り、公平な対応を行います。不当な要求に対しては、毅然とした対応を行います。
- お客様の声を、新たな商品・サービスの開発、業務の改善に活かし、お客様の期待に応えられるように行動します。

お客さま満足向上への取組み

1.お客様の声を把握する取組みの実施

当社では、お客様の声を経営に反映させ、お客様のニーズにマッチした商品やサービスをお届けできるよう取り組んでいます。

お客さま満足度調査

保険金支払業務について「お客さま満足度調査」※を実施しています。調査結果の分析を行い、お客様の声を保険金支払業務に反映させることで、適時適切な保険金支払いを実現します。このような取組みを通じ、より一層の信頼と安心をお届けします。

※保険金をお支払いしたすべてのお客さまに対し、当社の損害サービス対応についてアンケートを実施し、「満足」「やや満足」「ふつう」「やや不満」「不満」の5段階で評価いただいています。

ご契約者向けWebアンケート

当社では、保険募集業務の適切性を把握し募集品質を改善・向上させることを目的とし、ご契約者の一部を対象にWeb上でアンケートを実施しています。アンケートの結果については、ホームページ上へ定期的に掲載しています。

お客様の声の把握

本にお客さまの声室、全国の部支店・損害サービスセンター、代理店等を通じて2025年度(2025年4月～2026年3月)に当社に寄せられたお客様の声は10,855件にのぼりました。これらの声は「お客様の声データベース」へ登録され、お客様の声室、コンプライアンス部門、商品担当部門および関係社員・部門間で共有して、的確かつ迅速に対応しています。

お客様の声の受付件数(2025年4月～2026年3月)

(単位：件)

お申出内容区分	契約・募集行為	契約の管理・保全・集金	保険金関係	その他	総合計
件数	2,168	2,988	2,687	3,012	10,855

2.お客さまの声を踏まえた商品・サービス改善や業務改善について

当社では、お客さまの声を商品・サービスおよび日常業務の改善に役立てています。

【改善例】

- 旅行保険のインターネット契約において、新しいWebサイトをリリースし、利便性と操作性を大幅に向上（改善時期：2025年8月）
 - ・お客さまの声
保険契約はWebで完結できるので、契約後に必要な「加入証明書」や「領収証」も、Webで発行できるようにしてほしい。
 - ・改善内容
新サイトに「マイページ機能」を導入することで、ご要望が多かった新しいサービスのご提供を開始し、さらにスマートフォン上の操作性を改善いたしました。
- ベーシック傷害保険（卒業生通販）において、手続きがすぐに完了する「オンライン申込み」のサービスを開始（改善時期：2026年2月）
 - ・お客さまの声
紙の申込書を書いて郵送するのは面倒なので、スマートフォン等で簡単に手続きできるようにしてほしい。
 - ・改善内容
紙の申込書に加え、「オンライン申込み」によるお申込みが可能となりました。オンラインでは書類の記入や郵送が不要となり、利便性が向上いたしました。

中立・公正な立場で問題を解決する損害保険業界関連の紛争解決機関

1.当社の契約する指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会・そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）および一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、いずれかの指定紛争解決機関をご選択のうえ申立てを行うことができます。詳細は下記の各機関のホームページをご覧ください。

そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

【電話番号】03-4332-5241（全国共通）

【受付時間】月～金曜日（祝日・休日および12月30日から1月4日を除く）の午前9時15分～午後5時

【センター所在地】

そんぽADRセンター東京：東京都千代田区

そんぽADRセンター近畿：大阪府大阪市中央区

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

「そんぽADRセンター」について

一般社団法人日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談のほか、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応しています。受け付けた苦情については損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

なお、同センターが取り扱う苦情や紛争の範囲は、一般社団法人日本損害保険協会と指定紛争解決機関に関する手続実施基本契約を締結した損害保険会社に関連するものに限られます。詳しくは、同協会のホームページ(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)をご参照ください。

一般社団法人保険オンブズマン

電話：03-5425-7963

受付時間：月～金曜日（祝日・休日および12月29日から1月4日を除く）の午前9時～12時、午後1時～5時

ホームページアドレス：<https://www.hoken-ombs.or.jp/>

「保険オンブズマン」について

一般社団法人保険オンブズマンは、保険の事業者に関する苦情や保険の事業者と顧客との間のトラブル等を、公正・中立、簡易・迅速に解決することを目的に設立された裁判外紛争解決手続（ADR – Alternative Dispute Resolution）の専門機関です。裁判によらない、公正・中立、簡易・迅速な、トラブルの解決をめざしています。保険オンブズマンは、外資系損害保険会社または保険仲立人との間に生じたトラブルについて取り扱っています。具体的には、保険オンブズマン関係事業者の商品、サービス、事業活動等について生じた問題を関係当事者間で解決できない場合に、保険オンブズマンへ苦情および紛争解決の申立てを行うことができます。現在、保険オンブズマンと契約を締結している主な事業者は、外資系損害保険会社と保険仲立人です。詳しくは、保険オンブズマンのホームページ（<https://www.hoken-ombs.or.jp/>）をご参照ください。

2. 上記以外の損害保険業界関連の紛争解決機関

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払いをめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に関する専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険（自賠責共済）の支払内容について書面により審査し、公正な調停を行います。同機構が取り扱うのは、あくまで自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。詳しくは、同機構のホームページ（<https://www.jibai-adr.or.jp/>）をご参照ください。

公益財団法人 交通事故紛争処理センター

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人 交通事故紛争処理センターがあります。全国11か所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。詳しくは、同センターのホームページ（<https://www.jcstad.or.jp/>）をご参照ください。

リスクマネジメントサービス

当社は、「アクティブ・ケア」およびお客さまのレジリエンス(事業を継続し成長する力)の強化の観点から、グローバルネットワークを活かして事故の発生を未然に防ぐための様々な対策の実施と、万一事故が発生した場合に起こりうる危機的状況に対応できる体制づくりをサポートします。

トータルリスクマネジメント

事故防止対策 事故を未然に防ぐために

事業活動の高度化により、企業を取り巻くリスクは多様化、複雑化しています。厳しい環境変化の中で企業が存続していくために、リスクマネジメントは重要な経営課題の一つです。「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」などの経営資源および事業活動に潜在するリスクの特定から、その発生の可能性や予測されるダメージに応じた対処策の実施までをサポートします。

Loss Prevention

事故防止のための セミナー・コンサルティング

国内外の豊富な事例や経験に基づき、潜在するリスクを抽出、認知・予測し、事故を未然に防ぐためのアドバイスをします。

社内組織構築のアドバイス

組織の大小にかかわらず、リスク管理の基本は組織づくりにあります。企業規模・業態に応じた組織を構築し、実際に機能させるノウハウがお役に立ちます。

Risk Assessment

リスクの分析と評価

リスク分析の専門家であるリスクスーパーバイザーが建物・設備・製品・賠償など複雑多岐にわたるリスクを分析し、評価します。



Training

トレーニング

事業活動の基本は「ヒト」であり、最大の資産である一方、「ヒト」が起因する事故・問題で事業継続に重大な影響が生じることもあります。事故防止活動を実質的に社内機能させるためのプログラムを用意し、役職員へのトレーニングを行います。

事故

危機管理対策 危機的状況をすみやかに収束させるために

企業経営において、危機的状況発生後、「事実確認」「原因究明」「責任表明」「是正策・再発防止策の構築」などの一連の初期対応を迅速に行い、事態の収束・沈静化を目的として利害関係当事者へのきめ細かな対応を行うことは、ブランドの劣化を抑え、危機における利益喪失を最小限にとどめるために必要不可欠です。万一の事故時に発生しうる、企業の存続にかかわるような危機的状況への対処をグローバルなノウハウでサポートします。

Crisis Management Consulting

危機管理セミナー

危機的状況がいつ発生しても対応できる組織構築、運営サポートなどのインフラストラクチャー整備などについて、経営幹部や管理職者を対象にセミナーを行います。

危機管理組織構築のアドバイス

企業・組織が事業継続するための危機管理体制構築などについて、具体的にアドバイスします。

Crisis Communication

危機発生時における利害関係者への対応をアドバイス

企業ブランドの維持・回復のために、社内外の利害関係者(お客さま・取引先・株主・行政・マスコミ・社員など)への適切な情報開示と初期対応が行えるよう、平時に整備する対策についてアドバイスします。

Crisis Preparation

マニュアル作成、トレーニングのサポート

リコールをはじめとした危機管理のためのマニュアルの作成、シミュレーショントレーニングなどが自社内で実施できるよう、サポートします。



グローバルリスク ソリューション

当社は、AIGのグローバルネットワークと専門性の高いサービスを提供し、多国籍企業が直面する様々なリスクへの対応をサポートします。

マルチナショナル保険プログラム

**多国籍企業のリスクを包括的に補償するために
コントロールド・マスタープログラムを提供します。**

当社は、マルチナショナル保険プログラム構築のためのソリューションとして、コントロールド・マスタープログラム(CMP)をご提供します。お客さまの本社の方針に基づいて、加入すべき保険の基準(付保基準)を定め、本社へ付保基準に沿ったマスター証券の発行を行うとともに、お客さまの海外各現地法人が当該付保基準に従って保険に加入できるようサポートします。

米国の訴訟管理サービス

**訴訟費用を効果的に管理し、訴訟の早期解決と
お客さまのダメージの軽減をはかります。**

AIGでは、米国内で組織した社内弁護士を含む専門チームと、定期的に評価しAIG品質基準をクリアした北米の約750の弁護士事務所との提携ネットワークを有しています。これにより、訴訟大国である米国で弁護士費用を含めた訴訟費用を効果的に管理し、早期解決とお客さまのダメージを軽減する「訴訟管理サービス」を提供します。

事故対応

**全世界の損害サービスのプロフェッショナルや
現地専門家と連携してお客さまをサポートします。**

当社は、保険業界の世界的なリーダーであるAIGの損害保険事業部門のグローバルネットワークを駆使し、損害サービスのプロフェッショナルや事故発生地域における法律知識・経験を有する現地専門家と連携して、お客さまの事故をサポートすることが可能です。

リスクエンジニアリング／防災技術

**熟練したリスクエンジニアが潜在リスクを予測し、
損害の予防および軽減のアドバイスを行います。**

世界各地の様々な業種のリスクについて、豊富な経験を持つAIGのリスクエンジニア。彼らが、お客さまの事業所において潜在する火災・爆発・自然災害リスクを抽出、認知、予測し、その業種ごとに異なる損害の予防および軽減のためのアドバイスを行います。

マリン・リスクコンサルティング (MRC)

**お客さまの貨物に対しての損害防止および
軽減の改善策を提供しています。**

マリン・リスクコンサルティングサービスでは、お客さまの国際複合輸送に対してのリスク分析を行い、損害防止および損害軽減の対策を提案します。担当するのは、AIGのグローバルネットワークが提供する、日本の専任者をはじめとする世界各地に配属されているロスコントロールの専門家です。

保険の仕組み

保険の仕組み

保険制度

安定した企業経営も平穏な個人生活も、実は様々な危険(リスク)にさらされています。

損害保険は、“大数の法則”に基づき、多くのご契約者にご負担をいただく保険料から、一定の偶然な事故にあわれた方々に生じる経済的損害を補償する制度です。「一人は万人のために、万人は一人のために」という相互扶助の精神こそが保険の原点であり、本質です。当社は企業経営の安定と個人生活の平穏に貢献する保険商品と、それに関連するサービスを通じて損害保険の普及に努めてまいります。

損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然な事故によって生じることのある損害を補償することを約束し、これに対して保険契約者がその事故の発生の可能性に応じた保険料を支払うことを約束する契約です。(保険法第2条)

損害保険契約は、当事者、つまり保険契約者と保険会社双方の合意によって成立する有償、双務、不要式の諾成契約となります。ただしご契約を正確に引き受けるため、実務上は保険申込書を作成し、ご契約の証として保険証券などを発行しています。

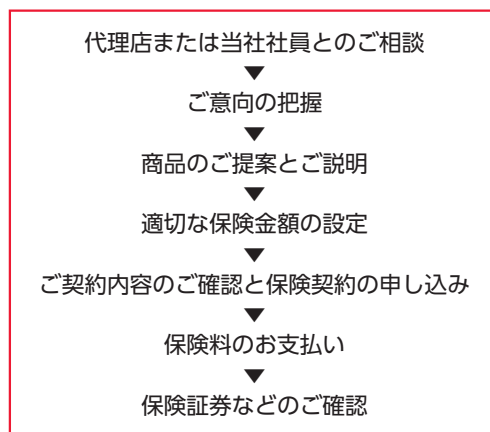
保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、当社が金融庁から認可を取得した、または金融庁への届出を行ったものを適用しています。保険料は、純保険料(保険金のお支払いに充てられる部分)と付加保険料(保険会社の運営に必要な経費や代理店手数料などに充てられる部分)から成り立っています。

保険契約の手続き

契約の手続き

損害保険の契約の手続きは、保険会社の社員または保険会社が保険契約を結ぶ権限を付与している代理店が行っています。



商品のご提案とご説明

損害保険は、かたちのない商品です。お客さまが抱えるリスクやご意向を把握したうえで、適切な商品（プラン）をご提案し、わかりやすくご説明することで、ご契約内容がご意向に沿ったものとなっているかをお客さまにご確認いただけます。

当社では、保険加入のご判断をお客さまが自ら適切に行えるように、ご契約内容の重要な点を解説した「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報等）」や「パンフレット」等を用いて商品内容をわかりやすくご説明します。

適切な保険金額の設定

損害保険契約は、事故や災害によって被った損害を補償することを目的としています。万一のときにお役に立つために、適切な保険金額（お支払いする保険金の限度額）でご契約する必要があります。例えば、火災保険をご契約いただく場合には、建物などの評価額（新価または時価）に応じた保険金額を設定することが大切です。もし保険金額が保険の対象の評価額よりも少ない場合、万一のときに十分な補償を受けられないことがあります。また評価額を超えている場合にはその超過部分に対する保険金をお支払いできません。

ご契約内容のご確認と保険契約の申し込み

①保険契約の内容をご確認ください

お申し込みいただく保険契約の内容は、お客さまのご意向に沿ったものでなければなりません。当社においては、お客さまと当社がお互いに契約内容を確認する仕組みを導入しています。これにより、お客さまのご意向に沿ったご契約内容であること、割引の適用など保険料の決定に必要な情報が正しいことを、お客さまと一緒に確認させていただく取組みを実施しています。なお、長期契約など(長期一括払契約・自動継続契約など)にご加入のお客さまに、定期的にご契約の状況をお知らせするとともに、ご契約内容に変更があった場合などにお客さまからご連絡いただきやすい環境づくりに努めています。

②申込書は正確にご記入ください

申込書にご記入の際は、正しくご記入ください。例えば、自動車保険の場合には、車名、型式、登録番号、運転者の年齢条件、前契約の事故件数などを、火災保険の場合は建物の用途や構造、面積などを正確にご記入いただく必要があります。また、医療保険などの健康状態告知を必要とする商品の場合は、現在の健康状態や過去の傷病歴などに関する質問事項について、被保険者(補償の対象者)ご本人に、ありのままを正確にもれなくご回答いただく必要があります。万一記載内容が事実と異なっている場合は、保険金をお支払いできないことがあります。

保険料のお支払い

保険料を現金でお支払いいただく場合は、必ずご契約と同時ににお支払いください。保険のお申し込みをいただいても、保険料のお支払いがないと、損害が生じても保険金のお支払いができませんのでご注意ください。また、保険の種類により、口座振替やクレジットカード、コンビニエンスストアで保険料をお支払いいただくこともできます。保険契約が失効または解除された場合には、約款の規定に従って保険料をお返しします。なお、保険金をお支払いすべき事故が発生している場合など、保険料をお返しできない場合もあります。

保険証券などのご確認

ご契約の証として保険証券を作成し、約款とともにお客さまにご提供しますので、記載内容をご確認ください。

なお、デジタル保険証券をお選びいただいた場合には、パソコンやタブレット等の電子機器のディスプレイ(画面)上に表示される保険証券および約款の記載内容をご確認ください。

e証券をお選びいただいた場合には、保険証券が発行されませんので、当社ホームページ上のインターネット契約内容確認サービス画面からご契約内容をご確認ください。

また、e約款対象のお客さまの場合には、当社ホームページ上で当該約款をご覧ください、記載内容をご確認ください。

ご契約の後に留意いただきたいこと

①ご契約の内容を変更する必要がある場合は遅滞なくご通知ください

ご契約の後、申込書に記載した内容に変更が生じた場合は、遅滞なく当社社員または代理店にお知らせください。

ご通知いただく内容は保険の種目によって異なりますが、火災保険の場合では建物の譲渡、構造や用途が変わったとき、転居によって保険の対象(家財など)を移転したときなど、自動車保険の場合では車両の入替や譲渡が発生したとき、用途車種または登録番号を変更するときなど、傷害保険の場合では職業・職務を変更されるときなどがこれにあたります。ご通知が遅れますと、損害が生じても保険金をお支払いできないことがありますので十分ご注意ください。

②保険証券などを適宜ご確認ください

事故が起きたときすでに保険期間が終了していた、必要な契約内容の変更が行われていなかった、といったことがないように、保険証券などの内容を適宜ご覧いただき、保険期間やご契約内容をご確認いただくことをおすすめします。

クーリングオフ制度について

保険期間が1年を超えるご契約につきましては、お申し込みいただいた日または重要事項説明書(クーリングオフに関する説明)の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回を行うことができます。ただし、ご契約者が法人である場合や、質権付火災保険などの債権の履行を担保することを目的とした契約、自動車損害賠償責任保険契約などはクーリングオフの対象外となります。

勧誘方針

1. 各種の法令等を遵守し、適正な勧誘・販売に努めます。

- 保険業法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、消費者契約法、金融商品取引法、個人情報の保護に関する法律、その他の関係法令等を遵守し、適正な勧誘・販売に努めます。
- お客さまへの適切な勧誘・販売を確保するために、社内の管理体制を整備するとともに、研修に取り組みます。
- お客さまに関する情報は、適切な管理・取扱いを行います。
- 保険金の不正取得を防止する観点から、適正な保険商品の勧誘・販売に努めます。特に満年齢が15歳未満の方を被保険者とする保険契約については、適正な保険金額の設定に注意を払うなど、保険金の不正取得防止に努めます。

2. お客さまのご意向と実情に応じた勧誘・販売に努めます。

- お客さまのご意向を把握するとともに、商品やサービス等に関するお客さまの知識、経験、財産の状況、購入の目的などを総合的に勘案して、お客さまのご意向と実情に沿った商品をご選択いただけるよう、保険商品やサービスの説明を通じて適切に情報をご提供するよう努めます。

- 保険商品やサービス等のご説明にあたっては、お客さまと直接対面しない販売方法で行う場合も含め、販売形態に応じ、お客さまにわかりやすい説明となるよう工夫します。また、ご高齢のお客さまには、より丁寧に説明するなどご理解いただきやすいものとなるように努めます。

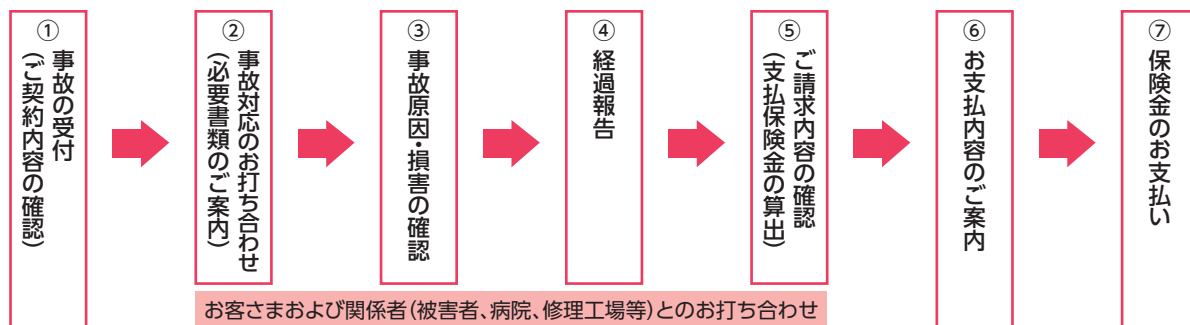
- 保険商品販売やサービス提供等に際しては、時間帯や場所、方法等に十分配慮します。

3. お客さまにご満足いただけるサービスの提供に努めます。

- お客さまからの問い合わせには、迅速、的確、丁寧に対応するよう努めます。
- 保険事故が発生した場合は、保険金等のご請求についてわかりやすく丁寧にご案内し、迅速かつ適正な保険金のお支払いに努めます。
- お客さまからいただく様々な声を収集し、商品の開発やサービスのご提供、保険商品の販売に活かしてまいります。
- 個人・中小企業・大企業それぞれのセグメントのお客さまニーズに対する理解を深め、リスクを認識し事前に予防するための『アクティブ・ケア(一歩先の心遣い)』のコンセプトに基づくサービスの提供に努めます。

保険金お支払いまでの流れ

事故発生のご連絡をいただいてから、保険金のお支払いまでの一般的な流れは以下のとおりです。適時・適切・丁寧な保険金支払いを実行し、お客さまの利益の保護および被害の回復に向けた保険会社の社会的使命を果たします。



①事故の受付

24時間365日、お客さまに安心をお届けできるよう、夜間・休日でも通話料無料の電話番号による事故連絡やご相談をお受けしています。また、ホームページ上に開設しております事故受付ページから、Webによる事故登録が可能です。

②事故対応のお打ち合わせ

事故の詳しい状況や今後の進め方についてお客さまとお打ち合わせし、ご契約の内容に応じて保険金請求手続きや各種付帯サービスをもれなくご案内します。お客さまとお打ち合わせやシステムによるチェックを通じて、当社で複数または追加してお支払いが可能となる他の保険契約を確認できた場合は、お客さまに保険金請求手続きをご案内します。また、自動車事故等の損害賠償事故の場合、相手の方との示談交渉は、お客さまとご相談のうえ、進めてまいります。

③事故原因・損害の確認

保険会社として十分な調査を公平・公正に行うことはもちろん、関係者(被害者、病院、修理工場等)ともお打ち合わせのうえ、事故の原因や発生した損害を確認します。

④経過報告

お客さまにご安心いただくため、必要に応じて経過をご報告します。

⑤ご請求内容の確認

お客さまや修理業者・病院等よりご提出いただいた書類等について必要な事実確認を行い、お支払いできる保険金の額を算出します。

⑥お支払内容のご案内

お支払いできる保険金をもれなく確認し、お客さまにご案内します。

⑦保険金のお支払い

可能な限り早期にご指定の口座へ保険金をお支払いします。お支払金額、お支払先などをお客さまに書面でご案内します。また、自動車事故等の損害賠償事故の場合、相手の方との示談結果をご案内します。

CONTENTS

I . 事業の概況 64

II . 経理の状況 71

III . コーポレートデータ 92

IV . 各種方針 101

1. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。

2. 比率(構成比、利回り等)は記載単位未満を四捨五入して表示しています。

3. 金額・比率の「-」は該当がないことを、「0」は数値が記載単位未満であることを表しています。

4. 数字頭部の△は、数値がマイナスであることを表しています。

5. 「2025年度」は2025年4月1日から2026年3月31日までの期間を、「2025年度末」は2026年3月31日の時点を各々表しています。

6. 「元受正味保険料」は特に異なる注釈がない限り、「収入積立保険料」を除いて表示しています。
「収入積立保険料」は、積立保険の収入保険料から補償部分の保険料、積立解約返戻金等を控除したものです。

7. 単体ベースのソルベンシー・マージン比率については、法令上の延長措置に基づき、2026年10月末までに当社ホームページにて別途開示します。

I. 事業の概況

I

事業の概況

1. 主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

項 目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
元受正味保険料(含む収入積立保険料) (対前期増減(△)率)	442,108 (△3.4%)	444,419 (0.5%)	451,674 (1.6%)	466,985 (3.4%)	489,162 (4.7%)
正味収入保険料 (対前期増減(△)率)	152,469 (△4.9%)	151,556 (△0.6%)	152,498 (0.6%)	155,609 (2.0%)	162,356 (4.3%)
経常収益 (対前期増減(△)率)	204,434 (1.0%)	202,985 (△0.7%)	188,176 (△7.3%)	185,004 (△1.7%)	194,468 (5.1%)
保険引受損益 (対前期増減(△)率)	22,018 (106.1%)	15,214 (△30.9%)	15,676 (3.0%)	15,337 (△2.2%)	21,293 (38.8%)
経常利益又は経常損失(△) (対前期増減(△)率)	29,834 (150.7%)	20,753 (△30.4%)	14,339 (△30.9%)	17,285 (20.5%)	28,257 (63.5%)
当期純利益又は当期純損失(△) (対前期増減(△)率)	26,929 (18.8%)	14,285 (△47.0%)	10,409 (△27.1%)	15,407 (48.0%)	13,500 (△12.4%)
正味損害率	70.9%	72.5%	66.8%	65.4%	59.9%
正味事業費率	35.2%	38.4%	34.2%	31.8%	32.4%
資本金の額 (発行済株式総数)	13,762 (11,011株)	13,762 (11,011株)	13,762 (11,011株)	13,762 (11,011株)	13,762 (11,011株)
純資産額	122,665	106,156	116,099	113,974	109,625
総資産額	788,747	726,583	721,173	677,708	670,636
積立勘定として経理された資産額	7,662	4,150	2,959	2,398	1,814
責任準備金残高	488,712	454,146	434,946	420,478	407,675
貸付金残高	1,206	916	716	553	368
有価証券残高	554,491	514,543	497,472	485,579	471,371
配当性向	99.4%	95.4%	120.1%	87.6%	100.7%
従業員数	6,425名	6,024名	6,064名	6,061名	5,486名

※従業員数は、営業職員を含んでいます。2022年度からICA社員を含んでいません。

2. 保険事業の状況

(1) 正味収入保険料の額及び元受正味保険料の額

① 正味収入保険料

(単位：百万円)

種 目	2024年度		2025年度	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
火災	15,426	9.9	17,734	10.9
海上	3,102	2.0	3,038	1.9
傷害	24,843	16.0	23,873	14.7
自動車	52,072	33.5	53,646	33.0
自動車損害賠償責任	11,556	7.4	11,839	7.3
その他	48,607	31.2	52,224	32.2
(うち賠償責任)	(17,874)	(11.5)	(19,898)	(12.3)
合計	155,609	100.0	162,356	100.0

(注) 正味収入保険料＝元受正味保険料＋受再正味保険料－支払再保険料

② 元受正味保険料(含む収入積立保険料)

(単位：百万円)

種 目	2024年度		2025年度	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
火災	84,287	18.0	89,838	18.4
海上	10,861	2.3	11,315	2.3
傷害	63,553	13.6	63,079	12.9
自動車	149,420	32.0	153,918	31.5
自動車損害賠償責任	11,502	2.5	11,793	2.4
その他	147,359	31.6	159,216	32.5
(うち賠償責任)	(53,677)	(11.5)	(60,015)	(12.3)
合計	466,985	100.0	489,162	100.0

(注) 元受正味保険料(含む収入積立保険料)＝元受保険料－(元受解約返戻金＋元受その他返戻金)

(2) 受再正味保険料の額及び支払再保険料の額

① 受再正味保険料

(単位：百万円)

種 目	2024年度	2025年度
火災	1,867	2,102
海上	950	228
傷害	－	－
自動車	4	4
自動車損害賠償責任	6,782	6,935
その他	743	464
(うち賠償責任)	(122)	(112)
合計	10,349	9,734

(注) 受再正味保険料＝受再契約に係る収入保険料－(受再解約返戻金＋受再その他返戻金)

② 支払再保険料

(単位：百万円)

種 目	2024年度	2025年度
火災	70,728	74,205
海上	8,709	8,506
傷害	39,683	40,178
自動車	97,353	100,277
自動車損害賠償責任	6,728	6,889
その他	99,511	107,464
(うち賠償責任)	(35,925)	(40,228)
合計	322,715	337,521

(注) 支払再保険料＝出再契約に係る支払保険料－(再保険返戻金＋その他再保険収入)

(3) 解約返戻金の額及び保険引受利益の額

① 解約返戻金

(単位：百万円)

種 目	2024年度	2025年度
火災	2,387	2,442
海上	—	—
傷害	2,269	2,101
自動車	1,429	1,528
自動車損害賠償責任	477	471
その他	903	993
(うち賠償責任)	(338)	(402)
合計	7,467	7,537

(注) 解約返戻金＝元受解約返戻金＋受再解約返戻金＋積立解約返戻金

② 保険引受利益

(単位：百万円)

種 目	2024年度	2025年度
火災	514	2,264
海上	1,643	1,181
傷害	5,656	4,915
自動車	704	2,726
自動車損害賠償責任	—	—
その他	6,818	10,203
(うち賠償責任)	(2,119)	(2,987)
合計	15,337	21,293

(注) 保険引受利益＝保険引受収益－保険引受費用－保険引受に係る営業費及び一般管理費土その他収支

(4) 正味支払保険金の額及び元受正味保険金の額

① 正味支払保険金

(単位：百万円)

種 目	2024年度	2025年度
火災	12,546	10,670
海上	655	551
傷害	10,097	9,466
自動車	28,755	28,109
自動車損害賠償責任	10,328	9,586
その他	16,348	15,246
(うち賠償責任)	(7,182)	(6,189)
合計	78,731	73,632

(注) 正味支払保険金＝支払保険金(元受正味保険金＋受再正味保険金)－回収再保険金

② 元受正味保険金

(単位：百万円)

種 目	2024年度	2025年度
火災	30,515	25,644
海上	1,591	1,752
傷害	24,741	24,072
自動車	79,366	79,804
自動車損害賠償責任	10,711	10,089
その他	47,093	43,839
(うち賠償責任)	(21,329)	(17,885)
合計	194,019	185,202

(注) 元受正味保険金＝元受保険金－元受保険金戻入

(5) 受再正味保険金の額及び回収再保険金の額

① 受再正味保険金

(単位：百万円)

種 目	2024年度	2025年度
火災	169	168
海上	451	282
傷害	3	4
自動車	0	0
自動車損害賠償責任	10,328	9,586
その他 (うち賠償責任)	351 (35)	103 (45)
合計	11,303	10,145

(注) 受再正味保険金＝受再保険に係る支払保険金－受再保険金戻入

② 回収再保険金

(単位：百万円)

種 目	2024年度	2025年度
火災	18,138	15,141
海上	1,387	1,483
傷害	14,646	14,609
自動車	50,610	51,694
自動車損害賠償責任	10,711	10,089
その他 (うち賠償責任)	31,096 (14,182)	28,696 (11,741)
合計	126,591	121,715

(注) 回収再保険金＝出再契約に係る回収保険金－再保険金割戻

3. 保険引受の状況

(1) 契約者配当金の額

積立保険(貯蓄型保険)では、保険期間が終了し満期を迎えられたご契約者に対して、満期返戻金をお支払いするとともに、保険期間中の運用利回りが予定の利回りを上回った場合には、毎月の満期契約ごとに契約者配当金を計算してお支払いしています。(運用利回りが予定の利回りを下回った場合には0円となります。)

したがって、契約者配当金は毎月変動しますが、2025年6月及び2026年6月に満期を迎えられたご契約に対してお支払いした契約者配当金は以下のとおりです。

2025年6月及び2026年6月に満期を迎えられたご契約に対してお支払いした契約者配当金の例

積立介護費用保険の場合

[満期返戻金100万円の場合]

満期月	積立期間	一時払契約	年払契約	半年払契約	月払契約	団体扱契約
2025年6月満期	30年	0円	0円	0円	0円	0円
2026年6月満期	30年	0円	0円	0円	0円	0円

(2) 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位：%)

種 目	2024年度			2025年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	99.4	58.4	157.8	76.5	54.1	130.6
海上	27.1	19.9	47.0	24.1	26.5	50.6
傷害	49.6	40.3	89.9	49.5	42.7	92.2
自動車	79.3	16.9	96.1	76.0	16.0	92.0
自動車損害賠償責任	99.8	30.7	130.5	91.3	29.7	120.9
その他 (うち賠償責任)	42.0 (47.9)	36.0 (36.5)	78.0 (84.4)	37.6 (38.3)	38.0 (37.9)	75.6 (76.2)
合計	65.4	31.8	97.2	59.9	32.4	92.3

(注) 1. 正味損害率＝(正味支払保険金＋損害調査費)÷正味収入保険料

2. 正味事業費率＝(諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料

3. 合算率＝正味損害率＋正味事業費率

(3) 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位：%)

種 目	2024年度			2025年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	33.0	34.3	67.4	23.7	34.2	57.9
海上	12.7	34.9	47.5	33.4	33.8	67.2
傷害	40.6	47.0	87.6	39.6	47.4	87.0
(医療)	(46.2)			(48.9)		
(その他)	(39.2)			(37.2)		
自動車	62.5	39.4	101.9	60.4	39.8	100.2
その他	36.2	45.2	81.4	32.5	45.7	78.2
(うち賠償責任)	(44.2)	(46.4)	(90.6)	(35.4)	(47.2)	(82.6)
合計	44.2	41.3	85.5	40.7	41.5	82.1

- (注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
 2. 発生損害率 = (出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 3. 事業費率 = (支払諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 4. 合算率 = 発生損害率 + 事業費率
 5. 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額
 6. 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額
 7. 傷害のうち「医療」には、医療総合保険等に係る損害率を表示しています。
 特約として傷害保険に付帯されている医療給付については、「その他」に含めています。

(4) 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位：%)

区 分	2024年度	2025年度
国内契約	99.5	99.7
海外契約	0.5	0.3

- (注) 収入保険料 (元受正味保険料と受再正味保険料の合計) について国内契約及び海外契約の割合を記載しています。

(5) 出再先再保険者の数と出再保険料上位 5 社の割合

	出再先再保険者の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合 (%)
2024年度	16 (1)	98.7 (100.0)
2025年度	15 (1)	98.7 (100.0)

- (注) 1. 再保険者の数は、再保険料ベースで1億円以上出再している再保険者 (プール出再を含む) を対象にしています。
 2. 上記の再保険者に対する再保険料は、2024年度では99.7%、2025年度では99.6%となっています。
 3. () 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

(6) 出再保険料の格付ごとの割合

(単位：%)

格付区分	A以上	BBB以上	その他 (格付なし・不明・BB以下)	合 計
2024年度	97.7 (100.0)	- (-)	2.3 (-)	100.0 (100.0)
2025年度	97.8 (100.0)	- (-)	2.2 (-)	100.0 (100.0)

- (注) 1. 再保険料ベースで1億円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。
 2. 格付区分は以下の方法により区分しています。
 ①スタンダード&プアーズ社の格付を使用し、同社の格付がない場合は、A.M.Best社またはFitch社の格付を使用しています。
 ②スタンダード&プアーズ社の格付を使用する場合、A-以上は「A以上」、BBB+からBB+までを「BBB以上」、BB以下は「その他 (格付なし・不明・BB以下)」に区分しています。
 ③A.M.Best社の格付を使用する場合、A-以上は「A以上」、B++及びB+は「BBB以上」、B以下は「その他 (格付なし・不明・BB以下)」に区分しています。
 ④Fitch社の格付を使用する場合、A-以上は「A以上」、BBB+からBB+までを「BBB以上」、BB以下は「その他 (格付なし・不明・BB以下)」に区分しています。
 3. () 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

(7) 未収再保険金の額

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
1 年度開始時の未収再保険金	25,482 (495)	25,953 (592)
2 当該年度に回収できる事由が発生した額	112,751 (2,206)	110,047 (2,789)
3 当該年度回収等	112,280 (2,110)	109,133 (2,669)
4 1+2-3=年度末の未収再保険金	25,953 (592)	26,866 (712)

- (注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
 2. () 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

4. 資産運用の状況

(1) 資産運用の概況

(単位：百万円)

区 分	2024年度末		2025年度末	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
預貯金	30,213	4.5	29,079	4.3
コールローン	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券	485,579	71.6	471,371	70.3
貸付金	553	0.1	368	0.1
土地・建物	12,879	1.9	13,527	2.0
運用資産計	529,226	78.1	514,347	76.7
総資産	677,708	100.0	670,636	100.0

(2) 利息配当収入の額及び運用利回り

(単位：百万円)

区 分	2024年度		2025年度	
	金 額	利回り(%)	金 額	利回り(%)
預貯金	50	0.13	38	0.14
コールローン	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券	8,921	1.92	10,758	2.31
貸付金	32	5.12	24	5.18
土地・建物	830	6.09	777	6.08
小計	9,835	1.90	11,599	2.29
その他	87		33	
合計	9,922		11,632	

(3) 海外投融資残高及び構成比・利回り

(単位：百万円)

区 分		2024年度末		2025年度末	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
外貨建	外国公社債	121,803	61.7	145,929	69.9
	外国株式	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	計	121,803	61.7	145,929	69.9
円貨建	非居住者貸付	—	—	—	—
	外国公社債	75,577	38.3	62,779	30.1
	外国株式	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	計	75,577	38.3	62,779	30.1
合計		197,381	100.0	208,708	100.0
海外投融資利回り		2.64%		3.44%	

(注) 海外投融資利回りは、運用資産利回り(インカム利回り)を表示しており、預貯金は含んでいません。

5. 特別勘定に関する指標等

(1) 特別勘定資産残高

該当はありません。

(2) 特別勘定資産

該当はありません。

(3) 特別勘定の運用収支

該当はありません。

Ⅱ. 経理の状況

1. 計算書類

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2024年度末 (2025年3月31日現在)	2025年度末 (2026年3月31日現在)	科 目	2024年度末 (2025年3月31日現在)	2025年度末 (2026年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	30,214	29,080	保険契約準備金	476,490	461,941
現金	1	0	支払備金	56,011	54,266
預貯金	30,213	29,079	責任準備金	420,478	407,675
有価証券	485,579	471,371	その他負債	84,617	96,048
国債	58,742	51,787	共同保険借	170	181
社債	191,291	170,047	再保険借	7,036	5,930
株式	30,812	32,568	外国再保険借	36,055	39,209
外国証券	197,381	208,708	未払法人税等	4,566	3,076
その他の証券	7,351	8,259	預り金	1,506	1,514
貸付金	553	368	未払金	17,265	19,962
保険約款貸付	540	362	仮受金	6,261	7,724
一般貸付	13	5	金融派生商品	8,595	13,110
有形固定資産	14,379	17,156	リース債務	226	2,330
無形固定資産	10,281	12,377	資産除去債務	2,932	3,005
その他資産	78,474	79,463	役員退職慰労引当金	108	117
未収保険料	4,303	5,010	賞与引当金	1,760	2,163
代理店貸	22,468	23,948	特別法上の準備金	210	199
共同保険貸	94	111	価格変動準備金	210	199
再保険貸	3,616	3,692	再評価に係る繰延税金負債	545	541
外国再保険貸	27,088	27,344	負債の部合計	563,733	561,011
未収金	8,127	7,389	(純資産の部)		
未収収益	2,242	2,289	資本金	13,762	13,762
預託金	3,701	3,299	資本剰余金	68,271	68,271
地震保険預託金	117	81	利益剰余金	27,626	27,452
仮払金	4,950	5,714	利益準備金	13,762	13,762
金融派生商品	1,362	113	その他利益剰余金	13,864	13,689
その他の資産	402	466	繰越利益剰余金	13,864	13,689
前払年金費用	8,948	11,616	株主資本合計	109,660	109,486
繰延税金資産	49,514	49,440	その他の有価証券評価差額金	6,687	2,338
貸倒引当金	△ 239	△ 238	土地再評価差額金	△ 2,374	△ 2,198
			評価・換算差額等合計	4,313	139
			純資産の部合計	113,974	109,625
資産の部合計	677,708	670,636	負債及び純資産の部合計	677,708	670,636

注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりです。
 - (1) 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)により行っています。
 - (2) その他有価証券(市場価格のない株式等を除く)の評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っています。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。
 - (3) その他有価証券のうち市場価格のない株式等の評価は、移動平均法に基づく原価法により行っています。
2. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
3. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。
 - (1) 再評価の実施年月日 平成14年3月31日
 - (2) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法のほか、同条第5号に定める鑑定評価に基づいて算定しています。
 - (3) 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、3,112百万円です。また、賃貸等不動産に該当する事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、926百万円です。
4. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により行っています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっています。なお、残存価額については、零としています。
5. 無形固定資産の減価償却は、定額法により行っています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しています。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っています。
7. 貸倒引当金は資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てています。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てています。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てています。また、全ての債権は資産の自己査定要領に基づき、資産の自己査定規程に定める実施部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、期末時点で残高はありません。
8. 退職給付に係る会計処理の方法は次のとおりです。
 - (1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
 - (2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理することとしています。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しています。
9. 役員退職慰労引当金は、取締役等の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しています。
10. 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しています。
11. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しています。
12. 外貨建債券に係る為替変動リスクをヘッジする目的で実施する為替予約取引及び通貨スワップ取引について時価ヘッジを適用しています。

なお、ヘッジの有効性については、原則としてヘッジ開始時点から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しています。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があることが明らかな場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しています。
13. 消費税等の会計処理は税抜方式によっています。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっています。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っています。
14. 保険料、支払備金及び責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっています。

15. 重要な会計上の見積り

(1) 支払備金の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額 54,266百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(ア) 算出方法

普通支払備金に関しては、支払義務が発生した保険契約に関して、期末日時点で利用可能な情報に基づき、損害査定等の方法により将来の支払額を見積り計上しています。

既発生未報告損害支払備金(以下「IBNR備金」といいます。)に関しては、支払事由が発生したと認められるが、未報告の保険契約について、その最終損害額を主に統計的見積法により算出し、将来の支払額を見積り計上しています。

(イ) 主要な仮定

普通支払備金は、保険契約の補償内容と損害査定の結果をもとに将来の支払額を見積り計上しています。損害査定においては、過去の支払実績の傾向や、法改正や過去の裁判例、経済環境及び社会情勢の変化に伴う医療費用、車両や家財の修繕コスト、人件費の変化等が影響を及ぼす可能性も考慮しています。

IBNR備金は、予想損害率、保険金等進展率等の主要な仮定を使用して、将来の支払額を見積り計上しています。

(ウ) 翌事業年度の計算書類に与える影響

各事象の将来における状況変化等により保険金等の支払額や支払備金の計上額が、当初の見積額から変動する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 49,440百万円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(ア) 算出方法

将来の収益力に基づく課税所得を合理的に見積った上で、将来の税金負担額を軽減する効果を有する範囲で繰延税金資産を計上しています。

(イ) 主要な仮定

将来の課税所得の見積りは、当社及びその他の通算会社の経営者の承認を受けた事業計画に一定のストレスをかけて算出しており、そこでの主要な仮定は、保険料の成長の見込み及び保険金等の発生の見込みです。

(ウ) 翌事業年度の計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の見積りに依存するため、将来、当社及びその他の通算会社を取り巻く環境に予見しえない大きな変更があった場合等、保険料の成長見込み及び保険金等の発生見込みが変動することにより、課税所得の見積額が変動した場合は、繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

16. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、社会性、公共性の高い損害保険を中心とした事業を行っています。これらの保険契約の性格を十分に把握し、将来の保険金や給付金支払いの備えとしての保険契約準備金に見合う金融商品を選別して資産運用を行っています。

金融商品を含めた資産運用への取組方針は、「資産運用方針」等を定めています。法令遵守、社会的責任、経営の安定といった理念に基づき行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品は、主として株式、国内債券、外国債券、投資信託等の有価証券やデリバティブ及び貸付金等の金銭債権債務があります。

金利、株価、為替といった市場の変動により、これらの金融商品の価値が減少し損失を被るといった「市場関連リスク」、また、それぞれの発行体や貸付先といった信用供与先の財務状況の悪化等により、元利金の支払いが遅延、回収不能となり損失を被るといった「信用リスク」があります。なお、金融商品のリスクに対するヘッジを主な目的として、金利や株価指数、為替に対する先物取引、先渡取引、オプション取引等のデリバティブ取引を行うことがあります。

また、市場の混乱等により保有する金融商品が市場で取引できなかつたり、適正な価格で取引できなかつたりするといった「流動性リスク」があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

金融商品の取引全般に係る権限規程及び資産運用リスク管理に係る規程等を定め、これらの規程等に基づいて取引を実施し、リスクを管理しています。

また、資産運用部門(フロント部門)、事務管理部門(バック部門)、リスク管理部門(ミドル部門)をそれぞれ独立させ、牽制機能が働く体制としています。

資産運用部門は、投融資委員会を設置し、運用戦略等を協議する体制を構築するとともに、リスク特性に応じて保有限度額や損切り等のリミットを設定し管理しています。

また、リスク管理部門は、VaR(バリュー・アット・リスク)計測等を行うことによりリスクをモニタリングし、その状況を定期的にリスク・キャピタル委員会等に報告しています。

17. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めていません((注)参照)。また、現金は注記を省略しており、預貯金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
有価証券			
①満期保有目的の債券	40,968	39,223	△1,744
②その他有価証券	428,637	428,637	—
資産計	469,605	467,860	△1,744
デリバティブ取引(*1)			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	3	3	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	△13,001	△13,001	—
デリバティブ取引計	△12,997	△12,997	—

(*1) その他資産及びその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しています。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しています。

(注) 市場価格のない株式等(*2)は、次のとおりであり、「有価証券②その他有価証券」には含めていません。

	貸借対照表計上額(百万円)
市場価格のない株式等(*2)	1,765

(*2) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5項に従い、時価開示の対象としていません。

18. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	—	17,657	—	17,657
社債	—	163,209	—	163,209
株式	30,812	—	—	30,812
外国証券	—	208,708	—	208,708
その他の証券	8,248	—	—	8,248
資産計	39,061	389,575	—	428,637
デリバティブ取引(*)				
通貨関連	—	12,997	—	12,997
負債計	—	12,997	—	12,997

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しています。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的債券				
国債	—	32,905	—	32,905
社債	—	6,317	—	6,317
資産計	—	39,223	—	39,223

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券

上場株式及び上場投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。一部の上場株式については、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しています。国債、社債、外国証券については、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しています。

デリバティブ取引

通貨スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定し、レベル2の時価に分類しています。

19. 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、全国主要都市を中心に賃貸オフィスビル、賃貸住宅等を所有しています。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

用途	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)
オフィスビル	5,260	5,606
住宅等	18	19
合計	5,279	5,626

(注1) 貸借対照表計上額及び時価は、当社の使用部分を控除した金額です。なお、当該控除金額は使用面積により按分して算出しています。

(注2) 貸借対照表計上額は取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。

(注3) 当事業年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額です。

20. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権はありません。なお、それぞれの定義は以下のとおりです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権です。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

21. 有形固定資産の減価償却累計額は36,728百万円、圧縮記帳額は2,318百万円です。

22. その他の無形固定資産のうち主なものはソフトウェア仮勘定4,241百万円です。

23. 関係会社に対する金銭債権総額は237百万円、金銭債務総額は6,172百万円です。

24. 繰延税金資産の総額は59,513百万円、繰延税金負債の総額は6,384百万円です。また、繰延税金資産から評価性引当額として控除した額は3,688百万円です。

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金48,561百万円、繰延資産償却超過額2,740百万円、支払備金1,863百万円及び有価証券減損損失1,097百万円等です。

繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、その他有価証券評価差額金4,476百万円及び前払年金費用1,605百万円等です。

なお、当社は、グループ通算制度を適用しています。また、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 令和3年8月12日)に従っています。

25. 有価証券33,928百万円を主として金融派生商品取引の担保に供しております。

26. 支払備金の内訳は次のとおりです。

支払備金(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	133,152百万円
同上に係る出再支払備金	83,173百万円
差引(イ)	49,979百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金(口)	4,286百万円
計(イ+口)	54,266百万円

27. 責任準備金の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	373,468百万円
同上に係る出再責任準備金	186,580百万円
差引(イ)	186,887百万円
その他の責任準備金(口)	220,787百万円
計(イ+口)	407,675百万円

28. 1株当たり純資産額は9,955,990円86銭です。

算定上の基礎である純資産の部の合計額から控除する金額はありません。普通株式の当事業年度末株式数は10,011株、普通株式と同等の株式数は1,000株です。

29. 退職給付に関する事項は次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しています。確定給付企業年金制度(すべて積立型制度)では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しています。一部の確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されています。退職一時金制度(非積立型制度であるが、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっています。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	53,424百万円
勤務費用	1,139百万円
利息費用	1,159百万円
数理計算上の差異の当期発生額	3,769百万円
退職給付の支払額	△4,270百万円
期末における退職給付債務	55,222百万円

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	65,420百万円
期待運用収益	1,504百万円
数理計算上の差異の当期発生額	1,384百万円
事業主からの拠出額	2,949百万円
退職給付の支払額	△4,270百万円
期末における年金資産	66,988百万円

③ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	55,222百万円
年金資産	△66,988百万円
	△11,766百万円
非積立型制度の退職給付債務	－百万円
未積立退職給付債務	△11,766百万円
未認識数理計算上の差異	149百万円
未認識過去勤務費用	－百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△11,616百万円
退職給付引当金	－百万円
前払年金費用	△11,616百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△11,616百万円

④ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	58.6%
株式	14.9%
現金及び預金	17.1%
その他	9.4%
合計	100.0%

年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が11.3%含まれています。

⑤ 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しています。)

割引率	2.17%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金資産に関するもの	2.50%
退職給付信託に関するもの	0.00%

30. 重要な後発事象

共通支配下の取引

当社は、令和8年6月10日開催の取締役会において、関係当局の認可等を前提に、AIGジャパン・ホールディングス株式会社、アメリカンホーム医療・損害保険株式会社及びAIGビジネス・パートナーズ株式会社の3社を消滅会社、当社を存続会社とする吸収合併に関する統合計画書等を決議しました。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業内容

a. 結合企業

名称：AIG損害保険株式会社

事業の内容：損害保険事業

b. 被結合企業

名称：AIGジャパン・ホールディングス株式会社

事業の内容：保険持株会社

名称：アメリカンホーム医療・損害保険株式会社

事業の内容：損害保険事業

名称：AIGビジネス・パートナーズ株式会社

事業の内容：シェアードサービス業

② 企業結合日

令和9年1月1日(予定)

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

AIG損害保険株式会社

⑤ 取引の目的を含む取引の概要

日本における法人組織構造の合理化及び最適化により、ガバナンスプロセスの重複を排除し、お客さまの利益に資するというビジネスのゴールを達成すると判断したものです。

(2) 実施予定の会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定です。

31. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		2024年度 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)	2025年度 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)
経常損益の部	経常収益	185,004	194,468
	保険引受収益	174,814	179,424
	正味収入保険料	155,609	162,356
	収入積立保険料	△ 990	△ 981
	積立保険料等運用益	4,111	3,497
	支払備金戻入額	1,611	1,745
	責任準備金戻入額	14,468	12,803
	その他保険引受収益	3	2
	資産運用収益	9,052	13,904
	利息及び配当金収入	9,922	11,632
	有価証券売却益	3,013	5,607
	有価証券償還益	226	118
	為替差益	－	43
	その他運用収益	1	0
	積立保険料等運用益振替	△ 4,111	△ 3,497
	その他経常収益	1,137	1,139
	貸倒引当金戻入額	43	－
	その他の経常収益	1,094	1,139
	経常費用	167,719	166,210
	保険引受費用	62,819	57,466
	正味支払保険金	78,731	73,632
	損害調査費	23,012	23,662
	諸手数料及び集金費	△ 47,376	△ 47,925
	満期返戻金	8,183	7,826
	契約者配当金	0	0
	為替差損	35	47
	その他保険引受費用	232	222
	資産運用費用	7,174	7,339
	有価証券売却損	76	1
	有価証券償還損	234	78
	金融派生商品費用	6,091	6,856
	為替差損	266	－
	その他運用費用	505	402
	営業費及び一般管理費	97,227	100,900
	その他経常費用	498	504
	支払利息	2	25
	貸倒引当金繰入額	－	0
	貸倒損失	0	0
	その他の経常費用	495	478
	経常利益	17,285	28,257
特別損益の部	特別利益	1,128	127
	固定資産処分益	1,100	116
	特別法上の準備金戻入額	28	11
	価格変動準備金戻入額	28	11
	特別損失	398	9,661
	固定資産処分損	264	300
	減損損失	8	306
	早期希望退職関連費用	125	9,054
税引前当期純利益		18,015	18,723
法人税及び住民税		5,361	5,696
法人税等調整額		△ 2,753	△ 473
法人税等合計		2,608	5,223
当期純利益		15,407	13,500

注記

1. 関係会社との取引による収益は発生していません。費用総額は11,685百万円です。
2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりです。

収入保険料	499,878百万円
支払再保険料	337,521百万円
差引	162,356百万円
- (2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりです。

支払保険金	195,347百万円
回収再保険金	121,715百万円
差引	73,632百万円
- (3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりです。

支払諸手数料及び集金費	104,939百万円
出再保険手数料	152,865百万円
差引	△47,925百万円
- (4) 支払備金繰入額(△は戻入額)の内訳は次のとおりです。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(□)に掲げる保険を除く)	△2,026百万円
同上に係る出再支払備金繰入額	△467百万円
差引(イ)	△1,558百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金繰入額(□)	△186百万円
計(イ+□)	△1,745百万円
- (5) 責任準備金繰入額(△は戻入額)の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	△19,133百万円
同上に係る出再責任準備金繰入額	△10,998百万円
差引(イ)	△8,135百万円
その他の責任準備金繰入額(□)	△4,667百万円
計(イ+□)	△12,803百万円
- (6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりです。

預貯金利息	38百万円
有価証券利息・配当金	10,758百万円
貸付金利息	24百万円
不動産賃貸料	777百万円
その他利息・配当金	33百万円
計	11,632百万円
3. 金融派生商品費用中の評価損益は12,997百万円の損です。
4. 1株当たりの当期純利益金額は1,226,075円94銭です。
算定上の基礎である当期純利益は13,500百万円であり普通株式及び普通株式と同等の株式に係るものです。また、普通株式の期中平均株式数は10,011株、普通株式と同等の株式の期中平均株式数は1,000株です。
5. 損害調査費、営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用は724百万円であり、その内訳は次のとおりです。

勤務費用	1,139百万円
利息費用	1,159百万円
期待運用収益	△1,504百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△728百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	215百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	281百万円
確定拠出年金への掛金支払額	443百万円
計	724百万円

6. 関連当事者との取引については以下のとおりです。

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)の割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	AIGジャパン・ ホールディングス 株式会社	被所有 直接100%	配当金の 支払先	配当金の支払	13,500	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 配当金については、剰余金の分配可能額を基礎とした一定の基準に基づき合理的に決定しています。

(2) 関連会社等

該当事項はありません。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)の割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の 子会社	National Union Fire Insurance Company of Pittsburgh, PA.	なし	再保険取引先	出再取引			
				保険料	299,384	外国再保険貸	26,223
				保険金 手数料	108,075 147,902	外国再保険借	35,293
親会社の 子会社	AIG Markets, Inc.	なし	デリバティブ 取引先	デリバティブ 取引	—	金融派生商品 (資産) 金融派生商品 (負債)	113 13,110

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 出再取引は、市場実勢を勘案して双方が希望条件を提示し、取引条件交渉の上で決定しています。

2. デリバティブ取引については、反復的かつ多額な市場性取引であるため、取引金額については記載せず、期末残高のみを開示しています。

3. デリバティブ取引の取引条件は、市場実勢等を勘案して決定しています。なお、AIG Markets, Inc.に対する差入有価証券の期末残高は33,223百万円です。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

7. 減損損失について次のとおり計上しています。

用途	種類	資産		減損損失(単位：百万円)	
				内訳	
遊休不動産	土地	長野ビル、都城ビルなど6物件	306	土地	203
	建物			建物	103

当社は、保険事業の用に供している不動産等については一つの資産グルーピングとし、賃貸不動産、遊休不動産及び売却予定不動産等については個別の物件ごとにグルーピングしています。

売却予定や遊休となったこと等により、上記の資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(306百万円)として特別損失に計上しています。

なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額としています。正味売却価額は不動産鑑定士による鑑定評価額等を基に算出しています。

8. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	2024年度 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)	2025年度 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益(△は損失)	18,015	18,723
減価償却費	4,648	4,782
減損損失	8	306
支払備金の増減額(△は減少)	△1,611	△1,745
責任準備金の増減額(△は減少)	△14,468	△12,803
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△44	△1
前払年金費用の増減額(△は増加)	△2,885	△2,667
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	14	8
賞与引当金の増減額(△は減少)	△203	402
価格変動準備金の増減額(△は減少)	△28	△11
利息及び配当金収入	△9,922	△11,632
有価証券関係損益(△は益)	△2,929	△5,624
金融派生商品関係損益(△は益)	△40,026	6,856
支払利息	2	25
為替差損益(△は益)	302	4
有形固定資産関係損益(△は益)	△842	163
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	12,619	△2,231
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	△11,831	6,094
その他	△186	△633
小 計	△49,367	17
利息及び配当金等の受取額	10,337	8,966
利息の支払額	△2	△25
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△2,577	△7,052
営業活動によるキャッシュ・フロー	△41,611	1,905
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△141,360	△81,657
有価証券の売却・償還による収入	175,470	99,212
貸付金の純増減額(△は増加)	162	185
資産運用活動計	34,272	17,739
(営業活動及び資産運用活動計)	(△7,338)	(19,644)
有形固定資産の取得による支出	△138	△1,873
有形固定資産の売却による収入	1,830	266
無形固定資産の取得による支出	△1,911	△4,753
その他	7	20
投資活動によるキャッシュ・フロー	34,060	11,399
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△963	△1,288
配当金の支払額	△12,500	△13,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	△13,463	△14,788
現金及び現金同等物に係る換算差額	225	349
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△20,788	△1,134
現金及び現金同等物期首残高	51,002	30,214
現金及び現金同等物期末残高	30,214	29,080

(注記)

- 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。
現金及び預貯金 29,080百万円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金 ー百万円
現金及び現金同等物 29,080百万円
- 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。
- 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(4)株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

2024年度										
区 分	株主資本					評価・換算差額等				純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主 資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・ 換算差額等 合計	
		その他 資本剰余金	利益 準備金	その他 利益剰余金						
				圧縮 積立金	繰越 利益剰余金					
当期首残高	13,762	68,271	13,762	96	12,707	108,600	11,702	△4,202	7,499	116,099
当期変動額										
剰余金の配当	－	－	－	－	△12,500	△12,500	－	－	－	△12,500
圧縮積立金の取崩	－	－	－	△96	96	－	－	－	－	－
当期純利益	－	－	－	－	15,407	15,407	－	－	－	15,407
土地再評価差額金の取崩	－	－	－	－	△1,846	△1,846	－	－	－	△1,846
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	△5,014	1,828	△3,185	△3,185
当期変動額合計	－	－	－	△96	1,157	1,060	△5,014	1,828	△3,185	△2,125
当期末残高	13,762	68,271	13,762	－	13,864	109,660	6,687	△2,374	4,313	113,974
2025年度										
区 分	株主資本					評価・換算差額等				純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主 資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・ 換算差額等 合計	
		その他 資本剰余金	利益 準備金	その他 利益剰余金						
				圧縮 積立金	繰越 利益剰余金					
当期首残高	13,762	68,271	13,762	－	13,864	109,660	6,687	△2,374	4,313	113,974
当期変動額										
剰余金の配当	－	－	－	－	△13,500	△13,500	－	－	－	△13,500
圧縮積立金の取崩	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
当期純利益	－	－	－	－	13,500	13,500	－	－	－	13,500
土地再評価差額金の取崩	－	－	－	－	△175	△175	－	－	－	△175
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	△4,349	175	△4,174	△4,174
当期変動額合計	－	－	－	－	△174	△174	△4,349	175	△4,174	△4,349
当期末残高	13,762	68,271	13,762	－	13,689	109,486	2,338	△2,198	139	109,625

2. 資産・負債の明細

(1)商品有価証券の平均残高及び売買高

該当事項はありません。

(2)保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

(単位：百万円)

区 分	2024年度末		2025年度末	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
国債	58,742	12.1	51,787	11.0
地方債	－	－	－	－
社債	191,291	39.4	170,047	36.1
株式	30,812	6.3	32,568	6.9
外国証券	197,381	40.7	208,708	44.3
その他の証券	7,351	1.5	8,259	1.7
合計	485,579	100.0	471,371	100.0

(3)保有有価証券利回り

(単位：%)

区 分	2024年度	2025年度
公社債	0.92	0.95
株式	8.34	10.48
外国証券	2.86	3.55
その他の証券	3.92	4.43
合計	1.92	2.31

(4) 有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	2024年度末							2025年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め ないものを含む)	合計	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め ないものを含む)	合計
国債	5,685	11,290	11,139	9,100	9,462	12,063	58,742	6,833	8,589	14,686	3,606	10,650	7,421	51,787
地方債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	11,882	28,384	43,074	27,297	43,235	37,416	191,291	5,702	39,299	39,831	17,128	39,841	28,244	170,047
株式						30,812	30,812						32,568	32,568
外国証券	33,008	44,900	29,697	35,845	27,227	26,702	197,381	18,614	39,296	46,964	44,039	14,195	45,598	208,708
公社債	33,008	44,900	29,697	35,845	27,227	26,702	197,381	18,614	39,296	46,964	44,039	14,195	45,598	208,708
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	7,351	7,351	-	-	-	-	-	8,259	8,259
合計	50,577	84,576	83,911	72,243	79,925	114,345	485,579	31,150	87,185	101,481	64,774	64,686	122,091	471,371

(5) 保有株式の業種別残高

(単位：百万円)

区 分		2024年度末		2025年度末	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
製造業	食料品	-	-	-	-
	繊維製品	-	-	-	-
	パルプ・紙	-	-	-	-
	化学	-	-	-	-
	医薬品	-	-	-	-
	石油・石炭製品	-	-	-	-
	ゴム製品	-	-	-	-
	ガラス・土石製品	-	-	-	-
	鉄鋼	-	-	-	-
	非鉄金属	-	-	-	-
	金属製品	-	-	-	-
	機械	1,020	3.3	13	0.0
	電気機器	-	-	-	-
	輸送用機器	-	-	-	-
	精密機器	-	-	-	-
	その他製品	82	0.3	82	0.3
	小計	1,103	3.6	95	0.3
非製造業	水産・農林業	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-
	建設業	262	0.8	446	1.4
	電気・ガス業	-	-	-	-
	陸運業	54	0.2	54	0.1
	海運業	39	0.1	39	0.1
	空運業	579	1.9	589	1.8
	倉庫・運輸関連業	57	0.2	57	0.2
	情報・通信業	61	0.2	-	-
	卸売業	37	0.1	0	0.0
	小売業	89	0.3	84	0.2
	銀行業	4,156	13.5	5,562	17.1
	証券・商品先物取引業	-	-	-	-
	保険業	19,111	62.0	23,797	73.1
	その他金融業	163	0.5	163	0.5
	不動産業	4,182	13.6	870	2.7
	サービス業	913	3.0	806	2.5
	小計	29,709	96.4	32,472	99.7
	合計	30,812	100.0	32,568	100.0

(6) 貸付金の残存期間別の残高

(単位：百万円)

区 分		1年以内	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
2024年度末	変動金利	—	—	—	—	—	540	540
	固定金利	5	5	1	0	0	0	13
	合計	5	5	1	0	0	540	553
2025年度末	変動金利	—	—	—	—	—	362	362
	固定金利	2	2	0	0	0	0	5
	合計	2	2	0	0	0	362	368

(7) 担保別貸付金残高

(単位：百万円)

区 分	2024年度末		2025年度末	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
担保貸付	—	—	—	—
有価証券担保貸付	—	—	—	—
不動産・動産・財団担保貸付	—	—	—	—
指名債権担保貸付	—	—	—	—
保証貸付	—	—	—	—
信用貸付	13	2.4	5	1.6
その他	—	—	—	—
一般貸付計	13	2.4	5	1.6
約款貸付	540	97.6	362	98.4
合計	553	100.0	368	100.0
うち劣後特約付貸付	—	—	—	—

(8) 業種別の貸付残高及び貸付残高の合計に対する割合

(単位：百万円)

区 分	2024年度末		2025年度末	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
農林・水産業	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—
製造業	—	—	—	—
卸売業・小売業	—	—	—	—
金融業・保険業	—	—	—	—
不動産業・物品賃貸業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業・郵便業	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
サービス業等	—	—	—	—
その他 (うち個人住宅・消費者ローン)	13 (—)	2.4 (—)	5 (—)	1.6 (—)
小計	13	2.4	5	1.6
公共団体	—	—	—	—
公社・公団	—	—	—	—
一般貸付計	13	2.4	5	1.6
約款貸付	540	97.6	362	98.4
合計	553	100.0	368	100.0

(9) 規模別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

(単位：百万円)

区 分	2024年度末		2025年度末	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
大企業	—	—	—	—
中堅企業	—	—	—	—
中小企業	—	—	—	—
その他	13	100.0	5	100.0
一般貸付計	13	100.0	5	100.0

(10) 有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位：百万円)

区 分	2024年度末	2025年度末
土地	7,179	6,857
営業用	3,618	3,526
賃貸用	3,561	3,330
建物	5,699	6,670
営業用	3,461	4,722
賃貸用	2,238	1,948
建設仮勘定	—	—
営業用	—	—
賃貸用	—	—
合計	12,879	13,527
営業用	7,079	8,248
賃貸用	5,800	5,279
その他の有形固定資産	1,499	3,628
有形固定資産合計	14,379	17,156

(11) 保険業法に基づく債権

(単位：百万円)

区 分	2024年度末	2025年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	—	—
三月以上延滞債権	—	—
貸付条件緩和債権	—	—
合計	—	—
正常債権	563	374

(注) 各債権の定義は、貸借対照表の注記に記載のとおりです。

(12) 元本補てん契約のある信託に係る債権の状況

該当はありません。

(13) 支払備金の額及び責任準備金の額

(単位：百万円)

種 目	支払備金		責任準備金	
	2024年度末	2025年度末	2024年度末	2025年度末
火災	7,742	6,540	139,482	132,974
海上	757	1,407	5,790	5,458
傷害	5,198	4,580	108,402	99,090
自動車	20,726	20,131	43,520	45,676
自動車損害賠償責任	4,473	4,286	50,862	49,953
その他	17,113	17,320	72,419	74,522
(うち賠償責任)	(6,853)	(7,189)	(22,794)	(24,186)
合計	56,011	54,266	420,478	407,675

(14) 責任準備金積立水準

区 分		2024年度末	2025年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式又は全期チルメル式	平準純保険料式又は全期チルメル式
積立率		100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式及び積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約及び保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いています。
2. 保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金について記載しています。
3. 積立率＝(実際に積み立てている普通責任準備金＋払戻積立金)÷(下記(1)～(3)の合計額)
- (1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金及び払戻積立金（保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る）
- (2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに2001年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金及び払戻積立金
- (3) 2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

(15) 引当金明細表

(単位：百万円)

区 分	2024年度			2025年度		
	2023年度末残高	2024年度末残高	増加額	2024年度末残高	2025年度末残高	増加額
貸倒引当金計	284	239	△ 44	239	238	△ 1
一般貸倒引当金	14	22	8	22	29	6
個別貸倒引当金	269	216	△ 52	216	208	△ 8
特定海外債権引当勘定	－	－	－	－	－	－
退職給付引当金	－	－	－	－	－	－
役員退職慰労引当金	93	108	14	108	117	8
賞与引当金	1,963	1,760	△ 203	1,760	2,163	402
価格変動準備金	238	210	△ 28	210	199	△ 11

(16) 貸付金償却の額

(単位：百万円)

区分	2024年度	2025年度
貸付金償却額	－	－

(17) 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の額の変動

(単位：百万円)

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除くすべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。	
計算方法	○増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 ○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○経常利益の減少額(経常損失の増加額)＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額	
	2024年度	2025年度
増加する発生損害額(a)	1,528	1,579
増加する異常危険準備金取崩額(b)	197	－
経常利益の減少額又は経常損失の増加額(a－b)	1,331	1,579

(18) 責任準備金の残高の内訳

(単位：百万円)

	種 目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	合 計
2024年度末	火災	130,919	8,466	96	－	－	139,482
	海上	2,008	3,782	－	－	－	5,790
	傷害	11,573	42,848	65	53,470	444	108,402
	自動車	14,913	28,606	0	－	－	43,520
	自動車損害賠償責任	50,862	－	－	－	－	50,862
	その他	35,680	35,522	100	1,105	10	72,419
	合計	245,958	119,226	262	54,576	454	420,478
2025年度末	火災	122,634	10,243	96	－	－	132,974
	海上	1,493	3,964	－	－	－	5,458
	傷害	11,036	42,848	64	44,763	378	99,090
	自動車	15,348	30,327	0	－	－	45,676
	自動車損害賠償責任	49,953	－	－	－	－	49,953
	その他	36,455	37,043	100	913	8	74,522
	合計	236,921	124,427	261	45,677	386	407,675

(19) 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位: 百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握見積り差額
2021年度	160,864	80,326	79,332	1,206
2022年度	153,579	71,765	74,250	7,564
2023年度	143,093	74,967	62,433	5,691
2024年度	132,184	73,564	59,576	△ 957
2025年度	131,504	68,941	54,738	7,825

- (注) 1. 元受契約に係る出再控除前の金額です。
2. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
3. 当期把握見積り差額 = 期首支払備金 - (前期以前発生事故に係る当期支払保険金 + 前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

(20) 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

●自動車

(単位: 百万円)

事故発生年度		2021年度			2022年度			2023年度			2024年度			2025年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金 + 支払備金	事故発生年度末	72,363			74,478			76,909			79,643			81,395		
	1年後	70,331	0.97	△2,032	73,633	0.99	△845	77,471	1.01	561	80,251	1.01	608			
	2年後	70,094	1.00	△236	73,735	1.00	102	77,473	1.00	1						
	3年後	70,065	1.00	△29	73,431	1.00	△303									
	4年後	70,025	1.00	△39												
最終損害見積り額		70,025			73,431			77,473			80,251			81,395		
累計保険金		66,881			70,375			71,174			68,618			52,487		
支払備金		3,144			3,056			6,298			11,633			28,907		

●傷害

(単位: 百万円)

事故発生年度		2021年度			2022年度			2023年度			2024年度			2025年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金 + 支払備金	事故発生年度末	23,483			30,592			24,978			24,720			23,573		
	1年後	23,669	1.01	186	30,116	0.98	△476	24,338	0.97	△639	24,431	0.99	△289			
	2年後	23,732	1.00	62	30,100	1.00	△16	24,435	1.00	97						
	3年後	23,738	1.00	5	30,094	1.00	△5									
	4年後	23,649	1.00	△88												
最終損害見積り額		23,649			30,094			24,435			24,431			23,573		
累計保険金		23,539			29,893			23,896			22,837			14,227		
支払備金		110			201			539			1,593			9,345		

●賠償責任

(単位: 百万円)

事故発生年度		2021年度			2022年度			2023年度			2024年度			2025年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金 + 支払備金	事故発生年度末	15,827			16,643			17,744			19,091			19,643		
	1年後	15,708	0.99	△119	17,126	1.03	482	18,035	1.02	291	19,000	1.00	△90			
	2年後	16,084	1.02	375	17,044	1.00	△81	17,014	0.94	△1,020						
	3年後	16,008	1.00	△75	17,101	1.00	57									
	4年後	16,701	1.04	692												
最終損害見積り額		16,701			17,101			17,014			19,000			19,643		
累計保険金		15,195			15,950			15,438			15,625			8,977		
支払備金		1,505			1,150			1,576			3,375			10,665		

- (注) 1. 元受契約に係る出再控除前の金額です。
2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。
3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。
4. 「累計保険金 + 支払備金」の数値のうち空欄部分については該当がありません。

3. 損益の明細

(1) 事業費の明細

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
人件費	57,710	56,293
物件費	60,526	66,295
税金	2,003	1,974
火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金	0	0
保険契約者保護機構に対する負担金	—	—
合計	120,240	124,562
諸手数料及び集金費	△ 47,376	△ 47,925
事業費合計	72,863	76,637

4. 時価情報等

(1) 有価証券

① 形態別

(単位：百万円)

区 分	2024年度末			2025年度末		
	取得原価	貸借対照表計上額	差 額	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
有価証券	474,959	485,579	10,619	464,556	471,371	6,814
公社債	258,873	250,034	△ 8,839	237,850	221,835	△ 16,015
株式	9,247	30,812	21,565	8,784	32,568	23,783
外国証券	199,204	197,381	△ 1,822	210,286	208,708	△ 1,577
その他の証券	7,634	7,351	△ 283	7,634	8,259	624

② 保有目的別

(単位：百万円)

区 分	2024年度末			2025年度末		
	取得原価	貸借対照表計上額	差 額	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
売買目的有価証券	—	—	—	—	—	—
満期保有目的の債券	45,055	45,055	—	40,968	40,968	—
子会社及び関連会社株式	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	429,904	440,524	10,619	423,588	430,403	6,814
合計	474,959	485,579	10,619	464,556	471,371	6,814

(注) 市場価格のない株式等については帳簿価額としています。

(2) 金銭の信託

該当事項はありません。

(3) デリバティブ取引関係

(単位：百万円)

2024年度末	①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引					
	a.通貨関連					
	区 分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
	市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
		米ドル	6,694	—	181	181
		英ポンド	—	—	—	—
		ユーロ	—	—	—	—
		買建				
		米ドル	6,086	—	14	14
		英ポンド	—	—	—	—
		ユーロ	—	—	—	—
	合計		—	—	196	196
	b.その他 該当はありません。					
	②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引					
	a.通貨関連					
	区 分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
	市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
		米ドル	41,053	—	1,115	1,115
		英ポンド	—	—	—	—
		ユーロ	8,323	—	△ 115	△ 115
		通貨スワップ取引				
		米ドル	46,673	40,934	△ 2,651	△ 2,651
		英ポンド	4,637	1,209	△ 1,523	△ 1,523
		ユーロ	15,788	4,549	△ 4,255	△ 4,255
	合計		—	—	△ 7,429	△ 7,429
	b.その他 該当はありません。					

(単位：百万円)

2025年度末	①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引					
	a.通貨関連					
	区 分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
	市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
		米ドル	1,741	—	△ 50	△ 50
		英ポンド	—	—	—	—
		ユーロ	1,706	—	19	19
		買建				
		米ドル	1,765	—	26	26
		英ポンド	—	—	—	—
		ユーロ	1,678	—	9	9
	合計		—	—	3	3
	b.その他 該当はありません。					
	②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引					
	a.通貨関連					
	区 分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
	市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
		米ドル	49,319	—	△ 1,410	△ 1,410
		英ポンド	—	—	—	—
		ユーロ	5,312	—	59	59
		通貨スワップ取引				
		米ドル	78,281	77,732	△ 8,942	△ 8,942
		英ポンド	1,495	201	△ 588	△ 588
		ユーロ	4,549	1,601	△ 2,118	△ 2,118
	合計		—	—	△ 13,001	△ 13,001
	b.その他 該当はありません。					

5. その他

(1) 計算書類等についての会計監査人の監査報告

2024年度

2024年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)並びにその附属明細書については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けており、監査報告書を受領しています。

2025年度

2025年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)並びにその附属明細書については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けており、監査報告書を受領しています。

(2) 財務諸表の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

本ディスクロージャー誌に掲載のAIG損害保険株式会社の財務諸表の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性につきましては、代表取締役社長 兼 CEOが確認しています。

1. 主要な業務の内容

(1) 保険の引受け

当社は、次の各種保険の引受けを行っています。

- ①火災保険／地震保険
- ②海上保険
- ③傷害保険
- ④自動車保険
- ⑤自動車損害賠償責任保険
- ⑥その他の保険
- ⑦各種保険の再保険

(2) 資産の運用

当社は、保険料として収受した金銭その他の資産の運用を行っています。

(3) 他の保険会社の保険業に係る業務の代理・事務の代行

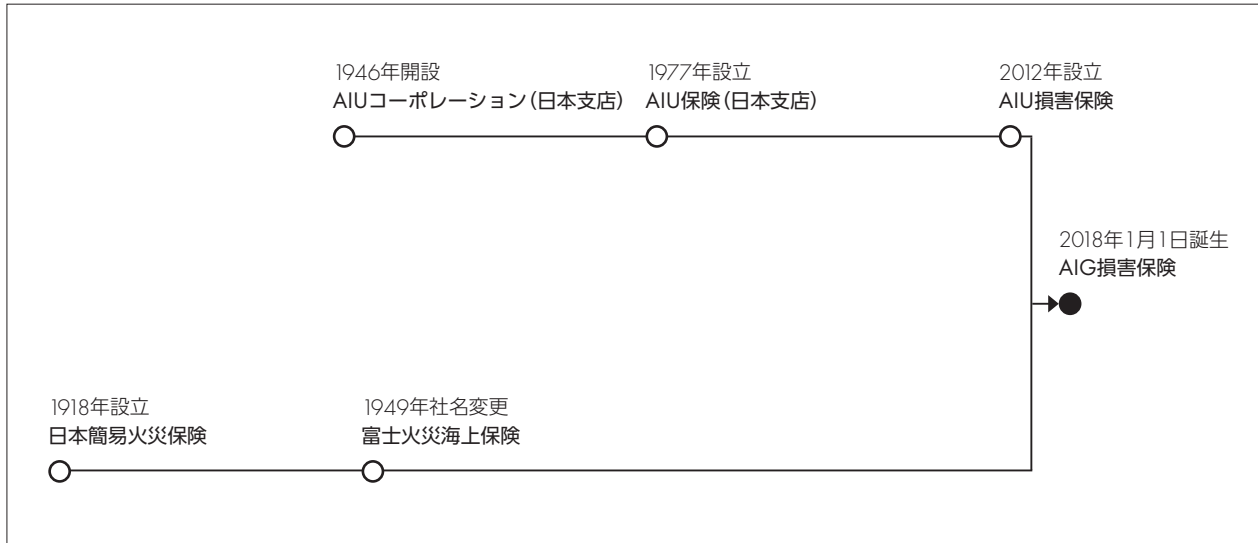
当社は、大同生命保険株式会社およびFWD生命保険株式会社の生命保険業に係る業務の代理・事務の代行など、他の保険会社の業務の代理または事務の代行を行っています。

(4) 国債等の窓口販売業務

行っていません。

2. 沿革

当社は、2018年にAIU損害保険株式会社と富士火災海上保険株式会社の合併により誕生しました。



【AIG損害保険】

2018年 ● AIU損害保険(株)と富士火災海上保険(株)が合併し、AIG損害保険(株)誕生
 ● 「健康経営優良法人(ホワイト500)」に認定
 ● 神奈川県と「ME-BYO(未病)」コンセプトの普及・啓発等に係る覚書を締結

2019年 ● 全事業について事業継続に関する国際規格ISO22301を取得
 ● 「ジャパン・レジリエンス・アワード2019」最優秀レジリエンス賞を受賞
 ● 大阪府との防災連携協定に基づき「いのちを守る植樹祭」を阪南市にて開催
 ● 国土強靱化貢献団体認証「レジリエンス認証」を取得

2020年 ● 「ジャパン・レジリエンス・アワード2020」優秀賞受賞
 ● 「Insurance Asia Awards 2020」受賞

2021年 ● 「ジャパン・レジリエンス・アワード2021」最優秀賞受賞
 ● 大同生命保険(株)との業務提携50周年
 ● 内部通報制度認証に登録
 ● 災害からいのちを守る防災グッズを関西国際空港と大阪府岬町に寄贈

2022年 ● 「ジャパン・レジリエンス・アワード2022」優秀賞受賞
 ● 「BCAOアワード2021」の大賞受賞

2023年 ● 「東京都一斉帰宅抑制推進モデル企業」に認定

2025年 ● 「ジャパン・レジリエンス・アワード2025」優秀賞受賞

2026年 ● 東京本社を「麻布台ヒルズ 森JPタワー」に移転

【旧AIU損害保険】

1946年	● AIU コーポレーション (AIUC) 日本支店を開設
1949年	● ファイアーメンズ保険会社、ハノーバー火災保険会社、パンフィック・ナショナル・ファイアー保険会社の3社が日本政府より損害保険事業免許を受け、AIUが引受けを代行
1952年	● アメリカン・インターナショナル保険会社 (AIA)、日本政府より損害保険事業免許を受け、AIUが引受けを代行
1960年	● アメリカンホーム保険会社 (AHA)、日本政府より損害保険事業免許を受け、AIUが引受けを代行
1963年	● 日本法人AIU (株) を設立
1964年	● AIU (株) がAIUジャパン社より保険事業代行業務を引き継ぎ、営業を開始
1971年	● AIU (株) と大同生命 (株) が業務提携。[経営者大型総合保障制度]の販売を開始
1972年	● 沖縄の本土復帰に伴い、AIU沖縄をAIU (株) の傘下に吸収
1974年	● AIU東京ビル (大手町) 完成
1977年	● エイアイユー インシュアランス カンパニー (AIU保険会社)、日本における損害保険事業免許を取得
1978年	● AIU保険会社日本支店はAIU (株) より保険業務を引き継ぎ、営業を開始。全支店・営業所を同社に移籍
1997年	● アルカウエスト (東京・錦糸町) 完成、本店各本部が移転
1999年	● オリックス (株) と業務提携
2000年	● AIUウエスト傷害クレームサービスセンターを開設 ● 富士火災海上保険 (株) と包括的業務提携 ● 沖縄コールセンターを開設
2002年	● 損害調査および保険金支払業務全般について、ISO9001：2000年版の認証取得 (～2008年9月)
2004年	● 富山市にAIUコンタクトセンターを開設
2005年	● ロイヤル・サンアライアンス保険会社とロンドン保険会社の保険契約を包括移転 ● JOC (公益財団法人日本オリンピック委員会) オフィシャル損害保険パートナー (～2008年)
2007年	● 富山市にAIUビジネスサポートセンターを開設
2009年	● AIGは損害保険事業を新ブランド「CHARTIS (チャーティス)」として展開することを決定。AIUもその傘下として同ブランドに対応
2011年	● 大同生命保険 (株) と代理店委託契約を締結 ● 東日本大震災発生における各種特別措置を実施
2012年	● 日本法人への移行に向け、AIU損害保険 (株) の損害保険業免許取得 ● AIGは損害保険事業のブランドを「CHARTIS」から「AIG」として再構築。AIUもその傘下として同ブランドに対応
2013年	● AIU 損害保険 (株) として営業を開始 ● 日本におけるAIGグループの再編を発表 (富士火災海上保険 (株) と、関係当局認可等を前提に、合併による経営統合を行う方向で準備を進める) ● 大阪府と協定を締結し、提携分野の連携を強化 ● 沖縄に海外旅行保険アシスタンスセンターを開設
2014年	● 経済産業省・外務省による「海外展開一貫支援ファストパス制度」の支援機関に決定 ● (株) アデランスと医療保険分野で業務提携 ● AIG クレーム・ソリューション・ジャパン (株) を吸収合併
2015年	● S&P「日本SME格付け」の取次業務を開始 ● 合併後の新会社名について「AIG損害保険株式会社」と発表 ● UCDAアワード2015で「総合補償プラン」ご契約満期のご案内が「アナザーボイス賞」を受賞
2016年	● 女性活躍推進法に基づく行動計画 (日本におけるAIGグループ) を公表 ● 大阪府と事業連携協定を締結し、自転車保険加入義務化をサポート ● 大阪でのビジネス拠点を、OAP (大阪アメニティパーク) から、GFO (グランフロント大阪) とパシフィックマークス江坂に集約。開所式を実施 ● 高知県南国市と防災・減災に関する協定を締結
2017年	● 関係当局の認可等を前提に富士火災海上保険 (株) との合併日を2018年1月1日とすることを発表 ● 合併前の一体化運営を開始 ● 自転車保険義務化をサポートするため、名古屋市と協定を締結 ● 「ジャパン・レジリエンス・アワード (強靱化大賞) 2017」を受賞

【旧富士火災海上保険】

1918年	● 日本簡易火災保険 (株) を設立
1941年	● 常盤簡易火災保険 (株) を吸収合併
1949年	● 富士火災海上保険 (株) に社名変更
1953年	● 大阪証券取引所へ上場
1961年	● 東京証券取引所へ上場
1975年	● 英国現地法人富士火災 (U.K.) 社をロンドンに設立 ● 富士火災損害調査 (株) を設立
1981年	● 米国現地法人富士火災アメリカ社をシカゴに設立
1989年	● 富士火災アメリカ社をアメリカン富士に社名変更
1990年	● 富士火災 (U.K.) 社を富士インターナショナル社に社名変更 ● 「国際花と緑の博覧会」へ出展
1991年	● 東京本社を設け、大阪・東京2本社制へ
1992年	● 多摩研修センター・防災トレーニングセンターを開設
1996年	● 富士生命保険 (株) の設立および営業開始
1997年	● 富士火災サポートセンターを設立
2000年	● AIU保険会社と包括的業務提携
2002年	● オリックス、AIGグループによる資本参加の基本合意
2004年	● セイフティ 24サービスセンターの運用開始
2008年	● 「2008 CRMベストプラクティス賞」を受賞 ● 次世代認定マーク「くろみん」を取得
2011年	● 東証・大証への上場廃止 ● AIGグループの完全子会社化。同時に監査役設置会社へ移行
2012年	● 富士損害サービス社を統合
2013年	● アメリカン富士社、富士インターナショナル社を売却 ● AIGジャパン・ホールディングスの完全子会社化 ● 富士生命保険 (株) をAIG富士生命保険 (株) に社名変更 ● 関係当局の認可等を前提に2015年下半年以降のAIU (株) との合併による経営統合を行う方向性で準備を進めることを発表
2014年	● 沖縄コンタクトセンター開設 ● 長崎ビジネスセンター開設 ● 富山コンタクトセンター開設
2015年	● 大阪書類受付センター開設
2016年	● 東京書類受付センター開設 ● 大阪の各オフィスでGFO (グランフロント大阪) とパシフィックマークス江坂に集約 ● 本店所在地を東京へ変更
2017年	● 関係当局の認可等を前提にAIU損害保険 (株) との合併日を2018年1月1日とすることを発表 ● 合併前の一体化運営を開始 ● AIG富士生命保険 (株) の全株式をFWDグループへ譲渡

3. 組織

(1) 機構

(2026年4月1日現在)



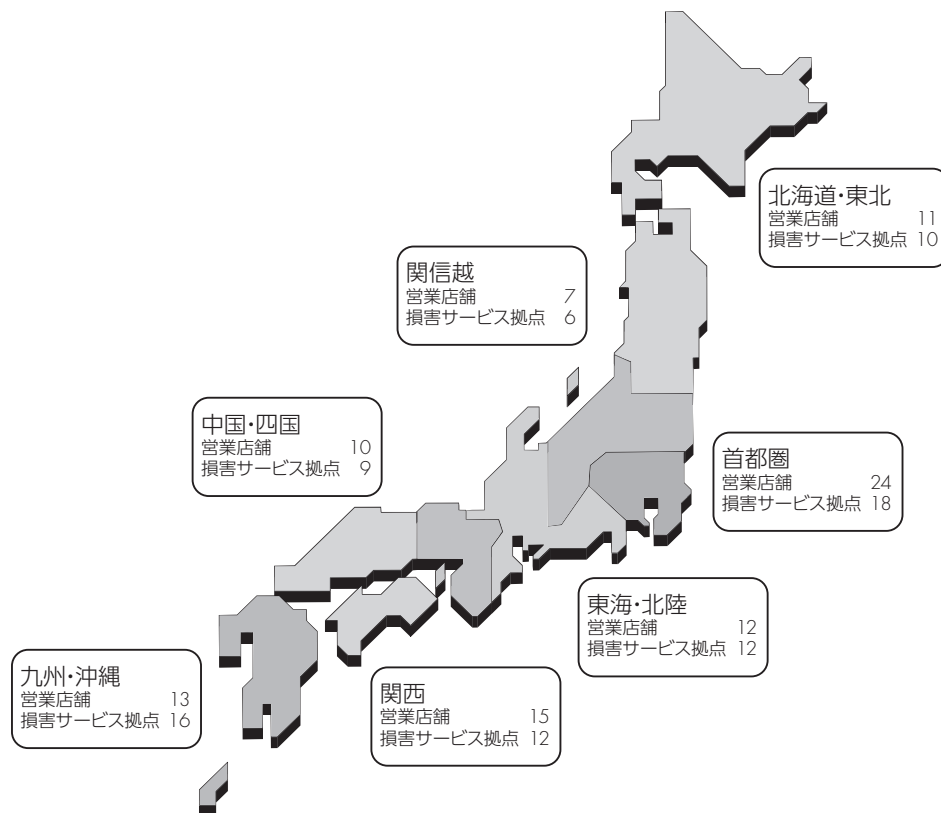
(2)国内ネットワーク (2026年4月1日現在)

日本全国の主要都市に営業店舗や損害サービス拠点を配置し、地域に密着したきめ細かな対応ができるよう努めています。

さらに、平日に加えて休日にも保険に関するお問い合わせを通話料無料でお受けする「カスタマーサポートセンター」や万一の事故の
 ときのために24時間365日体制の「事故受付センター」を設置するなど、万全の体制を整えています。

合 計

営業店舗(営業部・支店・センター)	92
損害サービス拠点(サービスセンター・オフィス・カスタマーセンター)	83



(3)海外ネットワーク (2026年4月1日現在)

当社の海外拠点はありますが、AIGグループの世界的なネットワークを通じて、お客さまにサービスを提供できる体制にあります。

4. 役員の状況 (2026年7月1日現在)

(1) 取締役・監査役の状況

役 名	氏 名	略歴、地位、担当および他の法人等の代表の状況
代表取締役 社長	ジェームス・ナッシュ	2021年 1月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 入社 代表取締役社長 兼 CEO(現任) 2021年 1月 アメリカン・インターナショナル・グループ・インク バイスプレジデント(非常勤)(現任) 2021年 1月 AIG損害保険株式会社 取締役(非常勤) 2021年 1月 AIGアセットマネジメント株式会社 取締役(非常勤) 2021年12月 AIG損害保険株式会社 代表取締役社長 兼 CEO(現任)
取締役	ケント・ガーノー	2019年 9月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 入社 ヘッド・オブ・ファイナンシャル・プランニング・アンド・アナリシス ジェイアイ傷害火災保険株式会社 社外取締役(非常勤) 2020年 1月 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 取締役(非常勤) 2020年 4月 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 取締役(非常勤) 2022年 7月 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 取締役執行役員 兼 チーフ・ファイナンシャル・オフィサー 2024年 6月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 取締役執行役員 兼 チーフ・ファイナンシャル・オフィサー(現任) 2024年 6月 AIG損害保険株式会社 取締役執行役員 兼 チーフ・ファイナンシャル・オフィサー(現任) 2024年 9月 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 取締役執行役員 兼 チーフ・ファイナンシャル・オフィサー(現任)
取締役	せざき やすゆき 瀬崎 靖行	2014年 1月 AIU損害保険株式会社 入社 2024年 6月 AIG損害保険株式会社 執行役員 2025年 6月 AIG損害保険株式会社 取締役執行役員(現任) 2025年 6月 AIGパートナーズ株式会社 監査役(非常勤)(現任)
取締役	つじむら たけし 辻村 健	1996年 9月 AIU保険会社 入社 2015年 4月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 デュプティ・チーフ・ディストリビューション・オフィサー 2017年 4月 AIU損害保険株式会社 執行役員 2018年 5月 AIGパートナーズ株式会社 取締役(非常勤) 2020年 5月 AIG損害保険株式会社 執行役員 兼 デュプティ・チーフ・ディストリビューション・オフィサー 2021年 8月 AIG損害保険株式会社 執行役員 兼 チーフ・ディストリビューション・オフィサー 2022年 8月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 シニアエグゼクティブ ディストリビューション担当(現任) 2024年 6月 AIG損害保険株式会社 取締役執行役員 兼 チーフ・ディストリビューション・オフィサー(現任)
取締役	にしかわ くみ 西川 久美	2007年 6月 AIGテクノロジーズ株式会社 入社 2018年 3月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 執行役員 2018年 9月 AIG損害保険株式会社 執行役員 2021年 2月 テックマークジャパン株式会社 監査役(非常勤) 2022年 2月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 チーフ・オブ・スタッフ 2022年 2月 AIG損害保険株式会社 チーフ・オブ・スタッフ 2023年 6月 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 取締役(非常勤) 2023年11月 ティーベック株式会社 取締役(非常勤)(現任) 2024年 6月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 執行役員(現任) 2025年 6月 AIG損害保険株式会社 取締役(非常勤) 2025年10月 AIG損害保険株式会社 取締役執行役員(現任)

役 名	氏 名	略歴、地位、担当および他の法人等の代表の状況
監査役 (常勤)	しゅうどう とおる 首藤 透	2002年 2月 AIGテクノロジー株式会社 入社 2010年 3月 富士火災海上保険株式会社 執行役 2011年 6月 富士火災海上保険株式会社 取締役 兼 代表執行役副社長 2011年 9月 富士火災海上保険株式会社 代表取締役副社長 2013年 7月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 専務執行役員 2013年 7月 AIU損害保険株式会社 取締役(非常勤) 2013年 7月 富士火災海上保険株式会社 取締役(非常勤) 2017年 4月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 執行役員 2018年 6月 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 取締役(非常勤) 2019年 6月 ジェイアイ傷害火災保険株式会社 社外取締役(非常勤) 2019年 6月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 取締役執行役員 2024年 6月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 監査役(非常勤)(現任) 2024年 6月 AIG損害保険株式会社 監査役(常勤)(現任)
社外 監査役 (非常勤)	やまおか しゅう 山岡 修	1997年 8月 AIU保険会社 入社 2013年 4月 AIU損害保険株式会社 監査役(常勤) 2014年 6月 富士火災海上保険株式会社 社外監査役(非常勤) 2018年 1月 AIG損害保険株式会社 社外監査役(非常勤)(現任) 2018年12月 ジェイアイ傷害火災保険株式会社 社外監査役(非常勤)(現任)
社外 監査役 (非常勤)	やまもと たつまさ 山本 龍正	1986年 4月 AIU保険会社 入社 2016年 9月 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 執行役員 2025年 6月 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 監査役(常勤)(現任) 2025年 6月 AIG損害保険株式会社 社外監査役(非常勤)(現任)

(注) 山岡修、山本龍正は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

役員略歴に関する注記

1. 本表においては、アメリカン・インターナショナル・グループ・インク(AIG)、日本におけるAIGのグループ会社のうち保険持株会社と全保険会社に加え、AIGアセットマネジメント株式会社、AIGパートナーズ株式会社、テックマークジャパン株式会社、ティーベック株式会社、および過去にAIGと資本関係のあった会社(存続会社含む)における略歴に限定して記載しています。
2. 本表においては、社名は変更前についても現社名で記載しています。また、会社形態に過去に変更があった会社については、次のように記載を統一しています。
 - ・AIG損害保険株式会社について、2013年4月の日本法人化以前の前身会社はすべてAIU保険会社と記載するとともに、2017年12月31日まではAIU損害保険株式会社と記載しています。

(2) 執行役員の状況

役 名	氏 名	担 当
代表取締役社長 兼 CEO	ジェームス・ナッシュ	総括、中小企業セグメント保険部門
取締役執行役員 兼 CFO ^{※1}	ケント・ガーノー	経理・財務部門
取締役執行役員	瀬崎 靖行	商品認可届出管理部門
取締役執行役員 兼 CDO ^{※2}	辻村 健	ディストリビューション部門
取締役執行役員	西川 久美	社長室長 兼 チーフ・オブ・スタッフ、総務部門
執行役員	ジョージ・アージェシャヌー	個人セグメント保険部門
執行役員	東 隆	ディストリビューション部門 首都圏地域事業本部長
執行役員	阿部 瑞穂	大企業・中堅企業セグメント保険部門
執行役員	新垣 嘉章	ディストリビューション部門 関西地域事業本部長
執行役員	岩本 真一	レギュラトリー・コーポレートセクレタリー部門
執行役員	宇田 直人	人事部門
執行役員 兼 チーフ・アクチュアリー	梅田 和彦	数理部門
執行役員 兼 CRO ^{※3}	倉澤 一雄	リスク管理統括部門
執行役員 兼 Deputy CDO	小針 成由	ディストリビューション部門 企業営業本部長
執行役員	鈴木 健斗	ディストリビューション部門 中小企業セグメント担当 中小企業セグメント保険部門 商品開発 兼 プロジェクト担当
執行役員	説田 正親	ディストリビューション部門 営業開発担当
執行役員	フィリックス・チェン	内部監査部門
執行役員	林原 麻里子	広報・マーケティング部門
執行役員 兼 CIO ^{※4}	モハメッド・ハフィール	システム部門
執行役員	平田 千佳	法務部門、コンプライアンス部門
執行役員	松山 雅樹	オペレーション部門
執行役員	ジョン・モアフィールド	トランスフォーメーション・サービス部門
執行役員	湯本 英利	損害サービス部門

※1 CFOは、チーフ・ファイナンシャル・オフィサーの略です。

※2 CDOは、チーフ・ディストリビューション・オフィサーの略です。

※3 CROは、チーフ・リスク・オフィサーの略です。

※4 CIOは、チーフ・インフォメーション・オフィサーの略です。

5. 株主の状況

株主名	AIG ジャパン・ホールディングス株式会社 〒106-0041 東京都港区麻布台一丁目3番1号		
持株数	11,011 株		
	内 訳	普通株式	10,011 株
		A 種種類株式	1,000 株
持株比率	100%		

6. 会計監査人の状況

PwC Japan有限責任監査法人

7. 従業員の状況

(2026年3月31日現在)

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
5,486	47.3	16.4

□プライバシーポリシー

当社は、業務上取り扱うお客さまの個人情報を保護することをお約束します。

個人情報保護の重要性に鑑み、「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」、その他の関連法令等を遵守して、個人情報および個人番号を適正に取り扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。また、業務上必要な範囲内で、かつ適法で公正な手段により個人情報および個人番号を取得します。

当社では、当社のウェブサイトやその他の方法（例えば、保険契約の申込書・保険金請求書・取引書類、電話、電子メール等）により取得した個人情報および個人番号をプライバシーポリシーに基づき取り扱います。また、当社は、違法もしくは不当な行為を助長する等の不適正な方法で個人情報を利用しません。

※特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいいます。

※特定個人情報以外の個人情報の取扱いについては、以下「1. 個人情報の取扱いについて」をご覧ください。

※特定個人情報の取扱いについては、以下「2. 特定個人情報の取扱いについて」をご覧ください。

1. 個人情報の取扱いについて

(1) 個人情報に関するお問い合わせ窓口

当社による個人情報、仮名加工情報および匿名加工情報の取扱いに関するご質問については下記までお問い合わせください。

お問い合わせ窓口

AIG損害保険株式会社

顧客情報保護担当

電話番号（通話料無料）：0120-336-112

受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日および年末年始を除きます。）

なお、ご契約内容、事故、保険金・給付金のご請求については、契約取扱代理店、保険証券に記載または最寄りの当社営業店・損害サービスセンターにご照会ください。ご本人であることを確認させていただいたうえで対応します。

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人外国損害保険協会 (<https://www.fnlia.gr.jp/>) および一般社団法人日本損害保険協会 (<https://www.sonpo.or.jp/>) の対象事業者です。

対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を下記にて受け付けております。

お問い合わせ先

一般社団法人保険オンブズマン (<https://www.hoken-ombs.or.jp/>)

電話番号：03-5425-7963

受付時間：午前9時～12時、午後1時～5時（土・日・祝日および年末年始を除きます。）

一般社団法人日本損害保険協会 (<https://www.sonpo.or.jp/>)

そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京）

電話番号：03-3255-1470

受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日および年末年始を除きます。）

(2) 当社が取得する個人情報

お客さまと当社との関係性（例えば、記名被保険者、追加被保険者、保険金請求者、証人、代行者・指定代理人その他当社の業務関係者であるか）に応じて、当社が取得するお客さまの個人情報には以下のものが含まれます。なお、当社では、電話や電子メール等の通信手段によりご提供された情報（音声や映像等を含みます。）を録音、録画および保存する場合があります。

① 一般的な個人情報

氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、既婚・未婚の別、ご家族の状況、生年月日その他の各種保険契約および商品・サービス提供のお引き受け、ご継続・維持管理に関して必要な情報

② 財務情報および口座詳細

クレジットカード情報、銀行口座番号および口座詳細

適切な補償の提供のためにご収入の状況をお尋ねすることがあります。

③病状および健康状態

保険契約の締結・維持管理のため、現在および過去の心身の状態・病状、健康状態、傷害・障がいに関する情報、医療措置、個人的な習慣(例えば、喫煙・飲酒)、処方箋に関する情報、病歴等

④マネー・ローンダリング調査のための情報

保険契約者との保険契約に関する情報や、保険金請求者との保険金請求に関する情報等

⑤商品およびサービスをご提供するための情報

保険の目的物の所在地および特定(例えば、物件の住所、車両のナンバープレートまたは登録番号標)、保険の対象とする個人の年齢区分、ご家族の状況、保険証券・請求番号、保険対象・危険性の詳細、損害の原因、事故歴・損害歴、加入している他の保険、その他ご契約を希望される保険のお引き受け、ご継続・維持管理や、保険金・給付金等のお支払いに必要な情報(カメラ画像等を含みます。)

⑥各種市場調査やアンケートにご協力いただいたお客さまの回答内容

お客さまから当社に寄せられたご要望や嗜好、キャンペーン、商品抽選その他の販売促進活動への参加または任意の顧客満足度調査を含む各種市場調査への回答をお願いする場合があります。

(3) 当社の個人情報利用方法(利用目的)

当社は取得した個人情報を次の目的のために利用します。

①各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払い

例えば、次のようなことを行います。

- ご本人確認
- 当社の保険業務の一環としてのご本人およびその他の方々との連絡
- 当社の保険約款、当社のウェブサイトその他経営情報の変更に係る重要な情報のお客さまへの送付
- 保険契約をお引き受けするか否かの決定、ご請求内容の確認、処理、和解、請求に関する紛争の管理等
- お客さまの保険金・給付金等の請求権の確認、保険料およびその他のお支払いの事務手続き

②日本におけるAIGグループ会社・提携会社等が提供するものを含む各種商品やサービスのご案内・提供、それに関するご契約の維持管理

例えば、次のようなことを行います。

- お客さまの嗜好に基づくマーケティング情報(第三者たる特定取引先により提供された他の商品・サービスに関する情報を含みます。)のご提供
- お客さまそれぞれに合わせた情報および広告の提示による、当社のウェブサイト上の画面表示変更
- 保険、支援サービスのご提供
- 各種キャンペーン、セミナー、イベント等のご案内

③当社業務に関する情報提供および運営管理、商品・サービスの充実

例えば、次のようなことを行います。

- 当社とお客さまの通信(電話や電子メール等)内容の確認やモニタリングによる品質やセキュリティの向上およびトレーニングの実施
- 満足度調査を含む各種市場調査および分析の実施
- 当社インフラ・業務運営の管理、社内方針・手続の遵守(監査・財務・経理、請求・集金、ITシステム、データやウェブサイトの掲載、事業の継続を含みます。)および記録・文書・印刷の管理
- 苦情の解決およびデータのアクセスや訂正に関するご請求の取扱い

④保険に関連・付随する業務の実施

例えば、次のようなことを行います。

- 他の事業者から個人情報の取扱いの全部または一部を委託された場合等における当該業務
- 詐欺・マネー・ローンダリングを含む犯罪の防止、摘発および調査ならびにその他の商業上のリスクの分析・管理
- お客さまの居住国外の法令を含み適用となる法令・規制(マネー・ローンダリングやテロの禁止に関する法令・規制等)に基づく義務の遵守、法的手続の遵守および公共機関・政府機関(お客さまの居住国外の公共機関・政府機関を含みます。)からの要請への対応

⑤当社が有する債権の回収

⑥外国にある事業者を含む事業者との間の再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求

⑦お客さまとのお取り引きおよび当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

⑧その他上記に付随する業務

(4) 個人データの第三者への提供および第三者からの取得

①当社は、次の場合を除いて、ご本人の個人データを第三者に提供することはありません。

- ご本人が同意されている場合
- 利用目的の達成に必要な範囲内において、保険代理店を含む委託先(情報ベンダーなどの外国にある事業者を含む)へ提供する場合
- 再保険(再々保険以降の出再を含みます。)の手続をする場合(外国にある事業者との間の手続きを含みます。)

- ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
 - その他法令等に根拠がある場合
- ※外国にある第三者への個人データの提供の詳細については、以下「(9) その他の重要な情報」をご覧ください。
- ②当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には、当該提供に関する事項(いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等)について記録し、個人データを第三者から取得する場合(個人関連情報を個人データとして取得する場合を含みます。)には、当該取得に関する事項(いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等)について確認・記録します。

(5) 個人データの共同利用

次の場合、当社は個人データを共同利用することがあります。

① 損害保険業界

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<https://www.sonpo.or.jp/>)をご覧ください。

また、自賠責保険における適正なお支払いのために、損害保険料率算出機構との間で個人データを共同利用します。詳細につきましては、損害保険料率算出機構のホームページ(<https://www.giroj.or.jp/>)をご覧ください。

② 代理店等情報の確認業務

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用します。また、損害保険代理店の委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<https://www.sonpo.or.jp/>)をご覧ください。

③ 国土交通省への個人データ提供

当社は、原動機付自転車および軽二輪自動車の自賠責の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間を満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人情報を国土交通省へ提供し、同省を管理責任者として同省との間で共同利用します。詳細につきましては、国土交通省のホームページ(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/about/punish/index.html>)をご覧ください。

④ グループ会社

当社は、お客さまの個人データをAIGグループ会社との間で共同利用する場合があります。
この場合においても、それぞれの会社がお客さまの個人データを、責任をもって管理します。

● 日本におけるAIGグループ会社

[共同利用する個人データ]

氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容、事故状況、保険金支払状況等の内容

[共同利用の目的]

- グループ会社からの商品やサービスのご案内・提供
- ご契約の維持管理
- 商品・サービスの充実
- その他各社の事業に関連・付帯する業務

[共同利用する者の範囲]

日本におけるAIGグループ会社

下記のURLに記載のとおりです。

<https://www-510.aig.co.jp/about-us/companies.html>

● AIGグループ会社

AIGグループでは、AIGグループの経営管理・内部統制を目的として、下記の範囲内で必要な場合に限り個人データを共同利用する場合があります。

[共同利用する個人データ]

氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容、事故状況、保険金支払状況等の内容

[共同利用の目的]

AIGグループの適正な経営管理、コンプライアンス・リスク管理・内部監査等の内部統制、その他の内部管理

[共同利用する者の範囲]

AIG, Inc. および同社の公開財務諸表に記載された連結子会社*

(*連結子会社：米国証券取引委員会のウェブサイトから入手できるForm 10-Kの付属書類21 (<https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/5272/000000527226000023/q42025exhibit21.htm>) をご覧ください。)

- AIGグループ会社との個人データの共同利用における管理責任者(住所および代表者の氏名)は下記のURLに記載のとおりです。

<https://www.aig.co.jp/sonpo/company/profile>

[AIGグループについて]

AIG グループ(ニューヨーク証券取引所銘柄：AIG)は、世界の保険業界のリーダーであり、200以上の国や地域で、法人および個人のお客さまの資産を守り、リスクマネジメントをサポートするための保険ソリューションをAIGの事業、免許・認可およびその協力パートナーを通じて提供しています。

日本では、AIG損害保険株式会社、アメリカンホーム医療・損害保険株式会社、ジェイアイ傷害火災保険株式会社、AIGパートナーズ株式会社、テックマークジャパン株式会社などが事業を展開しています。

(6) センシティブ情報の取扱い

当社は、個人情報保護法、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」その他の関連法令等に定める要配慮個人情報を含むセンシティブ情報(以下「センシティブ情報」といいます。)を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- ①保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ②相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ③保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属または加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ④法令等に基づく場合
- ⑤人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合、公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ⑥国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(7) 信用情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の9に基づき信用情報に関する機関(ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および保険会社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。)から提供を受けた情報であってご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

(8) 安全管理措置

当社は、お客さまの個人データを正確、最新のものにしよう常に適切な処置を講じています。

また、個人データの漏えい、滅失またはき損の防止等、その管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じるとともに、その取扱いに関する社内規程、組織体制、従業員への定期的な点検および研修体制を整備しています。加えて、外部からの不正アクセスを保護する仕組み等を導入しており、十分なセキュリティ対策を講じています。

当社の講じる保有個人データの各種安全管理措置の詳細は、「保有個人データの取扱いについて当社の講じる安全管理措置」をご覧ください。

なお、当社とのやりとりが安全でないと考えられる理由がある場合(お客さまから当社に提供した可能性のある個人情報の安全性が損なわれていると考えられる場合等)は、直ちにお知らせください。

(上記「(1)個人情報に関するお問い合わせ窓口」をご覧ください。)

(9) その他の重要な情報

- ①当社が取り扱う個人情報が、利用目的に照らして信頼できるものであるよう、また、このプライバシーポリシーに記載された目的を実施するために必要な範囲において正確かつ完全であるよう、確実を期すため合理的な措置を講じます。また、法令による規定・許可により期間延長がなされる場合を除き、このプライバシーポリシーに記載された目的を達成するために必要な期間、個人情報を保持します。

- ②当社が業務委託契約に基づき委託先に個人データ(当社が個人データとして取り扱うことを予定している個人情報を含む、以下本②において同じ)を提供する場合は、係る委託先を慎重に選定するものとし、また、選定された委託先においては、個人データの秘密および安全を保護するために適切な措置を講じなければならないものとします。当社に代わり個人データを取り扱う委託先は、厳重なセキュリティ基準を適用することが求められます。万一、個人データに関する事故が発生した場合には、当社は迅速かつ適切に対応します。加えて、当社は委託先に対する必要かつ適切なモニタリング・点検を定期的に行うとともに、二段階以上の委託を行う場合には、モニタリング・点検を通じて委託先の事業者が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについても確認を行います。

当社では、例えば、次のような場合に個人データの取扱いを委託しています。

- 保険契約の募集に関わる業務
 - 損害調査に関わる業務
 - 情報システムの開発・保守および運用に関わる業務
 - 保険業務の事務処理、保険証券の作成・発送に関わる業務等
- ③上記の目的のため、外国に個人情報を送る場合があります。例えば、お客さまが海外に滞在する際に、海外旅行保険に関する請求の処理および緊急医療サポート業務を行うため、個人情報を送ることがあります。また、当社のAIGグループ会社、委託先および政府・公共機関に対し、国境を越えて情報を送る場合もあります。
- ④当社は、外国(個人の権利利益を保護するうえで我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除きます。)にある第三者(個人データの取扱いにつき個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除きます。)に個人データを提供する場合には、個人情報保護法第27条第1項各号に掲げる場合を除き、ご本人からこれを認める同意またはこのプライバシーポリシーの関連する条項にしたがってこれを提供することを認める同意を取得します。このプライバシーポリシーで想定している当社による外国にある第三者への個人データの提供には、以下のものがあります。

- ご本人の同意に基づく提供の場合

提供の理由	外国にある再保険会社に対する出再に際して個人データを提供する場合
主な提供先の国名	米国(保険引受リスク分散の観点等から再保険会社を決定するため、保険引受および同意取得の時点では、最終的な移転先の外国の名称を特定することができません。)
提供先における個人情報保護制度の有無	https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore_report_america/

- 外国にある委託先に対する業務委託に際して個人データを提供する場合

主な委託業務	システムの開発・保守および運用
主な提供先の国名	米国

- 外国にあるAIGグループ各社と個人データを共同利用する場合

詳細は、上記「(5)個人データの共同利用」をご覧ください。

- ⑤損害調査など、個人を特定する目的以外の目的でカメラ画像を利用する場合、当社は、関連するガイドライン等に従い、適切にデータを取扱います。

(10)個人情報の取扱いに関する継続的改善

当社は、個人情報の取扱いに関して定期的に見直し、一層の個人情報保護のために継続的改善に取り組んでまいります。

なお、このプライバシーポリシーの内容に変更が生じた場合は、すみやかに当社のウェブサイト等に掲載・公表します。

(11)保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等のご請求

- 当社は、保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等のご請求があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、適切に対応します。なお、ご要望にお応えできない場合は、ご本人に理由を説明します。利用目的の通知請求および開示請求については、当社所定の手数料をいただきます。
- これらの具体的な請求手続きについては、上記「(1)個人情報に関するお問い合わせ窓口」までご連絡ください。

(12)当社のウェブサイトを通じて取得するその他の情報

「その他の情報」とは、ご本人を特定しない次のような情報をいいます。

- ブラウザ情報
- クッキー(cookie)、ピクセルタグ(pixel tag)等を通じて取得される情報
- お客さまから提供を受ける人口統計情報等
- 総計情報

(13) 当社が取得するその他の情報

当社および第三者たる当社の委託先は、次の方法を含む様々な方法により、その他の情報を取得する場合があります。

①インターネットブラウザによる方法

IPアドレス（お客さまのコンピュータのインターネット上のアドレス）、ディスプレイ解像度、オペレーティングシステムの種類（ウィンドウズかマックかの別）・バージョン、インターネットブラウザの種類・バージョン、閲覧日時、閲覧ページ等一定の情報は、ほとんどのウェブサイトを通じて取得されます。当社は、これらの情報を、当社のウェブサイトの利用度の算出、サーバ・トラブル診断の支援および当社のウェブサイトの管理等のために利用します。

②クッキーの利用

クッキーとは、お客さまが利用されているコンピュータ上に直接保存される情報です。当社は、クッキーにより、お客さまのコンピュータを認識し、インターネットブラウザ、当社のウェブサイトの利用に費やされた時間、閲覧ページ、言語選択等の情報を取得することができます。また、安全確保のために当該情報を利用することで、ナビゲーションを円滑化し、より効果的に情報を提示し、お客さまが当社のウェブサイトを閲覧される際の操作性の向上に役立て、または、当社のウェブサイトの利用に関する統計情報を取得することもできます。クッキーには、お客さまの連絡先が判明するような情報は含まれておりません。

さらに、当社は、クッキーの利用により、お客さまが最も関心を寄せられるような広告・ご提案を行うこともできます。また、クッキーを利用して当社の広告に対するお客さまのレスポンスを追跡したり、クッキー等のファイルを利用してお客さまの他のウェブサイトのご利用状況を追跡したりすることもできます。

なお、お客さまのコンピュータのブラウザの設定を調整することで、当社が利用する他のクッキー受信を拒否することができます。ただし、これらのクッキーを受信されない場合、当社のウェブサイトや一部のインターネット商品を利用する際にご不便が生じる場合があります。

③ピクセルタグ、Webバグ、クリアGIF等の利用

これらは、当社のウェブサイトの一部およびHTML形式の電子メールに関連して、特に、当社のウェブサイトの利用者および電子メールの受信者の行動の追跡、マーケティングキャンペーンが成功したか否かの判断および当社のウェブサイトの利用・レスポンス率に関する統計の編集に使用される場合があります。

当社はアクセス解析サービスを利用することがあります。これは、当社のウェブサイトがお客さまにどのように利用されているかについて、より理解することで、その改善を図るため、クッキーとWebバグ等を使用するものです。

④お客さまからのご提供によるもの

一部の情報（お客さまの位置情報や希望される連絡方法等）は、これがお客さまから任意に提供される際に取得されます。個人情報と併用される場合を除き、本情報により個人が特定されることはございません。

⑤情報の総計によるもの

当社は、一定の情報を総計し、利用する場合があります。（例えば、特定の市外局番の当社利用者の割合を算出するために情報を総計する場合があります。）

(14) 個人関連情報の取扱い

当社において、ご本人を特定できない上記「(12) 当社のウェブサイトを通じて取得するその他の情報」に記載の情報等のご本人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報または匿名加工情報のいずれにも該当しない情報を個人関連情報といいます。

当社では、この個人関連情報を第三者に提供することがありますが、提供先において、個人データとして取得することが想定される場合には、ご本人の同意を得ない限り、当該個人関連情報を第三者に提供いたしません。

また、当社が個人関連情報を受領する場合においても同様に、個人関連情報を個人データとして取得する場合は、ご本人の同意を得ない限り、個人関連情報を取得いたしません。

(15) 仮名加工情報の取扱い

①仮名加工情報の作成

当社は、仮名加工情報（法令に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報）を作成する場合には、次の対応を行います。

- 法令で定める基準にしたがって、適正な加工を施すこと
- 法令で定める基準にしたがって、仮名加工情報に係る削除情報等の情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- 作成した仮名加工情報の利用目的を公表すること

②仮名加工情報の提供

当社は、作成した仮名加工情報を委託先および共同利用先に提供する場合があります。

(16) 匿名加工情報の取扱い

① 匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報(法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの)を作成する場合には、次の対応を行います。

- 法令で定める基準にしたがって、適正な加工を施すこと
- 法令で定める基準にしたがって、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- 作成した匿名加工情報の利用目的を公表すること
- 作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- 作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

② 匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

2. 特定個人情報の取扱いについて

(1) 特定個人情報の適正な取得

当社は、適法かつ公正な手段によりお客さまの特定個人情報を取得します。また、法令で定められた場合を除き、特定個人情報の提供を求めることはありません。

(2) 特定個人情報の取扱い、利用の範囲(利用目的)

当社では、取得したお客さまの特定個人情報を法令で限定された利用範囲内で、かつ当社において定める下記の利用目的の範囲内でのみ取扱いします。当社は、当該範囲を超えて、特定個人情報を取得または利用せず、また、法令で認められた場合を除き第三者提供を行いません。

① 利用目的

当社は、取得した特定個人情報を、法令に定められた次の個人番号関係事務を行う目的のために利用します。

- 保険取引に関する支払調書等の作成事務
- 報酬・料金等、不動産使用料、不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務

② 例外

当社は、法令に基づき次の場合にも特定個人情報の利用を行うことがあります。

- 激甚災害時等に金銭の支払を行う場合
- 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意がある場合、または本人の同意を得ることが困難である場合

(3) その他事項

その他、特定個人情報の取扱いについては、上記「2. (1)」および「2. (2)」に加え、上記「1. (1)」 「1. (8)」 「1. (9) ①・②」 「1. (10)」および「1. (11)」を準用します。

3. プライバシーポリシーに関するその他の事項

(1) 第三者のウェブサイト

このプライバシーポリシーは、当社のウェブサイトリンクが貼られたサイトの運営者を含むいかなる第三者のプライバシー、情報その他業務について記載したものでもなく、これらについて責任を負うものでもありません。また、当社のウェブサイトリンクが貼られたサイトを当社または当社のグループ会社が支持していることを意味するものでもありません。

(2) プライバシーポリシーの変更

当社は定期的にプライバシーポリシーを見直し、当社の業務および法令の変更を勘案してこれを変更することがあります。最新情報については当社のウェブサイトに掲載します。

4. 個人情報取扱事業者名

個人情報取扱事業者(住所および代表者の氏名)は下記のURLに記載のとおりです。

<https://www.aig.co.jp/sonpo/company/profile>

「保有個人データの取扱いについて当社の講じる安全管理措置」
(プライバシーポリシー 別紙)

本書に記載する安全管理措置は、当社が取得または取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱うことが予定されているものについても実施します。

	講じなければならない措置	手法について
基本方針の策定	個人データの取扱いに係る規律の整備	お客さまの情報保護の基本方針として「プライバシーポリシー」を公表しています。また、基本方針に定めた内容を実践し、お預かりした大切なお客さま情報の保護を図るため、お客さま情報の適正な管理および業務への利用等に係る事項を社内規程に定め、お客さま情報の適正な取扱いに努めています。
組織的安全管理措置	組織体制の整備	顧客情報保護に係る事項の統括として、顧客情報統括管理責任者を定めています。また、各部署の責任者を顧客情報管理者と定め、各部署における顧客情報に関する安全管理措置に係る取扱い等の管理を行い、役職員が各種社内規程に基づき顧客情報を取扱うこととしています。あわせて、各部署で取扱う個人データについて点検を実施しています。
	個人データの取扱いに係る規律に従った運用	個人データの取扱いに関する各種社内規程に基づき個人データを取扱う各種システムについては、そのIDの適切な管理や、アクセスログの記録などを行い、取扱状況を検証できる体制を整備しています。
	個人データの取扱状況を確認する手段の整備	個人データの取扱い状況を確認できる手段として、個人データの項目、利用目的、保管場所、保管期限、所管部署、アクセス制御の状況等を含む台帳を整備しています。
	漏えい等の事案に対応する体制の整備	漏えい等の事案が発生した際の対応方法を個人データの取扱いに関する各種社内規程に定め、適時に事故の調査と原因の究明、再発防止策の策定、本人への通知、監督当局への報告などを行える体制を整備しています。
	取扱状況の把握および安全管理措置の見直し	個人データの取扱いに関する点検体制を整備し、各部署で点検を実施するとともに、当該部署以外の者による点検体制を整備し、実施しています。
人的安全管理措置	役職員の雇用や教育等	個人データの取扱いに関して、役職員と非開示契約等を締結するとともに就業規則等を整備しています。あわせて、安全管理実務基準を定め、役職員の役割・責任を明確にし、役職員に対して安全管理措置の周知徹底および教育を実施しています。
物理的安全管理措置		個人データを取扱う区域や機器等については、以下のような物理的措置を講じています。 • 管理区域への入室制限 • 紛失や盗難防止のための書類等の施錠保管 • 記録の暗号化 • 復元不可能な方法での廃棄 等
技術的安全管理措置		個人データを取扱う情報システム等については、以下のような技術的措置を講じています。 • アクセス者の識別、認証およびアクセス権の限定 • システムファイアウォールの設置 • システムセキュリティ対策の最新化 • アクセス等の監視 等
外的環境の把握	外国において個人データを取扱う場合	当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握したうえで、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じています。

□利益相反管理方針

1. 方針

当社は、保険業法その他の関連法令を遵守し、当社の保険関連業務に関するお客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理することに努めます。

2. 社内規程等の整備

前記1.の目的を達成するために、当社において利益相反に関する社内規程、マニュアル等を整備し、適正に業務を遂行します。

3. 利益相反管理の対象となる取引およびその類型

(1) 管理対象取引

本方針に基づく利益相反管理の対象とする取引とは、当社またはAIGグループに属する国内外の金融機関等（「グループ内金融機関等」）が行う取引のうち、当社が行う保険関連業務に係るお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。

(2) 管理対象取引の類型

当社では、利益相反のおそれのある取引を以下のとおり類型化しています。

- ①お客さまと当社またはグループ内金融機関等との利害が対立する取引
- ②お客さまと当社またはグループ内金融機関等の他のお客さまとの利害が対立する取引
- ③お客さまとの取引を通じて入手した情報を不当に利用して、当社またはグループ内金融機関等が不当な利益を得る取引
- ④お客さまとの関係を通じて入手した情報を不当に利用して、当社またはグループ内金融機関等の他のお客さまが不当な利益を得る取引
- ⑤その他お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引

4. 管理体制・特定方法・管理方法

当社では、利益相反のおそれのある取引を以下の方法により特定・管理します。

- (1) 当社は、お客さまとの利益相反を一元的に管理するために利益相反管理統括部署を定めます。
- (2) 当社各部署は、お客さまとの取引により取得した情報に照らして、前記3. (2)に列挙した類型に該当するおそれがあると判断した場合、直ちに、当社の利益相反管理統括部署に報告します。
- (3) 利益相反管理統括部署は、上記報告を受け、必要に応じて関連部門と協議し、利益相反のおそれのある取引に該当するか否かを判断します。
- (4) 利益相反管理統括部署は、利益相反のおそれのある取引に該当すると判断する場合には、以下に掲げる方法またはその他適切な措置をとります。
 - ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する。
 - ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する。
 - ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する。
 - ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのあることについて、お客さまに適切に開示する。

□コンプライアンス基本方針

1. 目的

本基本方針は、コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、自己の責任に基づいて、コンプライアンス重視の企業風土を確立するとともに維持・向上し、公正・透明・健全・適切な業務運営を遂行するための基本となる事項を定めるものです。

2. コンプライアンスの定義

コンプライアンスとは、法令遵守に留まらず、お客さまや社会の信頼に応え、企業の社会的責任を果たしていくことをいいます。当社は、すべての役員および社員がコンプライアンスの担い手として、誠実にお客さまや社会との信頼関係を築いていくために、コンプライアンスの推進に取り組みます。

3. コンプライアンス実現のための基本原則

(1) 法令等の遵守と誠実かつ公正な企業活動

- 日本および米国の法令等を厳格に遵守するとともに各国の慣習・文化ならびにビジネス慣行を尊重し、適正な事業活動を行います。
- 具体的な行動指針や判断の基準としてのAIGの行動規範を遵守します。

(2) 透明性の高い経営

- 経営方針や財務・業務に係る経営情報等の積極的かつ公正な開示を行います。
- 適時適切な情報開示を行うために、経営情報について正確な記録を作成・管理します。また、内部や外部の監査・検査に対して十分に協力します。

(3) 公正な事業活動

- 取引先との健全な関係を確保し適切かつ公正な取引を行います。
- 業務上の地位を利用して金品その他の不正の利益を得ることや、ビジネス上の決定に不適切な影響を及ぼす接待・贈答の授受は行いません。
- 公正で自由な競争を妨げる談合やカルテルなどの行為を行いません。
- 著作権・商標権・特許権の知的財産権を尊重し、これらの権利を侵害しません。
- 当社およびAIGの正当な利益に反して、自己またはAIG各社や第三者の利益を図る行為は認めません。

(4) お客さまの利便の向上と保護

- お客さまが安心して選択できる商品・サービスを適正に提供するように努めます。
- お客さまが保険加入の判断を行う際に参考となるべき情報を提供し、理解しやすい適切な方法で説明します。また、お客さまのご意向を把握し、ご意向に沿った提案と説明を行うことに努めます。さらに、お客さまのご意向と合致しているか、お客さまと確認することに努めます。
- お客さまからいただいた苦情やご意見・ご要望に感謝し真摯に受け止め、商品・サービスや業務の品質向上に努めます。
- 個人情報および企業情報を適切に管理します。

(5) あらゆる関係者の人権の尊重

- お客さま・取引関係者・社員等の多様性や個人としての尊厳を尊重します。
- いかなる理由・状況においても不合理な差別や人権侵害を決して容認しません。
- 安全で健全な職場環境を維持し、いかなる理由・状況においても、セクシュアル・ハラスメント等のハラスメントを行いません。

(6) 企業市民として社会との良好な関係の維持

- 業務上知り得た重要な非公開情報を使用して株式等の売買を行いません。また、重要な非公開情報を許可なく他に伝えません。
- 環境保全とビジネス展開とを両立させます。
- 自らの社会的責任を十分に認識し、米国および我が国の経済制裁ルールを遵守するとともに、反社会的勢力に対しては、当社および日本におけるAIG各社が一丸となって毅然とした態度を維持し、適切な対応を行います。あわせて、マネー・ローンダリングを防止します。

□反社会的勢力に対する基本方針

当社は、業務の適切性および健全性を確保するため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、「反社会的勢力に対する基本方針」を定めます。

1. 取引を含めた一切の関係遮断

取引関係(提携して融資取引を実施する場合を含む。)も含め、反社会的勢力とは、一切の関係を持ちません。

反社会的勢力に関する情報の収集に努めるとともに、取引関係の審査を行います。取引後に反社会的勢力と判明した場合には、利益供与とならないよう必要な措置を講じます。

反社会的勢力による不当要求に対しては断固として拒絶します。

2. 組織としての対応

反社会的勢力との関係遮断にあたっては、組織全体として対応し、役員、社員および代理店等の安全を確保します。

3. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力による不当要求が、役員、社員および代理店等の不祥事を理由とするものであっても、その事実を隠ぺいするための裏取引や資金提供は一切行いません。

4. 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。

5. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。



AIG損害保険株式会社

〒106-0041 東京都港区麻布台1-3-1

Tel. 03-6848-8500（大代表）

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

